

福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアル
[公共交通機関の施設編]
改正案

【凡例】

ページ上部に **参考** とあるページ
及び **参考** と表示されたコラムは、
意見公募対象外です。

目次

I 概要編

1 施設整備の考え方	2
2 福祉のまちづくり条例の理念	3
3 福祉のまちづくり条例のあゆみ	
(1) 福祉のまちづくり条例の経緯（公共交通機関の施設に関するもののみ）	4
(2) 福祉のまちづくり条例施行規則改正（令和2年2月）のポイント	5
4 条例・施行規則の対象	
(1) 対象施設	6
(2) 対象行為	6
(3) 対象項目	8
5 手続きの流れ	9
6 マニュアルの見方	10

《コラム》

・ 障害を理由とする差別の解消	2
・ ハード整備の適正な利用の推進	4
・ 工事期間中の配慮	7
・ センター北、センター南の案内サイン事例	18
・ 緊急時の段差解消	19
・ エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性	40
・ エスカレーターでの歩行への注意喚起	42
・ 車両とホームの段差・すき間の目安値	44
・ 機能分散	53
・ 男女共用トイレ	53
・ 大きめのシート	54
・ フラッシュライト	59
・ やさしい日本語	70
・ 多様な利用者に配慮した情報提供	83

II 施設整備マニュアル編

1 移動等円滑化された経路	14
2 出入口	20
3 通路	22
4 改札口	24
5 階段	26
6 傾斜路	30
7 手すり	34
8 エレベーター等	36
9 エスカレーター	42
10 鉄道の駅のホーム	44
11 バス停留所	46
12 タクシー乗り場	48
13 便所	
1. 全ての便所に関する基準	50
2-1. 車いす使用者用便房に関する基準	60
2-2. オストメイト用便房に関する基準	64
3. ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準	66
14 案内表示	68
15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	72
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	80
17 警報設備及び避難口誘導灯	82
18 附帯設備	84

I

概要編

施設整備の考え方

公共交通機関の施設は、目的とする場所に安全かつ円滑に到達するための重要な施設です。そのため、全ての人が安全に移動できるよう、駅舎、バスターミナル、港湾旅客施設等の整備が必要です。

誰もが同じように利用できる施設にするためには、計画立案時から配慮した整備内容にすることが重要です。

(1) 「障害者権利条約」の採択、「障害者差別解消法」の制定

平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」（いわゆる「障害者権利条約」）を批准しました。この条約の中には、「社会モデル」という考え方が反映されています。社会モデルとは、「障害」は障害者ではなく社会が作り出しているという考え方です。条約の批准に向けた国内法の整備の一環として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました。この法律の目的は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することです。

(2) 合理的配慮の提供

障害者差別解消法は、行政機関や事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、負担になり過ぎない範囲での合理的配慮（※）の提供を求めています。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
民間事業者	 禁止 してはならない	 努力義務 するよう努めなければならない
国の行政機関、地方公共団体等	 禁止 してはならない	 法的義務 しなければならない

※ 合理的配慮

障害のある人から、社会の中にある障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で、障害のある人にとって日常生活を送る上での障壁を取り除くための配慮を行うこと。

合理的配慮の例

合理的配慮の提供にあたっては、障害のある人がサポートを必要としているか、どのようなサポートが必要かなど、当事者の意思を確認することが大切です。また、施設の新設・改修時には当事者の声を聞き、施設整備に反映させるなど、基準を守ったうえで、利用者の使いやすさに配慮することも重要です。

不当な差別取扱いや合理的配慮の具体的な事例は内閣府のホームページで公開されています。

「合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

(駅員が「お手伝いしましょうか」と声をかけているイラスト)

(3) バリアフリー法の改正

障害者権利条約の採択、障害者差別解消法の制定の流れを受け、平成30年5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「バリアフリー法」）が改正されました。それに伴い、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下「交通バリアフリー基準」といいます。）」及び「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン 旅客施設編（以下「バリアフリー整備ガイドライン」といいます。）」が改正され、バリアフリー水準の底上げが図られました。

また、令和2年にもバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等によるソフト対策の取組が強化されました。これまで進めてきたハード面のバリアフリー化に加え、ハード・ソフトの一体的な取組を推進することが明記されました。障害者権利条約の社会モデルの考え方にに基づき、これまで着実に進めてきた施設整備に加え、誰もが同じように利用できる施設にするために管理運用も含めて環境整備を行うことが求められています。

福祉のまちづくり条例の理念

この条例は、横浜に関わる全ての人々が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたもので、知識や情報といった無形の要素であるソフトと、施設や設備といった有形の要素であるハードを一体的に推進することを基本としています。

横浜市福祉のまちづくり条例は、「基本的人権の保障とノーマライゼーション」「生活者主体の視点」「市民・事業者・行政による協働」という制定当初からの基本的な考え方に加え、暮らすだけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指しています。

福祉のまちづくり条例（平成24年12月全部改正）前文

横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに生かされ、昭和49年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。

近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題も生じている。

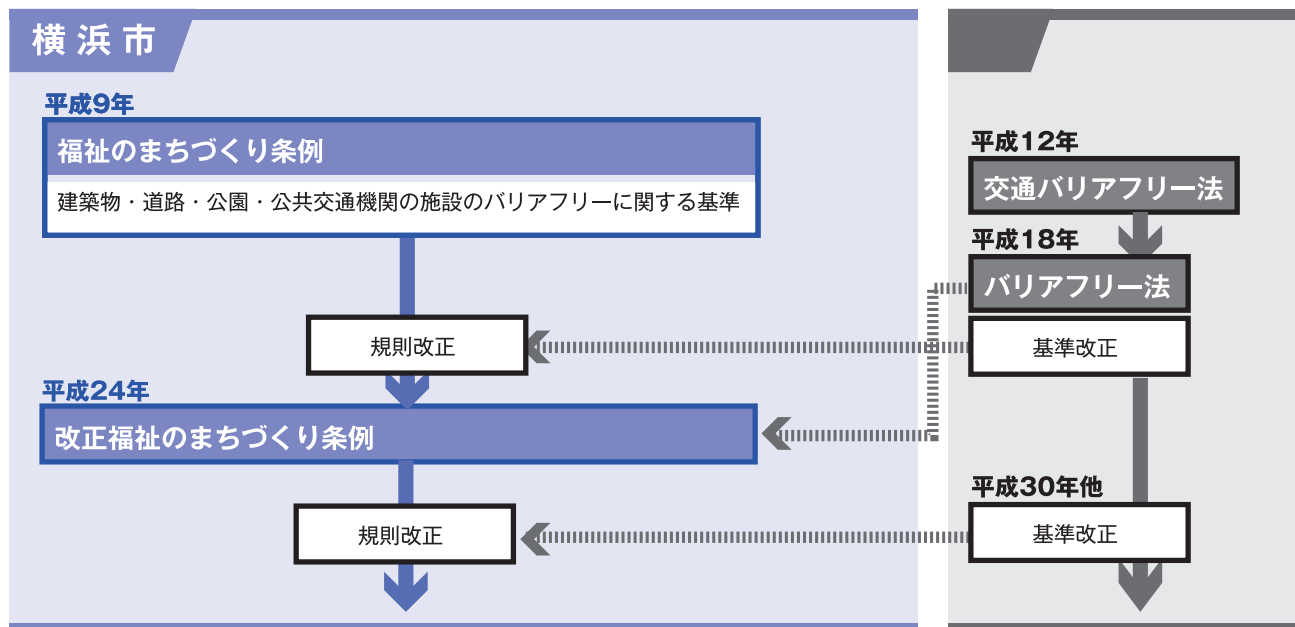
このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、一人一人の個性を尊重し、認め合う社会が求められている。

福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市民、事業者及び行政による協働に加え、暮らすだけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指し、この条例を制定する。

ハード整備の適正な利用の推進

福祉のまちづくり条例のあゆみ

(1) 福祉のまちづくり条例の経緯（公共交通機関の施設に関するもののみ）



(2) 福祉のまちづくり条例施行規則 改正（令和2年4月）のポイント

平成30年3月に、バリアフリー法に基づく「交通バリアフリー基準」及び「バリアフリー整備ガイドライン」が改正されたことに伴い、内容の整合性を図るため横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準を見直しました。

改正の主な内容は以下のとおりです。

① バリアフリールートを追加

公共通路から車両等の乗降口までの一連のルートの整備によって、バリアフリールートが構成されることがわかるよう明文化しました。また、バリアフリールートの最短化・複数化を規定しました。

② 利用の状況に合わせて、エレベーターの台数や大きさを定めることを規定

鉄道駅等の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮してエレベーターの台数、大きさを定めることを規定しました。

③ 便所に乳幼児連れ用設備を設置することを規定

乳幼児連れ用設備（おむつ交換台、ベビーチェア）の設置及び設置場所を規定しました。

※バリアフリー法と福祉のまちづくり条例は制定の経緯が異なるため、内容が必ずしも一致するわけではありません。

条例・施行規則の対象

(1) 対象施設

① 一般都市施設

条例で定める「不特定かつ多数の者の利用に供する施設及びこれらに準ずる施設」のことです。

② 指定施設

一般都市施設のうち福祉のまちづくりの観点から特に公共性が高い施設として、福祉のまちづくり条例施行規則で定める種類及び規模のものをいいます。公共交通機関の施設においては、全ての施設が指定施設となります。

対象となる施設一覧

区分	一般都市施設	指定施設
鉄道の駅	鉄道の駅	全ての施設
軌道の停留所	軌道の停留所	全ての施設
港湾旅客施設	港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設	全ての施設
バスターミナル等	(1)自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル (2)その他これに類する施設	全ての施設

(2) 対象行為

条例第26条において、指定施設の新築又は改修を行う際には指定施設整備基準の遵守が義務付けられています。

対象項目に関連する新築又は改修は、規模に関係なく原則全て対象行為になります。

工事期間中の配慮

バリアフリー化された施設を完成させるだけでなく、工事をしている間もバリアフリーの配慮が必要です。迂回が必要になったり、トイレやエレベーターが使えないなど普段どおりの利用ができない状況が発生すると、公共交通機関を利用しにくくなってしまいう人もいます。そのため、あらかじめ工事の内容などについて情報提供しておくことが必要です。その際には、様々な人が情報を入手しやすいよう、音声や文字など複数の手段で情報提供することが望ましいです。現地に着する前に情報を入手できるようウェブサイト等でも情報提供します。

提供する情報の例

- ・工事の名称
- ・工事の主体
- ・工事の箇所、範囲
- ・工事の期間（目安や予定でも可）
- ・迂回路、移動等円滑化された迂回路（困難な場合は段差解消手段）
- ・代替の設備（仮設トイレなど）の場所

（利用者が工事の案内を見ているイラスト）

トイレやエレベーターなどの改修の場合は、従来あった場所の近くに代替のものを用意することが望ましいです。仮設のものを設置したり、近くにある同等の設備を案内するなど配慮が必要です。

（スマホで情報を見ているイラスト）

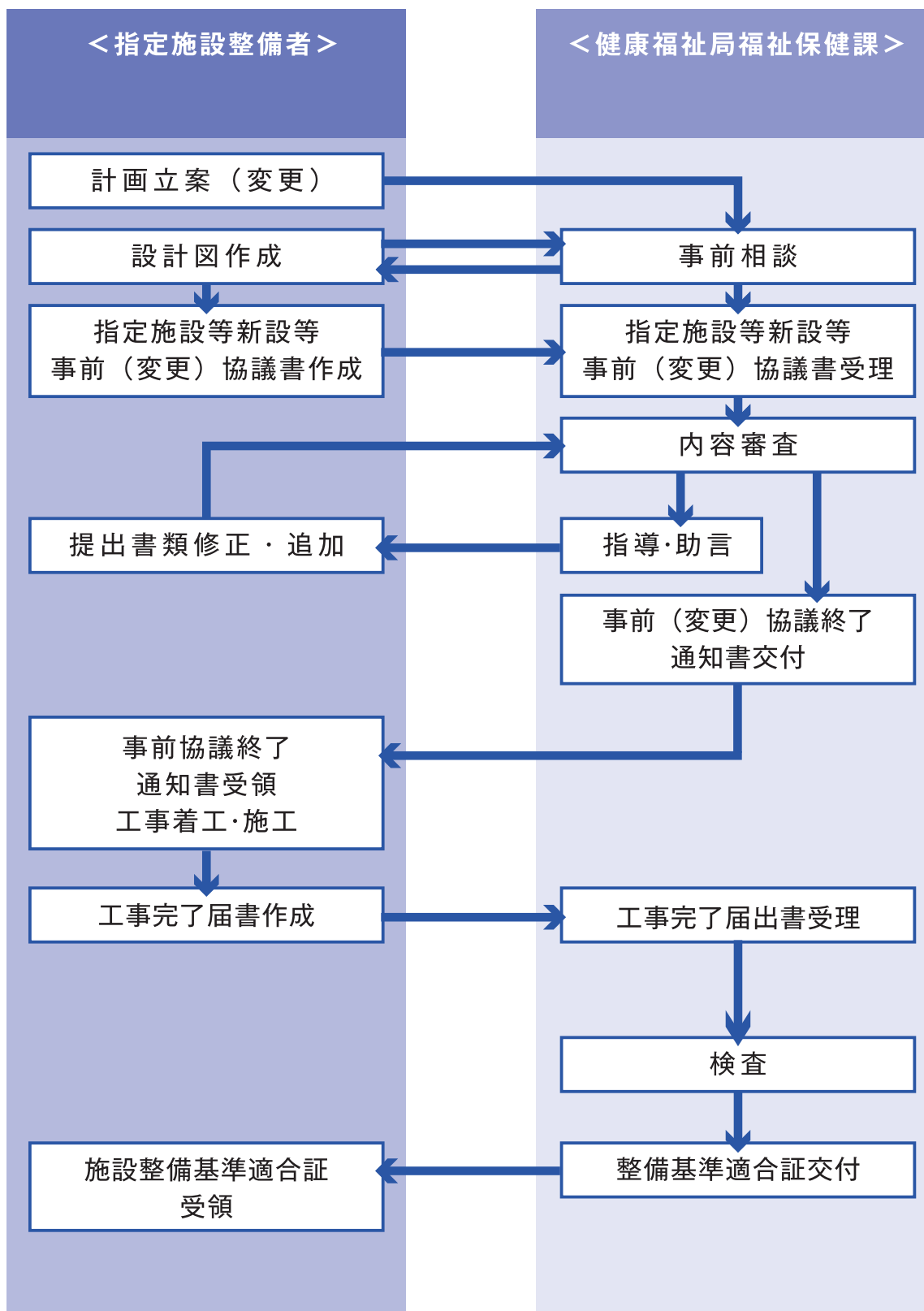
(3) 対象項目

規則別表9 公共交通機関の施設 整備基準適用一覧

区分	整備項目																	
	1 移動等円滑化された経路	2 出入口	3 通路	4 改札口	5 階段	6 傾斜路	7 手すり	8 エレベーター	9 エスカレーター	10 鉄道の駅のホーム	11 バス停留所	12 タクシー乗り場	13 便所	14 案内表示	15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	17 警報設備及び避難口誘導灯	18 附帯設備
1 鉄道の駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
2 軌道の停留所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
3 港湾旅客施設	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
4 バスターミナル等	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○

※別表第8の1の項(7)に規定する整備基準「線路、水路等を挟んだ各側に出入口がある場合には、それぞれを移動等円滑化しなければならない。」は、適用しません。

(利用者がバスターミナルの点字や音声案内を利用しているイラスト)



「整備基準の表」ページ

項目

整備項目
(タイトル)

基本的な考え方

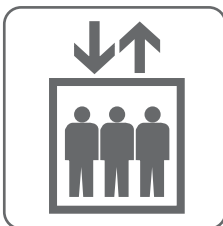
整備をする際に考慮すべき基本的な考え方

8

エレベーター等

基本的な考え

エレベーターは、高齢者、障害者等の垂直移動手段として有効です。エレベーター内だけでなく、乗降ロビーについても、円滑に操作できるボタンや音声案内など、高齢者、障害者等に配慮した設備を設ける必要があります。



ピクトグラム

整備項目のイメージ図

指定施設整備基準

整備項目のうち、規則により整備が義務づけられた基準

指定施設整備基準		図
(1) エレベーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。		
ア	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。	8-1
イ	かごの奥行きは135センチメートル以上とし、かごの幅は140センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。	
ウ	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	
エ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	
オ	かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	
カ	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	
キ	かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。	
ク	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	
ケ	乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	
コ	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	
サ	かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。	
(2) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数並びにかごの幅及び奥行きは、当該公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。		

図番号

「参考図」ページに掲載されている図の番号

「参考図」ページ

図(番号)
「整備基準」のページの
図番号と対応

参考図
整備基準等に沿って整備した事例の図解と解説文を掲載
※寸法の記載がない図はイメージ図です。

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図8-4 乗降ロビーの整備例

優先マークの例

利用者の声
エレベーターにもヘルプマークを掲示してほしいです。

乗降ボタンには、音声装置を内蔵し、あわせて点字表示を行う。

<p>構造</p> <p>整備基準 8-(1)-ケ</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いすの待機、転回に支障がないように150×150cm以上の水平な空間を設けることが必要である。 	<p>表示装置</p> <p>整備基準 8-(1)-コ</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。 障害者、高齢者、ベビーカー利用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置する。 ♥ 聴覚障害者等の利用に配慮して、文字等で情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。
---	---

8 エレベーター等

コラム

エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性

【実際の事故事例】
電動車いす使用者がエレベーターに近接する下り階段（2段）から転落し、死亡する事故が発生しました。
事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで38cm）しており、電動車いす使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落しました。
エレベーターかご内・出入口幅の寸法ならびにロビー広さは、バリアフリー法に基づく当時の移動等円滑化基準及び整備ガイドラインに記載された内容を満たしていました。

以上の事例を踏まえ、出入口の正面方向のみでなく、出入口の左右方向にも十分な広さの空間を確保する必要があります。出入口左右方向に下り段差や下り階段、下りスロープが設置されている場合、車いす使用者等が転倒・転落するおそれがあります。

階段から転落

左側に後ろ向きで降りた後転回し、改札方向に向かおうとした。

改札方向

0806

「マーク」凡例
図中に記載された内容が「指定施設整備基準」か「望ましい整備」のどちらかを示したもの

図解
具体的な整備事例の図解

参考：利用者の声
利用者の意見や要望

解説
整備が求められている事項の解説を示したものの。関連する「整備基準の表」内の指定施設整備基準の番号を記載しています。

コラム
整備基準や福祉のまちづくりに関連する事項を「コラム」として掲載しています。施設整備をする際の参考にお読みください。

II

マ ニ ュ ア ル 編

移動等円滑化された経路	1
出入口	2
通路	3
改札口	4
階段	5
傾斜路	6
手すり	7
エレベーター等	8
エスカレーター	9
鉄道の駅のホーム	10
バス停留所	11
タクシー乗り場	12
便所	13
案内表示	14
視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	15
聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	16
警報設備及び避難口誘導灯	17
附帯設備	18

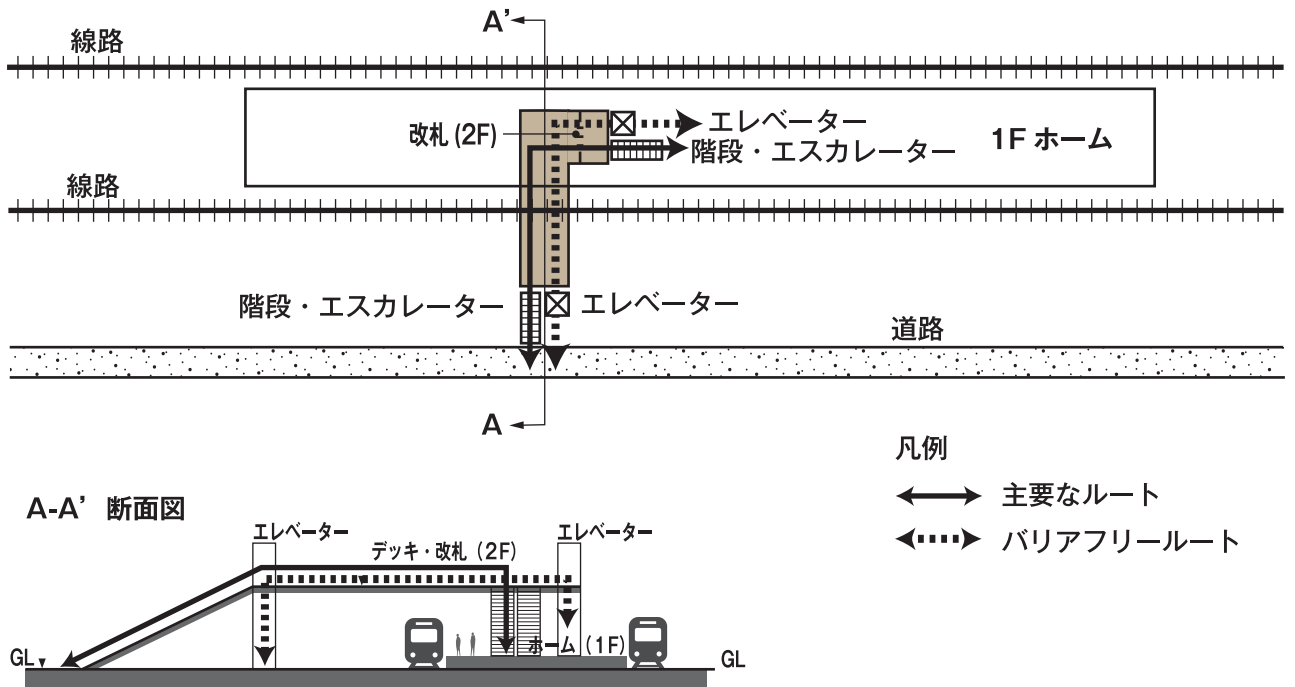
基本的な考え

高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、可能な限り単独で、駅前広場や公共用通路など公共交通機関の施設の外部から公共交通機関の施設内部へアプローチし、車両等にスムーズに乗降できるようにしておくことが求められます。全ての行程において連続性のある移動動線の確保に努め、かつ動線としては、旅客移動について最も一般的な経路（主要なルート）を移動等円滑化します。

指定施設整備基準

- (1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、当該施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けなければならない。
- (2) 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な場合であって9の項(2)に定める構造のエスカレーターを設けるときは、この限りでない。
- (3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。
- (4) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。
- (5) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（(6)において「乗継経路」という。）のうち(2)及び(3)並びに2の項(1)及び3の項(1)に規定する基準を満たすものを、乗降場ごとに1以上設けなければならない。
- (6) 主たる乗継経路と(2)及び(3)並びに2の項(1)及び3の項(1)に規定する基準を満たす乗継経路が異なる異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。
- (7) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある場合には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ1以上設けなければならない。ただし、公共交通機関の施設の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該施設の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと市長が認める場合は、この限りではない。

図1-1 主要なルートを変障フリー化した例



経路確保の考え方

整備基準 1-(1)

- 公共用通路との出入口と各乗降場を結ぶ経路において、旅客の移動が最も一般的な経路（主要なルート）をバリアフリー化する。
- 規模の大きい、又は利用者の多い公共交通機関の施設、特に鉄道の駅にあつては、主要な出入口からバリアフリールートを確認する。
- 出口までのバリアフリールートを分かりやすく明示する。
- 公共用通路との出入口をバリアフリー化した場合には、公共用通路側の施設設置管理者と協議の上、誘導サインの表示内容の共通化及び連続化を図るなど利用者が混乱しないように改札から公共用通路との出入口までのバリアフリールートの案内を行う。他の事業者や公共交通機関への乗継ルートも同様とする。

対象となる工事の例

- 施設の新設
- 施設の大規模改修を伴うバリアフリールートの変更
- エレベーターの新設
- 傾斜路の新設 等

段差解消の手段

整備基準 1-(2)

- 車いす使用者による単独利用を考え、垂直移動設備としてのエレベーターを設置することを原則とする。

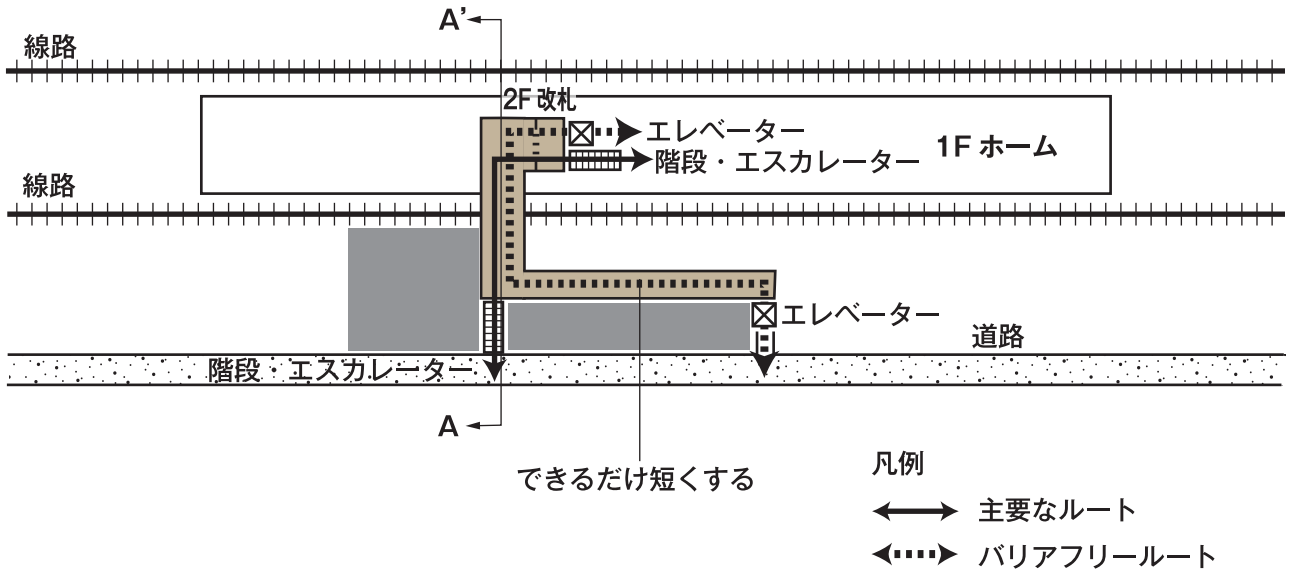
他の施設との一体的な利用

整備基準 1-(3)

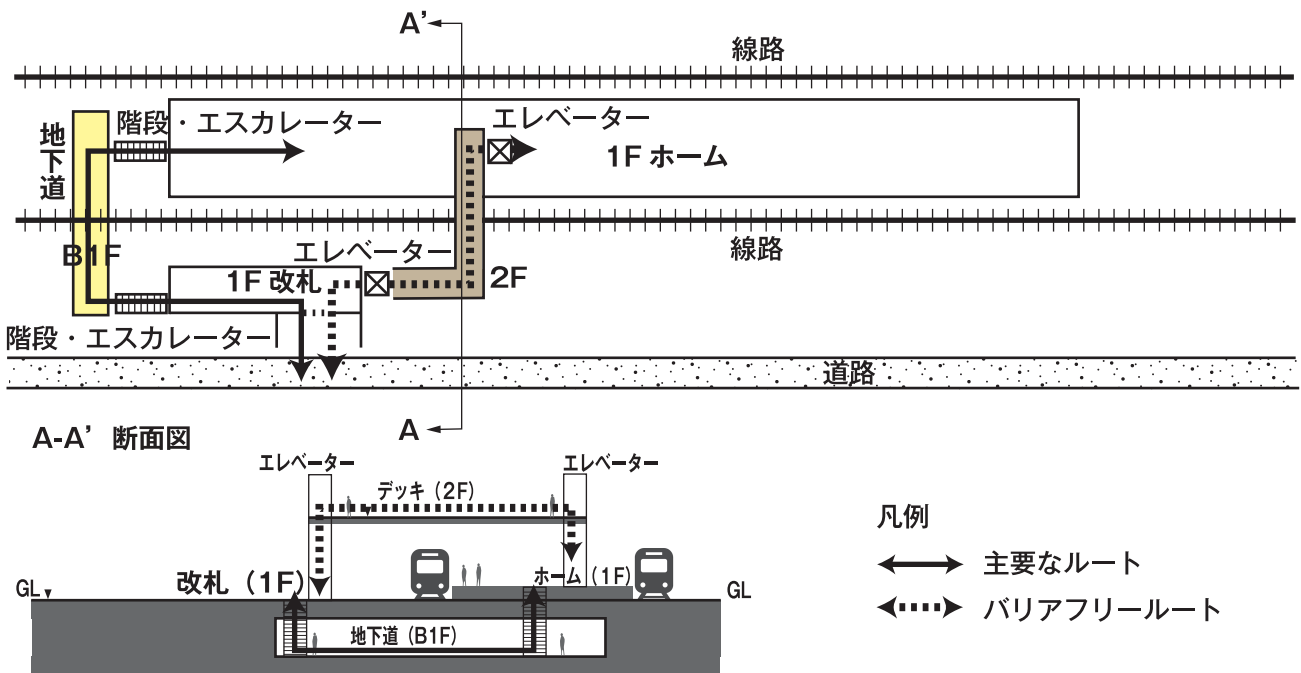
- 隣接する施設のエレベーター等を活用する場合には当該エレベーターを活用して段差解消を図る旨を十分に案内する。

図1-2 主要なルートを変アフリー化していない例

変アフリールートの方が距離が長い例



変アフリールートの方が距離が短い例



主要な経路と変アフリールートが異なる場合

整備基準 1-(4)

- 主要なルートと変アフリールートを一致させることが原則である。
- 主要なルートと変アフリールートとで、施設利用者が享受する利益に差がないようにする必要がある。
- 事前協議の際、それぞれの経路の長さの差をできる限り小さくしていることを、書面により説明することとする。
(条例施行規則別表第10)

乗継ルートの変アフリー化

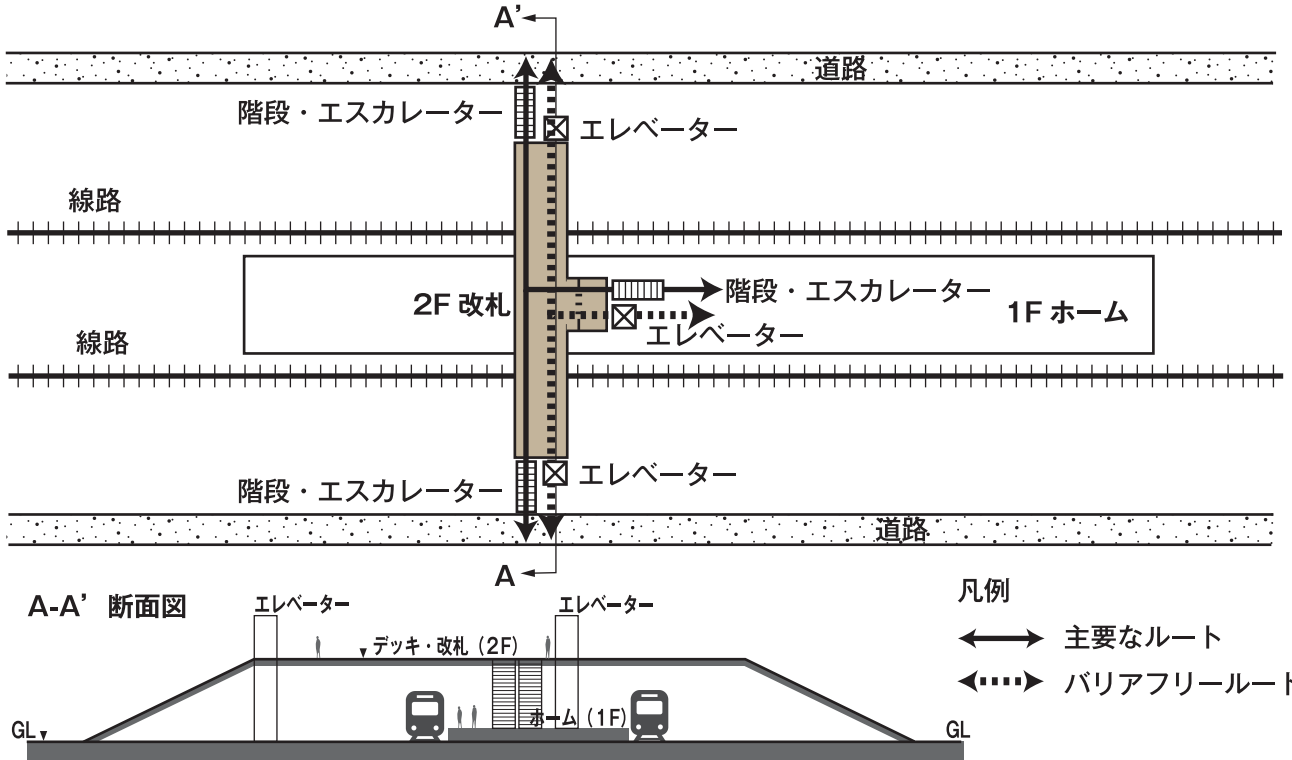
整備基準 1-(5)、(6)

- 各乗降場間を結ぶ乗継ルートにおいて、主要なルートを変アフリー化する。
- ♥ 他の事業者の旅客施設(他の交通モードを含む。)との乗継ルートについても、必要な調整を行うこと等により変アフリー化することが望ましい。

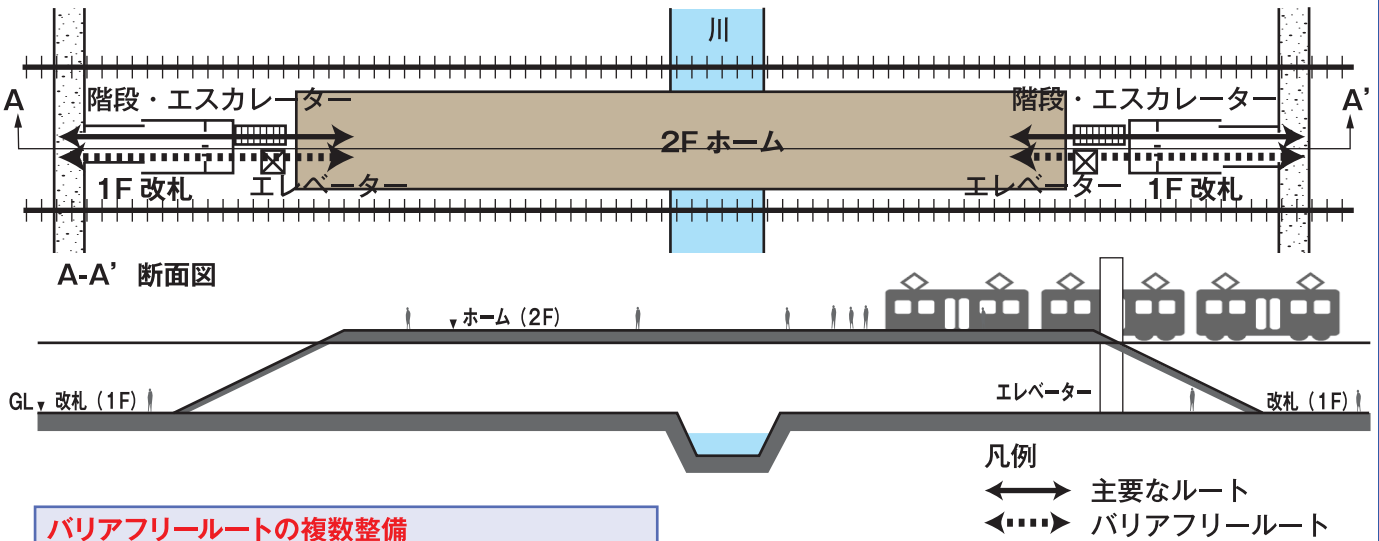
1 移動円滑化された経路

図1-3 線路の両側や駅の両端に出入口がある例

線路の両側に出入口（改札口1つ・出入口2つ）がある例



駅の両端に改札と出入口（改札口2つ・出入口2つ）がある例



バリアフリールートの複数整備

整備基準 1-(7)

- ・ (7)は、鉄道の駅及び軌道の停留所だけに適用される(条例施行規則別表第9 4の表)
- ・ ただし書きについては、以下のいずれかの要件を満たす場合に限る。
 - ①線路が3線以下の規模であること(通過線等旅客扱いを行わない線路を含む)。
 - ②出入口の設置状況が、移動等円滑化された経路を構成する出入口から線路、水路等を挟んだ各側へ容易に移動できる配置であること。
 - ③利用の状況は、1日当たりの乗降人数が10万人未満であること。

♥ 地域のニーズがある場合には、バリアフリールートを複数確保することが望ましい。

内部障害者の声

勤務先の最寄り駅は大きな駅ではありませんが、移動が大変なので、出入口ごとにエレベーターがあると助かります。



センター北、センター南の案内サイン事例

- ・ 工事の経緯
- ・ サイン設置で配慮したこと
(利用者の動線を〇〇のように想定して、サインが必要な箇所や高さ等の配置を考慮しました。等)
- ・ 配慮ポイントがわかる写真、図面を数点掲載

緊急時の段差解消

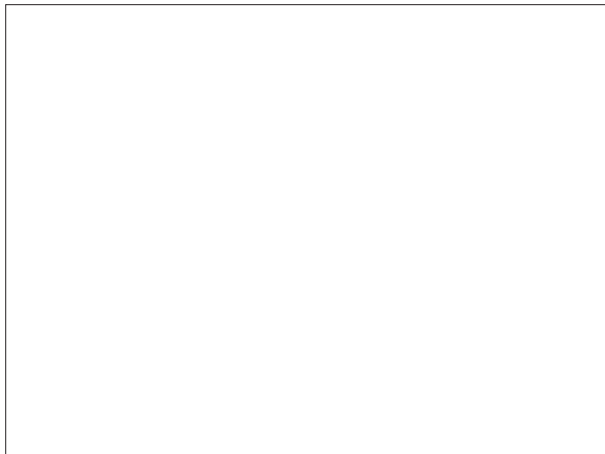
高齢者、障害者等が避難に時間を要し、避難介助を必要とすることを想定した上で、避難経路を計画しておくことが必要です。主動線が利用できない可能性もありますので、避難経路を複数用意しておくことも大切です。

担架や階段避難用の器具などの段差解消を支援する設備や器具を用意しておきます。また、他の部分と防火区画された非常用エレベーターや避難階段の近くには、とりあえず安全を確保できる空間（一時待避スペース）を確保しておくことも重要です。一時退避スペースは、十分な耐火性能や防火性能を有するものとします。

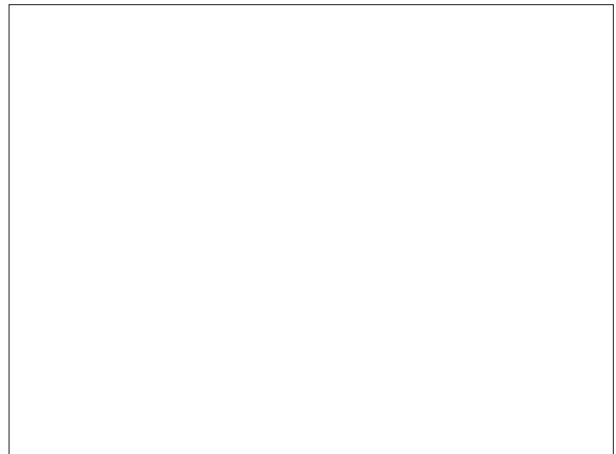
高齢者、障害者等が避難階に円滑に移動できるように施設整備を行っておくことが必要です。また、人的な対応も重要であり、平常時から緊急時の対応について検討しておくことが大切です。

<段差解消を支援する設備や器具の例>

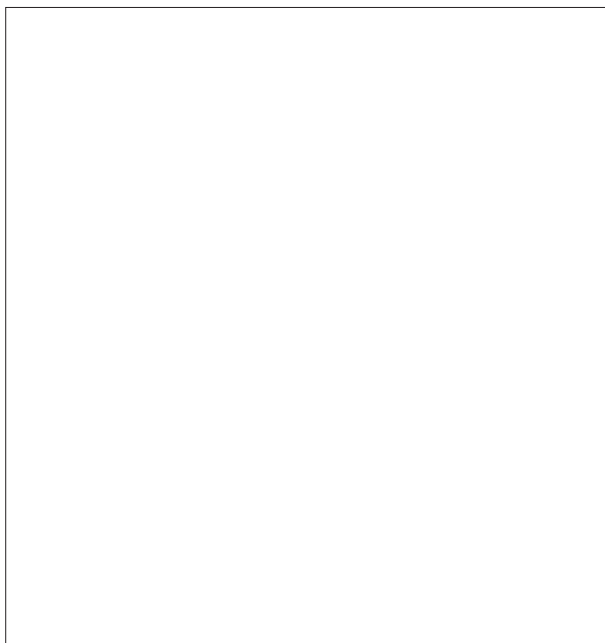
担架



階段避難用の器具



<一時退避スペースの例>



基本的な考え

公共交通機関の施設の出入口とは、道路境界から駅舎等へ接続する通路及び駅舎等の出入口をいいます。駅舎等への経路とそれに接する道路との境界はつまづきやすく、滑りやすいので、連続性を考慮し段を設けないなど安全性を高める必要があります。

また、全ての人が、道路境界部とのすりつけや駅前広場などから、駅舎等に支障なく出入りできる構造とする必要があります。

指定施設整備基準



(1) 移動等円滑化された経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。

イ 段を設けないこと。ただし、段を5の項に定める構造に準じたものとし、6の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。

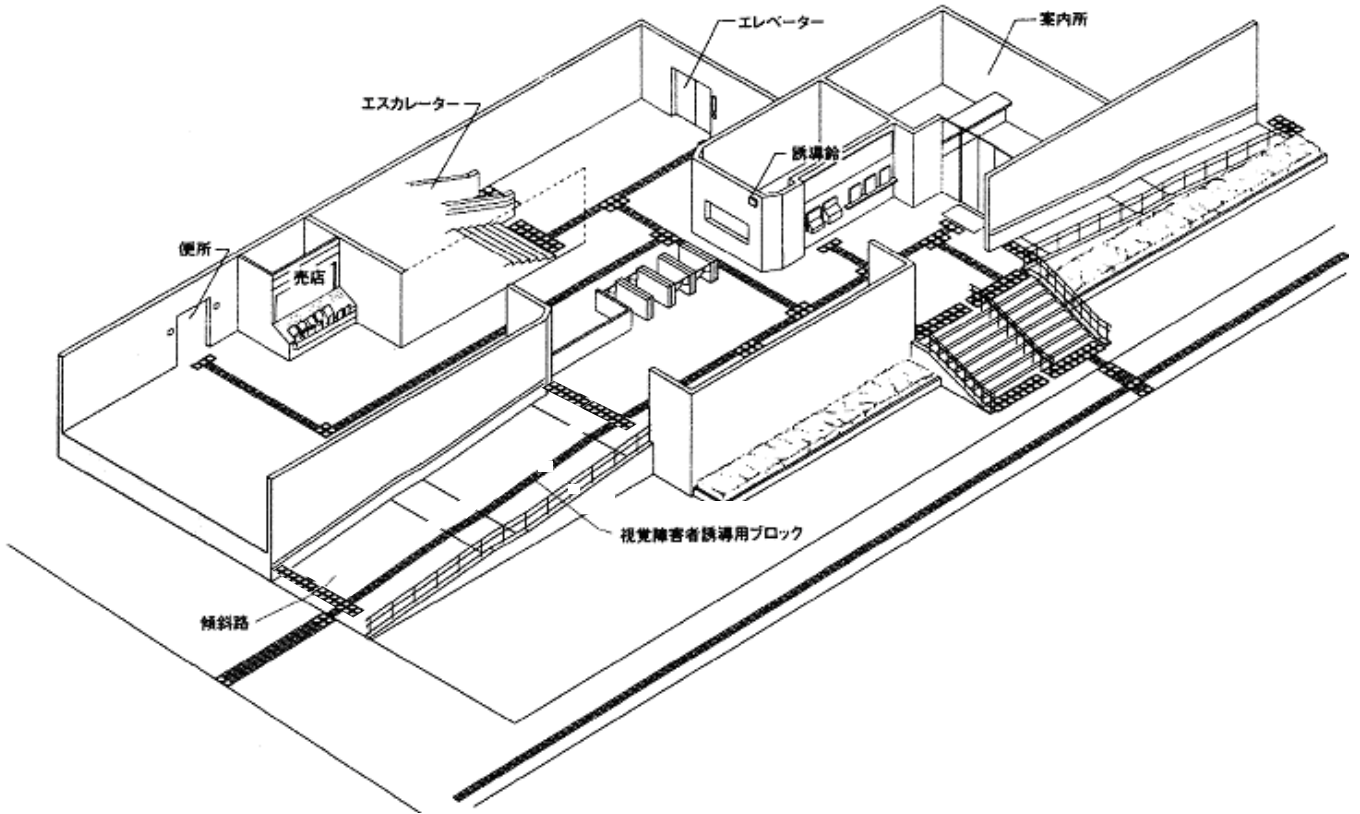
ウ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。

エ 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

オ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。

(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、5の項に定める構造に準じたものにしなければならない。

図2-1 出入口まわりの整備例



幅

整備基準 2-(1)-ア

- 180cmは車いす使用者同士がすれ違うことができる寸法である。
- 戸がある場合の有効幅員は、戸を開けた状態（戸の面と枠の一番狭い部分）で測る。

段

整備基準 2-(1)-イ

- 水処理の関係から多少の段差が生じる場合は、すりつけを行う等高齢者、障害者等の通行の支障とならないよう配慮する。
- 特に、公共用通路と公共交通機関の施設の境界部分については、管理区域及び施工区分が異なることによる段が生じないように、施設設置管理者間の協議により、移動等円滑化された経路の連続性を確保する。
- ♥ 高低差の生じる場所については、その前後を色の対比等により変化をつけることが望ましい。

路面

整備基準 2-(1)-ウ

- 表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- 砂利敷きや石畳は車いすでは移動が困難なので好ましくない。レンガやインターロッキング、磁器タイル等は、目地部に段差が生じないように施工する。

(1) 以外の段

整備基準 2-(2)

⇒「5 階段」の項を参照

戸の構造

整備基準 2-(1)-エ

- ♥ 高齢者、障害者等にとっての戸の開閉動作の円滑さとしては、引き戸が開き戸よりも望ましく、一般的には自動引き戸がもっとも望ましい。
- 自動引き戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、高齢者、障害者等が使いやすいように設定する。
- 手動引き戸を設ける場合は、軽く開閉できるものとする。取っ手の形状は、円形（握り玉）のものは操作が困難な人もいるので避け、レバー式又は棒状のものとする。
- 自動引き戸を設ける場合は、防災上の観点から手動扉を併設する。
- ♥ ガラス戸の場合は、床上35cmまでを車いすあたりとすることが望ましい。
- ♥ 戸が透明な場合は、衝突を防止するため、横線や模様で識別できるようにすることが望ましい。

溝ふたの構造

整備基準 2-(1)-オ

- 格子型の場合にはピッチ1.25cm程度、又は1.5cm×10cm程度とし、円形の場合には直径2cm程度以下とする。

その他の事項

- ♥ 傘をスムーズにさすことが難しい施設利用者のため、屋外に通じる公共交通機関の施設の出入口には、屋根又はひさしを設けることが望ましい。
- ♥ 戸の前後に200cm以上の水平面を設けることが望ましい。

基本的な考え

通路とは、出入口から駅舎等のホーム及び便所その他へ至る旅客通路をいいます。特に交通機関間のスムーズな乗換えが行えるよう、安全かつ容易に通行できる構造とします。

指定施設整備基準

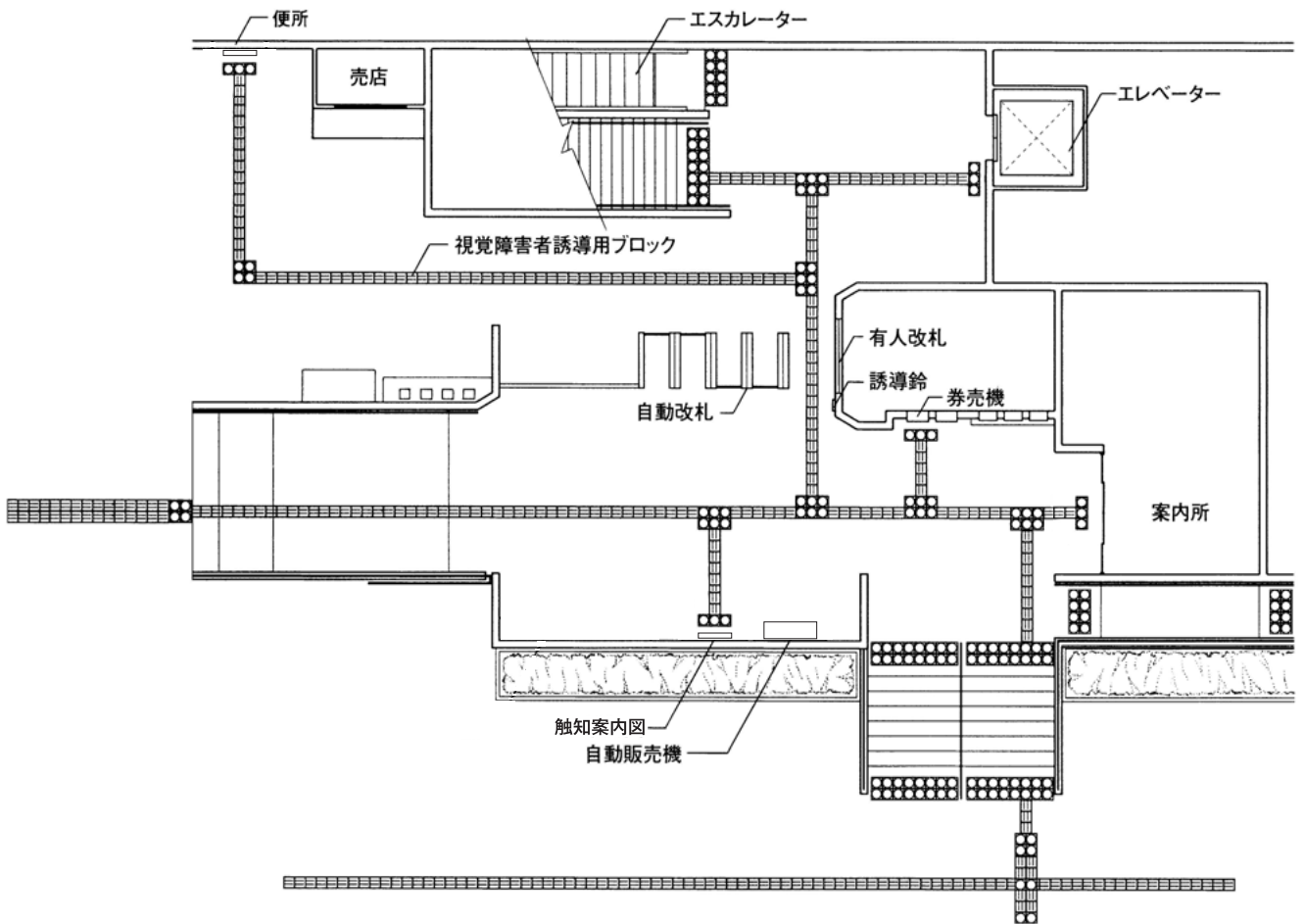


(1) 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|---|---|
| ア | 幅は、主要な通路にあつては180センチメートル以上とし、その他の通路にあつては140センチメートル以上とすること。 |
| イ | 段を設けないこと。ただし、段を5の項に定める構造に準じたものとし、6の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。 |
| ウ | 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 |
| エ | 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。 |

(2) (1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、5の項に定める構造に準じたものにしなければならない。

図3-1 駅旅客通路まわりの整備例



幅

整備基準 3-(1)-ア

- 180cmは車いす使用者同士がすれ違うことができる寸法である。
- 140cmは車いすが転回するため又は車いす使用者とすれちがうために必要な寸法である。

段

整備基準 3-(1)-イ

- 水処理の関係から多少の段が生じる場合は、すりつけを行う等高齢者、障害者等の通行の支障とならないよう配慮する。
高低差の生じる場所については、その前後を色の対比等により変化をつけることが望ましい。

通路上の設置物

- ♥ 通路上にコインロッカー、公衆電話、自動販売機等を設置する場合は、アルコーブを設ける等高齢者、障害者等の通行の支障とならないようにすることが望ましい。

床面

整備基準 3-(1)-ウ

- 滑りにくい床材を使用する。

壁面及び柱面の処理

整備基準 3-(1)-ウ

- 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような構造とする。

(1)以外の通路の段

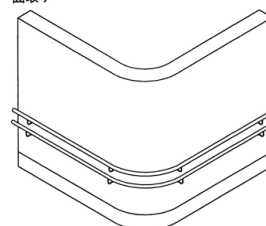
整備基準 3-(2)

⇒「5 階段」の項を参照

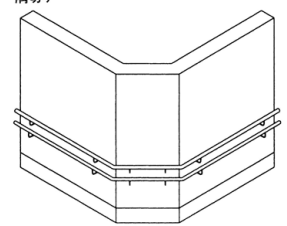
曲がり角の処理

- ♥ 曲がり角部分は危険防止のために隅切り等を行うことが望ましい。

面取り



隅切り



基本的な考え

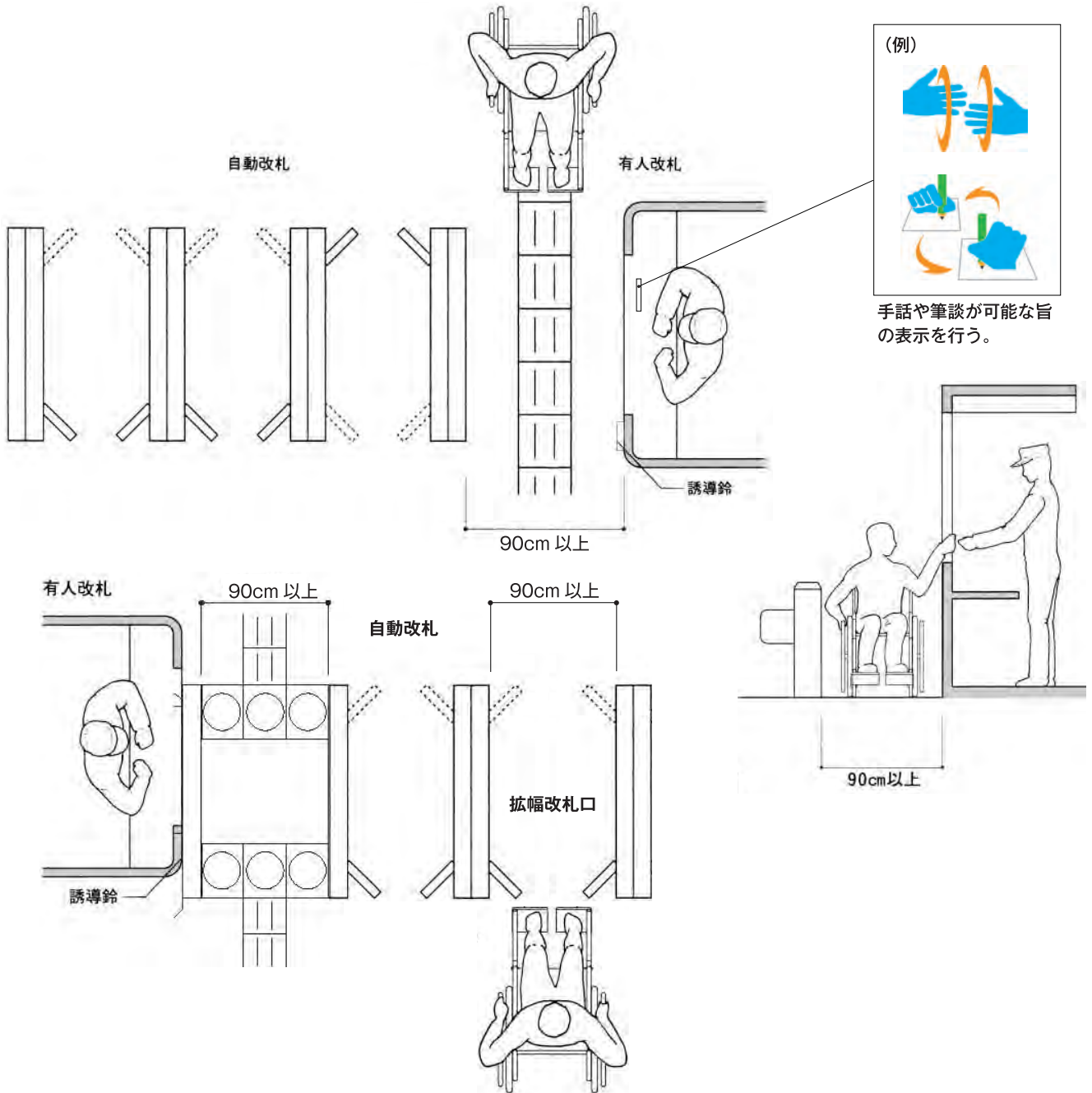
高齢者、障害者等が支障なく利用できる幅と構造に配慮**します**。自動改札の場合は車いす利用者だけでなく、視覚障害者、妊産婦等にとっても利用が困難な場合が**あります**。

指定施設整備基準

図

改札口のうち1以上は、幅を90センチメートル以上にしなければならない。

図 4 - 1 改札口の整備例



改札口の幅

整備基準 4

- 幅の90cmは車いすで通過しやすい寸法である。
- ♥ すべての改札口に1以上の有人の改札口を設け、幅を90cm以上とすることが望ましい。
- ♥ 有人改札口を拡幅改札口とする場合には、さらに自動改札機のある改札口のうち1か所以上を拡幅改札口とすることが望ましい。

カウンターの構造

整備基準 4

⇒「18 附帯設備」を参照

コミュニケーションへの配慮

整備基準 4

- 手話や筆談での対応など、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。
- この場合、手話や筆談が可能な旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差すことにより意思疎通が図れるように配慮する。
- この表示については、駅係員及び聴覚障害者から見やすく、かつ聴覚障害者から手の届く位置に表示する。
- ♥ 言語（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な障害者に配慮し、JIS T0103に適合する絵記号等による「コミュニケーション支援ボード」を備えることが望ましい。
- 改札口が無人になる場合には、視覚障害者、聴覚障害者等からの問合せに対応できるよう措置を講ずる。

基本的な考え

階段は移動時に負担を感じる箇所であるため、特に高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、視覚障害者の円滑な利用に配慮する必要があります。特に手すりの高さや階段の滑りにくさ等について配慮が必要ですが、これらは全ての利用者にとって有効です。



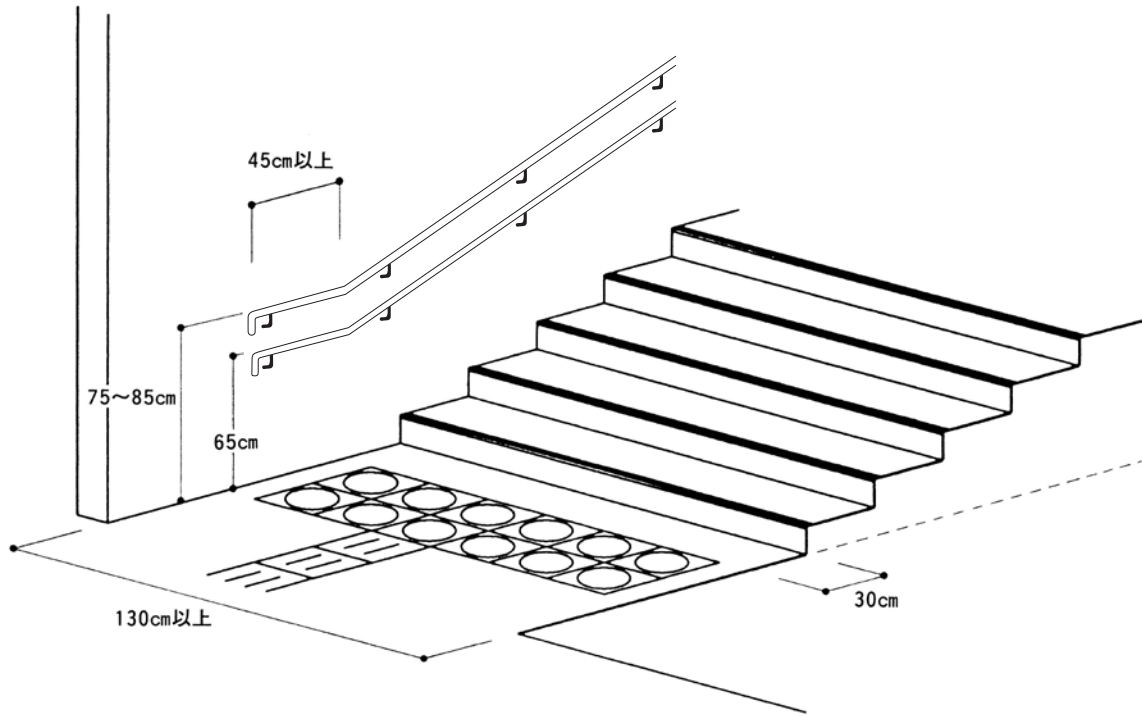
指定施設整備基準



階段は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、130センチメートル以上とすること。
- (2) 階段の両側には、7の項に定める構造の手すりを設けること。
- (3) 回り段を設けないこと。
- (4) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。
- (5) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。
- (6) 蹴込板を設けること。

図5-1 階段の整備例



段の幅

整備基準 5-(1)

- 有効幅員は、松葉杖使用者や2本杖使用者、介助者と一緒に利用することなどを想定し、十分に確保する必要がある。

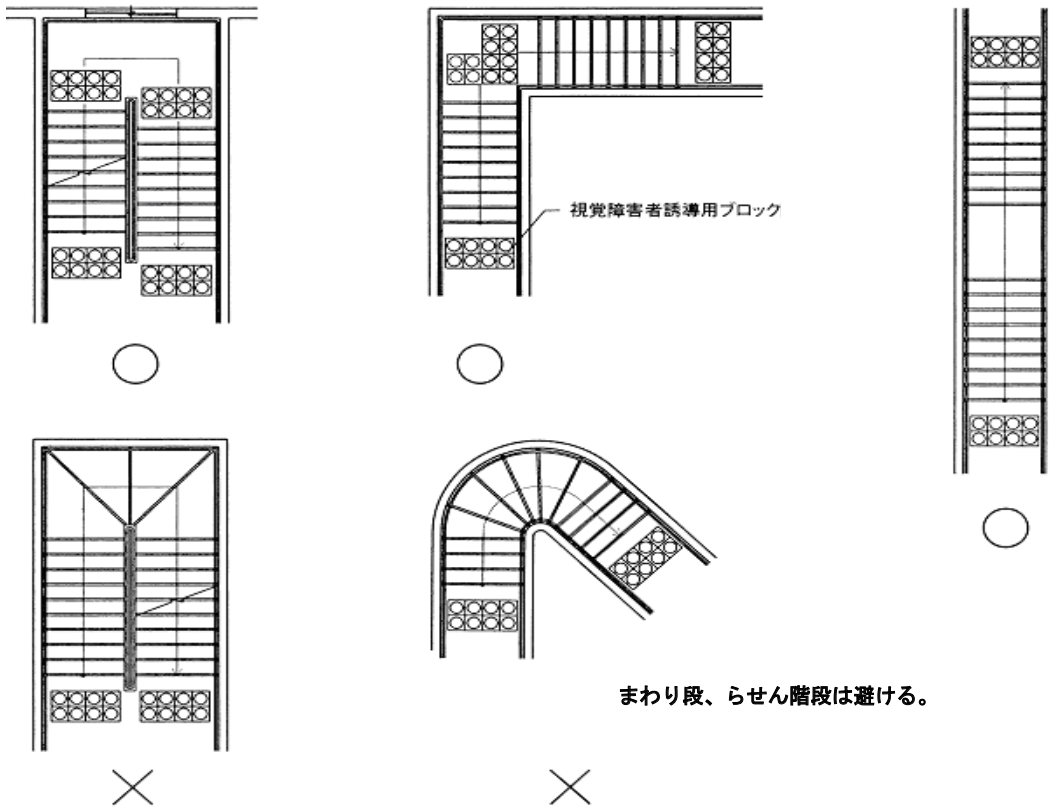
♥ 有効幅員は150cm以上とすることが望ましい。

手すり

整備基準 5-(2)

⇒「7 手すり」の項を参照

図5-2 階段の形状



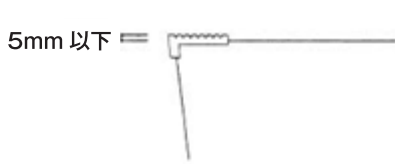
階段の形状

整備基準 1-(3)

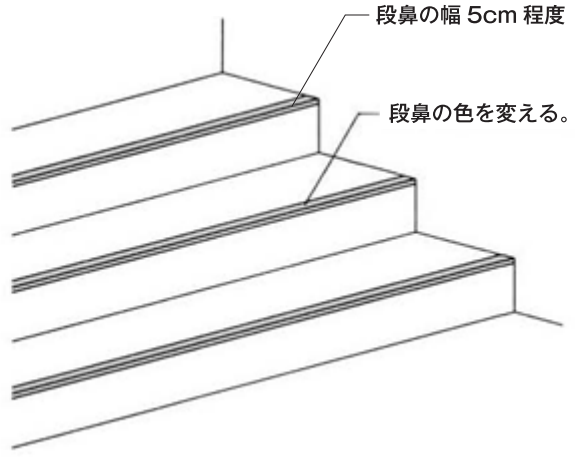
- 回り段やらせん階段は外側と内側で踏面の寸法が異なるため、段を踏み外してしまう危険があり、また、視覚障害者が方向感覚を失いやすく好ましくない。

図5-3 段の形状

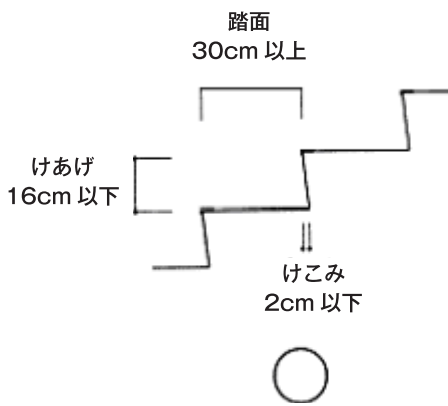
<滑り止めの例>



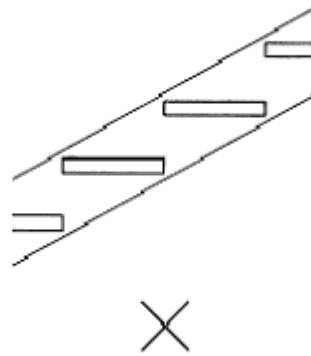
<段鼻の色の識別>



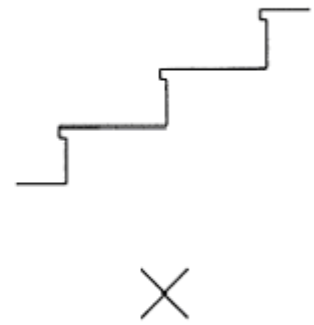
<段の形状>



数値は望ましい水準の数値を示す。



けこみ板のないものは設けない。



段鼻を突出させない。

段の形状

整備基準 8-(1)-ウ

- 金属製の滑り止めは杖が滑るので避ける。
- 滑り止めの色は踏面及び蹴上げと変化をつける。
- 段鼻は足や杖が引っかからないようにし、滑り止めも踏面から突出させないようにする。
- 段鼻部は全長にわたって踏面及び蹴上げとの色の明度、色相、又は彩度の差を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。
- ♥ 段鼻部の幅は5cm程度とし、始まりの段から終わりの段まで統一された色とすることが望ましい。
- 蹴込み板とは階段の踏板間に入れる垂直の板のことをいう。蹴込み板は足や杖が引っかからないようにし、色の変化をつけ、高齢者や弱視者が段を識別しやすいものとする。

基本的な考え

通路面に段がある場合には傾斜路を設置し、車いす使用者、高齢者を含むすべての人が安全かつ容易に通行できる構造とします。傾斜路は一般旅客が常時利用する主要な部分に設け、特別な動線にならないよう工夫します。手動車いす使用者に対しては、長距離や急傾斜の傾斜路利用が困難であることを配慮します。



指定施設整備基準

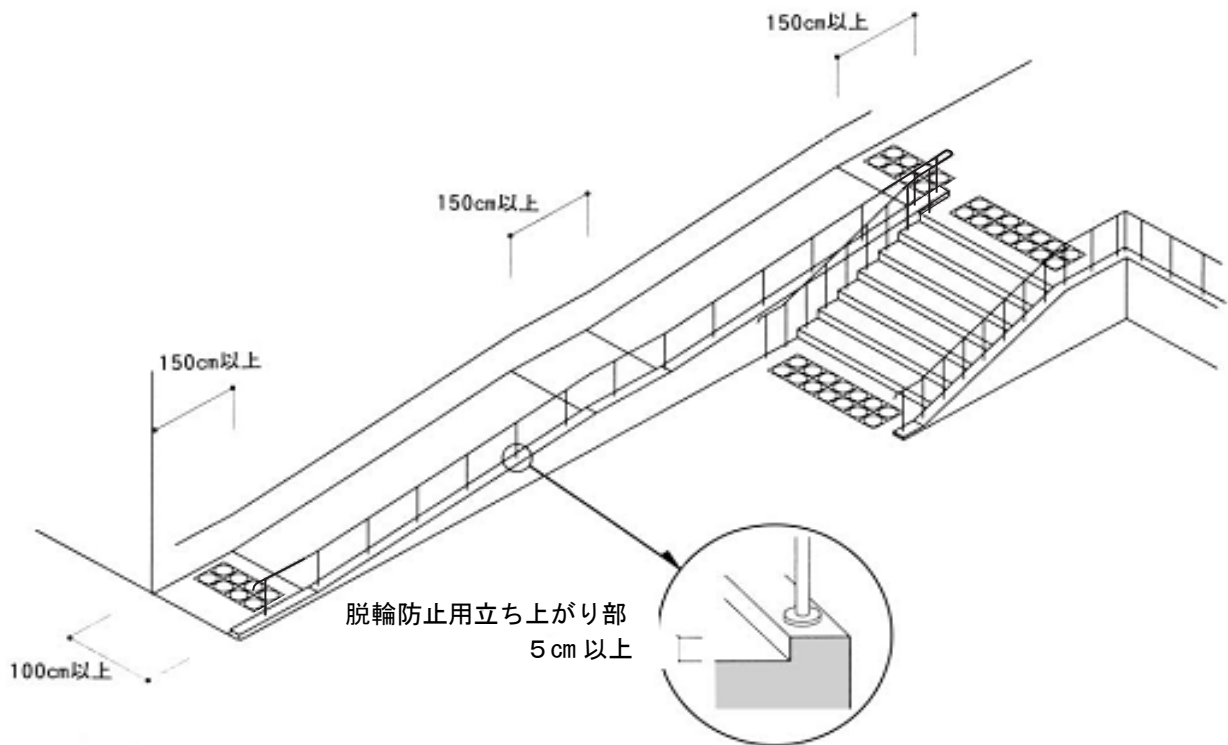


移動等円滑化された経路に傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。
- (3) 勾配は、12分の1以下とすること。
- (4) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。
- (5) 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。
- (6) 傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。
- (7) 必要に応じ、7の項に定める構造の手すりを設けること。

図 6-1 傾斜路の整備例

<傾斜路の整備例 1>



<勾配の表示比較>

勾配	<u>1 / 12</u>	<u>1 / 20</u>
%	<u>8.3</u>	<u>5.0</u>
度	<u>4.76°</u>	<u>2.86°</u>

仕上げ

整備基準 6-(1)

- 車いす~~が~~スリップしないようにするため、表面は滑りにくい仕上げとする。特に水に濡れても滑りにくいもの~~と~~とする。

幅

整備基準 6-(2)

- 140cmは車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる寸法である。
- ♥ 有効幅員は180cm以上とすることが望ましい。

勾配

整備基準 6-(3)

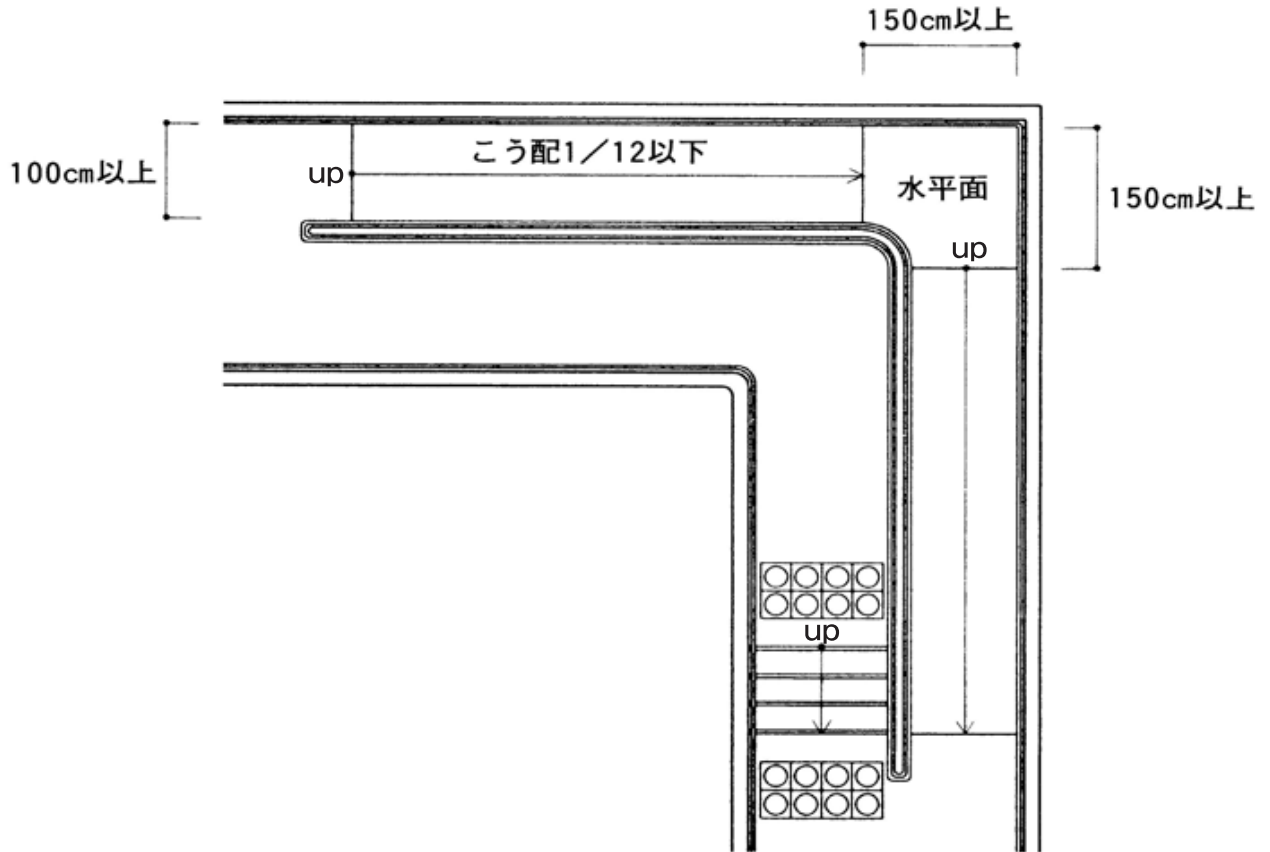
- 手動車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当な体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、屋外では1/20以下とする。
- 車いすの通行を妨げるため進行方向以外の側方へ傾斜させない。
- ♥ 屋内でも1/20以下とすることが望ましい。

手すり

- 階段に併設する傾斜路や高さ16cmを超える傾斜路の場合は特に設置が必要である。

図6-2 傾斜路の整備例

<傾斜路の整備例2>



傾斜路途中の平たんな部分

整備基準 6-(4)

- 斜路行程が長い場合や傾斜路の途中に出入口がある場合又は、傾斜路の方向が途中で変わる場合は、車いす使用者が途中で体勢をたてなおすことができる水平な踊場が必要となる。
- ♥ 屋外では高さ60cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けることが望ましい。
- 出入口前の水平面には、戸の開閉に必要なスペースを追加する。

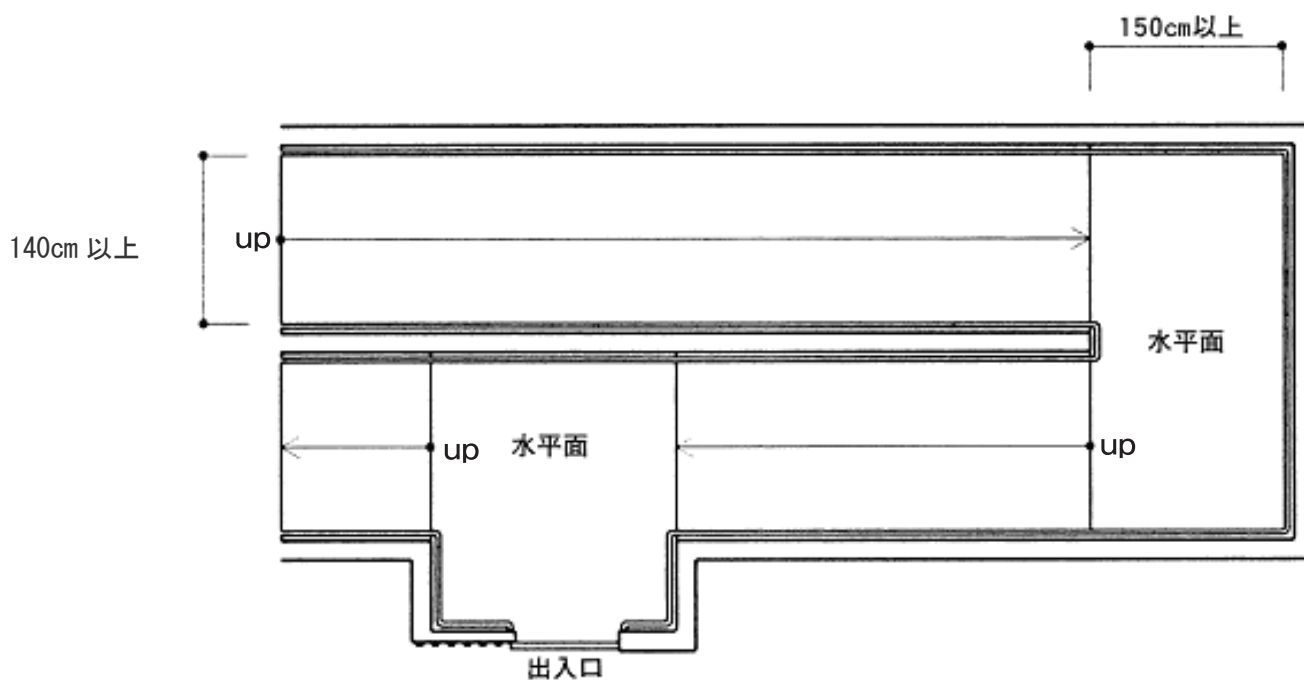
始末端部の平たんな部分

整備基準 6-(5)

- 始末端部前では前方の安全確認や休憩する等、次の動作に移るために車いすが回転できるスペースが必要である。
- ♥ 車いす使用者のより円滑な利用を想定し、長さ180cm以上の水平区間を設けることが望ましい。

図 6-3 傾斜路の整備例

<傾斜路の整備例3>



180度折り返しや傾斜路の途中に出入口のある場合は、水平面を設ける。

立ち上がり部

整備基準 6-(6)

- 転落の危険性を考慮して、柵又は腰壁を設ける。柵を設ける場合は杖や車いすのキャスターが落ちないように5cm以上の立ち上がり部を設ける。

手すり

整備基準 6-(7)

⇒「**7 手すり**」の項を参照

基本的な考え

手すりは、高齢者・障害者等の安全な歩行に配慮して階段、傾斜路に設け**ます**。誘導・落下防止等についても有効な設備であり、目的に応じた形状、高さ等に配慮**します**。

指定施設整備基準

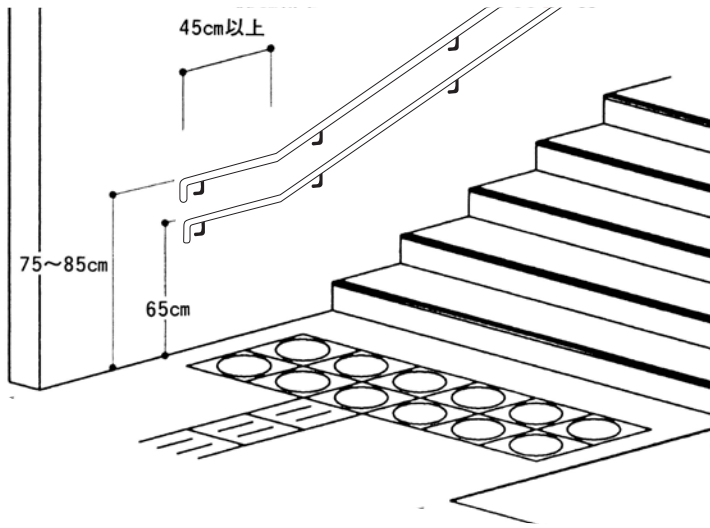


5の項に定める構造の階段及び6の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に掲げるものでなければならない。

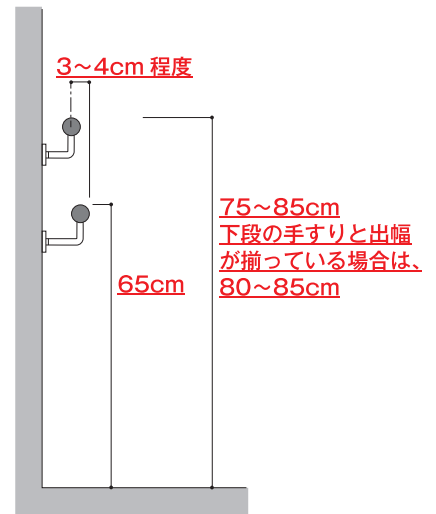
- (1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとを併設すること。
- (2) 階段の踊場及び傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。
- (3) 握りやすい形状とすること。
- (4) 手すりは、階段及び段並びに傾斜路の始末端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

図7-1 手すりの整備例

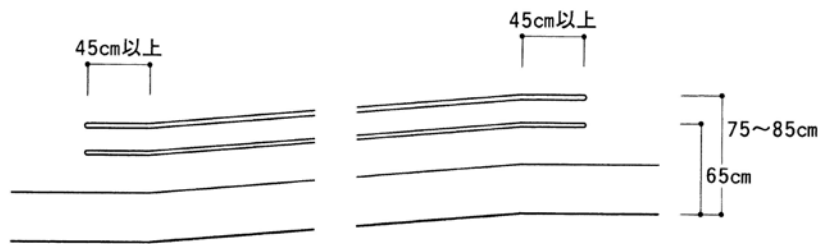
<手すりの設置例1 (階段の場合)> ♥ 広幅員の階段には必要に応じ中央部に手すり等を設けることが望ましい。



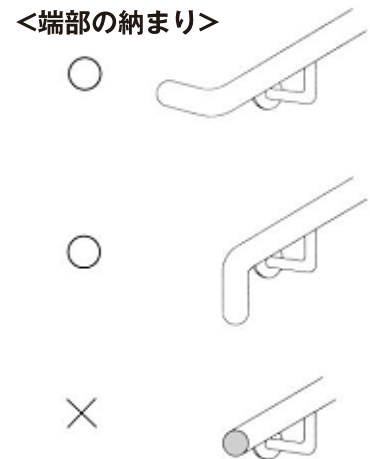
<手すりの高さ>



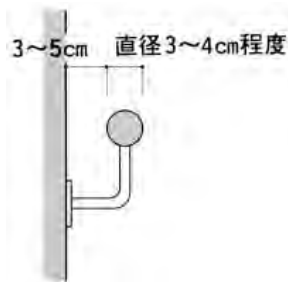
<手すりの設置例2 (傾斜路の場合)>



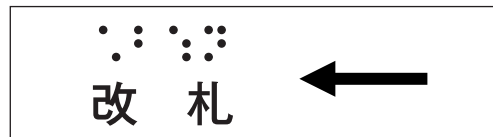
<端部の納まり>



<手すりの形状>



<点字表示の例>



その方向に何があるかを示す。点字を壁側とし、墨字を併記する。

手すり端部は、壁や床方向に巻き込むなど突出しない構造とする。

2段手すり

整備基準 7-(1)

- 低い高さの手すりは子どもや高齢者にとって利用しやすい。
- 上段、下段の手すりを壁から同じ離隔に設置した場合は、下段手すりの利用者が握りやすいよう、上段は80~85cmとする。
- 下段の手すりは子ども等が足を掛けることによる転落事故の防止に配慮する。

踊場の手すり

整備基準 7-(2)

- 安全に身体を支え休むことができるよう連続した手すりが両側に必要である。

形状

整備基準 6-(3)

- 断面が円形の手すりは、安全に身体を支えられる強度を持ち、そのために「握る」動作がしっかりとできる形状である。
- 円形の場合は、断面の直径を3~4cm程度とする。
- 壁面と手すりの離隔は3~5cmとする。

始末端部

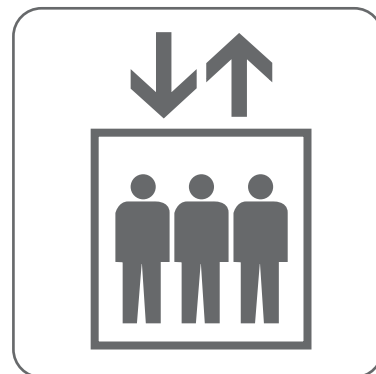
整備基準 6-(4)

- 手すりの端は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平に45cm以上延長する。

♥ 点字表示を行うことが望ましい。

基本的な考え

エレベーターは、高齢者、障害者等の垂直移動手段として有効です。エレベーター内だけでなく、乗降ロビーについても、円滑に操作できるボタンや音声案内など、高齢者、障害者等に配慮した設備を設ける必要があります。



指定施設整備基準

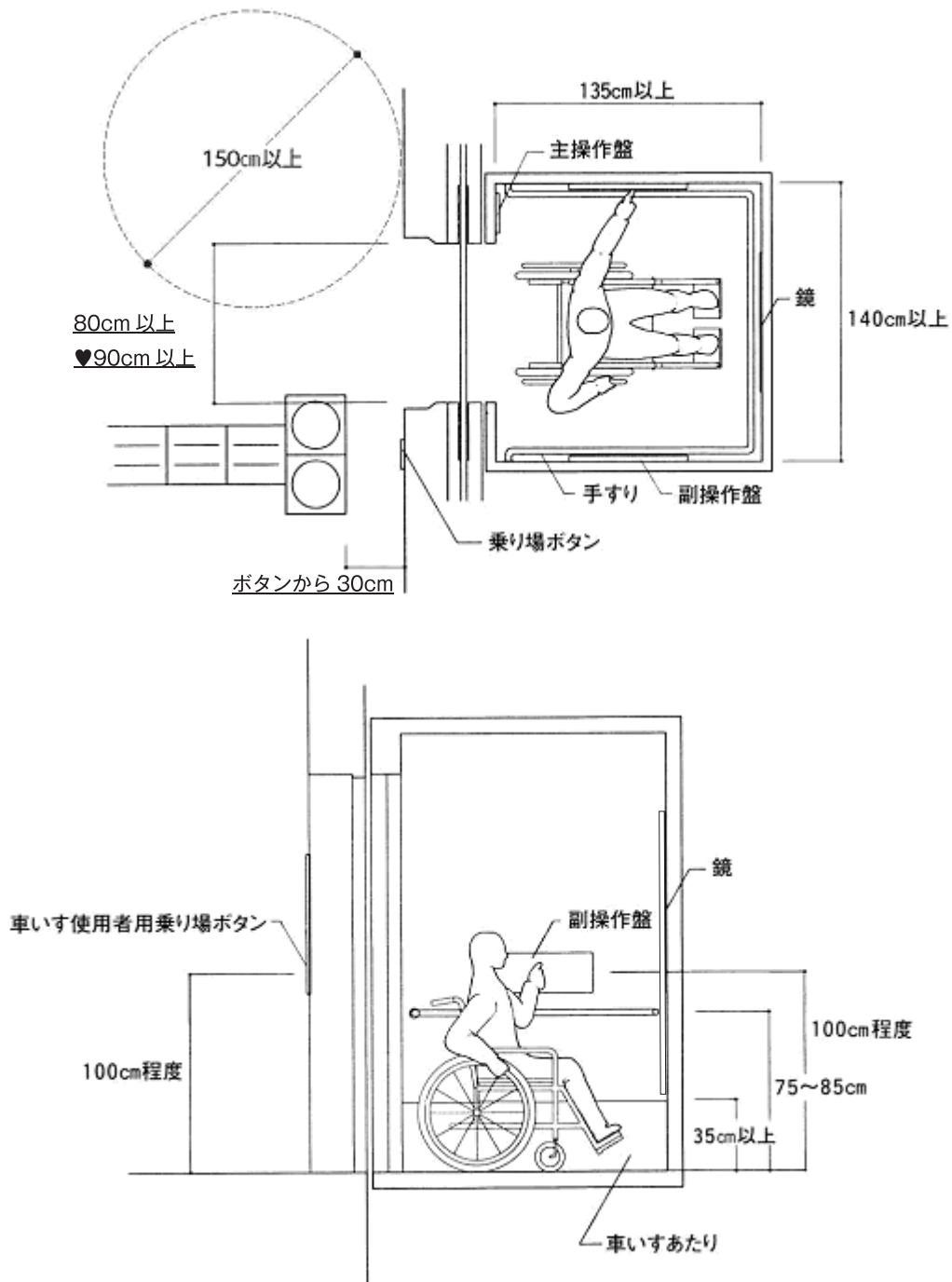


(1) エレベーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

ア	<u>かご</u> 及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。	8-1
イ	<u>かご</u> の奥行きは135センチメートル以上とし、 <u>かご</u> の幅は140センチメートル以上とすること。ただし、 <u>かご</u> の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。	
ウ	<u>かご</u> 内に、 <u>かご</u> が停止する予定の階及び <u>かご</u> の現在位置を表示する装置を設けること。	
エ	<u>かご</u> 内に、 <u>かご</u> が到着する階並びに <u>かご</u> 及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	
オ	<u>かご</u> 内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	
カ	<u>かご</u> 内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	
キ	<u>かご</u> 内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。	
ク	<u>かご</u> 内又は乗降ロビーに、到着する <u>かご</u> の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	
ケ	乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	
コ	乗降ロビーに、到着する <u>かご</u> の昇降方向を表示する装置を設けること。	
サ	<u>かご</u> 及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は <u>かご</u> 外及び <u>かご</u> 内に画像を表示する設備が設置されていることにより、 <u>かご</u> 外にいる者と <u>かご</u> 内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。	

(2) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数並びにかごの幅及び奥行きは、当該公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

図8-1 エレベーターまわりの整備例（平面・断面）



主操作盤、乗り場ボタンには、点字表示をあわせて行う。

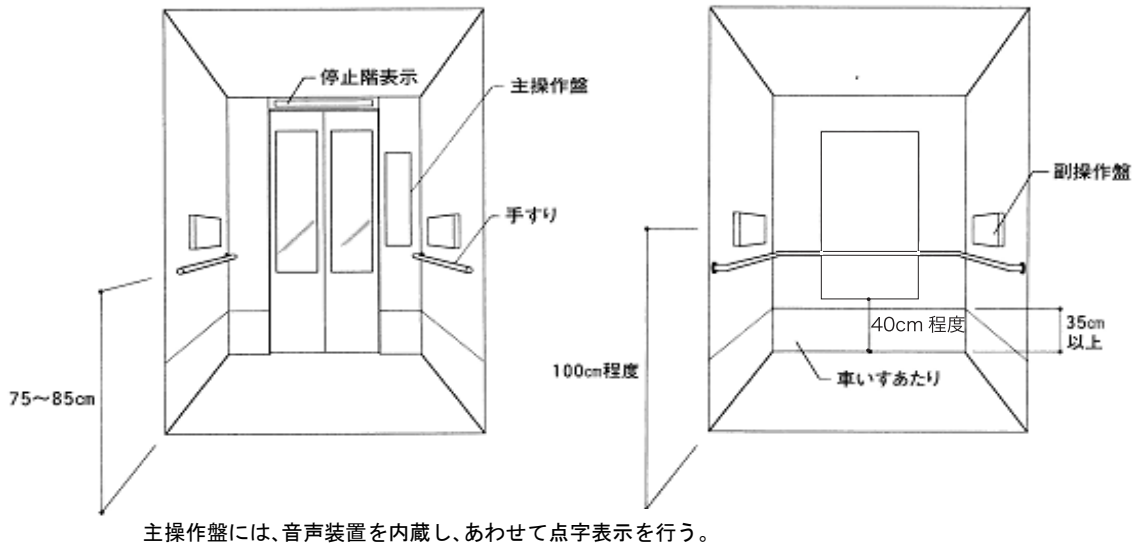
出入口の幅

整備基準 8-(1)-ア

- 80cmは、車いすで通過できる最低寸法である。

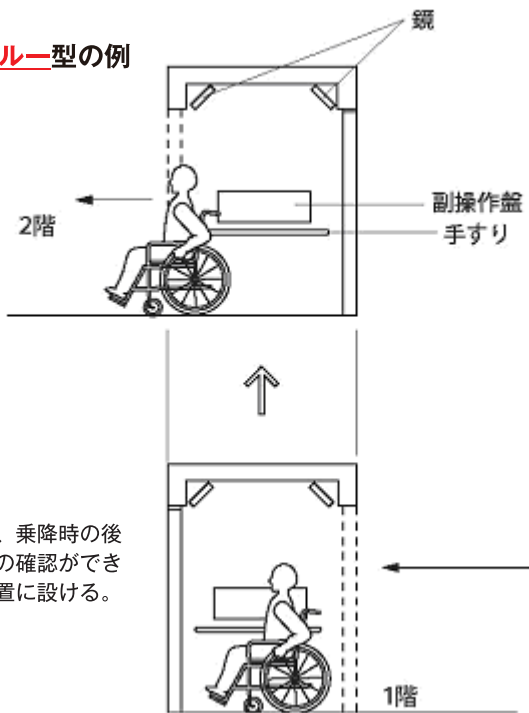
図8-2 エレベーターかご内の整備例

<エレベーターかご内整備例>

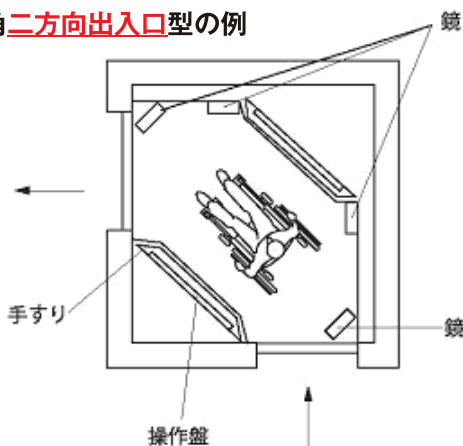


<出入口が複数あるエレベーターの例>

スルー型の例



直角二方向出入口型の例



かごの寸法

整備基準 8-(1)-イ

- ・ 奥行135cm×幅140cmは、車いす使用者がエレベーターに乗り込み、かご内で方向を変え前進で降りることができる寸法である。
- ・ ただし書きの場合は、かごの幅100cm以上とする。
- ・ 直角二方向出入口型エレベーターの設置は、他の方式のエレベーターの設置が構造上又は安全上困難な場合及び車いす使用者が円滑に利用できるかごの大きさの場合に限定する。

♥ 利用者動線や車いす使用者の円滑な移動の観点から、設置可能な場合は、スルー型エレベーターを設置することが望ましい。ただし、かご内の平面形状や乗降ロビーのスペースによっては車いす使用者が利用できない場合もあるため、機種の設定にあたっては、十分な配慮が必要である。

♥ かごの内法寸法は奥行135cm×幅160cm以上とすることが望ましい。

外部との連絡

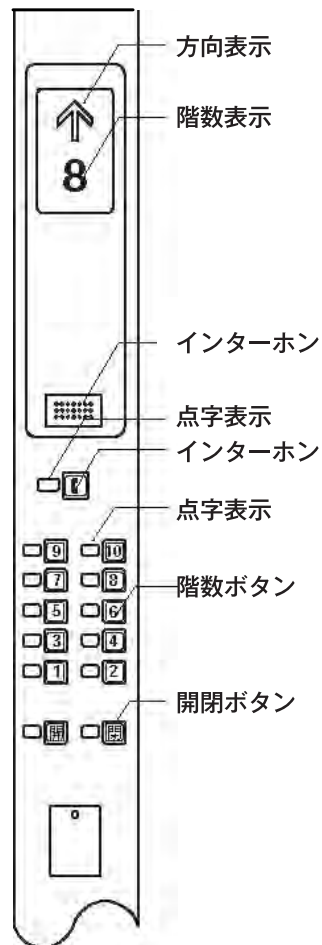
整備基準 8-(1)-サ

- ・ 犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、ガラス窓を設けること等により外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。
- ・ ガラス窓を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。
- ・ 外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等見やすい位置に設置する。

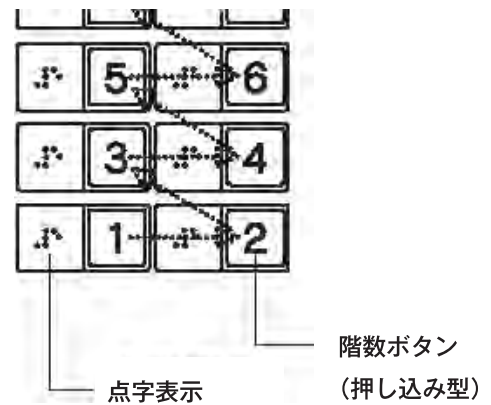
♥ かご内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることができる設備を設けることが望ましい。

図8-3 操作盤の例

● 縦型操作盤



● 階数ボタン



- ・ 階数ボタンは浮影表示を行う。
- ・ 階数ボタンが2列になる場合は、千鳥配列にする。

かご内の表示装置

整備基準 8-(1)-ウ

- ・ スルー型エレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声で知らせることとする。その際、視覚障害者に配慮した案内内容とする。
- ♥ 緊急時や定員オーバー等の情報伝達手段として視覚による表示を行うことが望ましい。

鏡

整備基準 8-(1)-オ

- ・ かご内には、着床状態及び乗降ロビー側の戸の開閉状態を確認することができる鏡を床上40cm程度の高さから上方へ150cm程度の長さで設ける。なお、出入口がスルー型や直角二方向出入口型の場合には凸面鏡等でもよい。

手すり

整備基準 8-(1)-カ

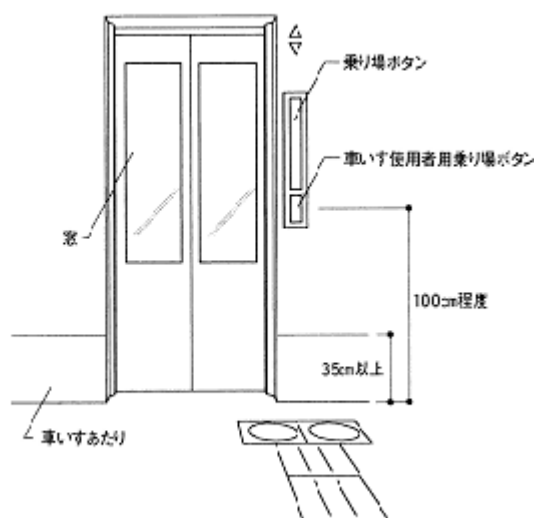
- ♥ 正面壁にも設置することが望ましい。
- ・ 握りやすい形状にする。
- ♥ 取付高さは、75～85cm程度とすることが望ましい。

操作盤

整備基準 8-(1)-キ

- ・ 車いす使用者の利用に配慮して、かご内の両側面の壁の中央付近に、副操作盤を床上100cm程度の高さに設ける。
- ・ 点字による表示は、視覚障害者にとって必要である。

図8-4 乗降ロビーの整備例



優先マークの例



(みなどみらい線馬車道駅)

利用者の声

エレベーターにもヘルプマークを掲示してほしいです。



乗り場ボタンには、音声装置を内蔵し、あわせて点字表示を行う。

構造

整備基準 8-(1)-ケ

- 車いすの待機、転回に支障がないように150×150cm以上の水平な空間を設けることが必要である。

表示装置

整備基準 8-(1)-コ

- 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
- 障害者、高齢者、ベビーカー利用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置する。
- 聴覚障害者等の利用に配慮して、文字等で情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。

参考

コラム

エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性

【実際の事故事例】

電動車いす使用者がエレベーターに近接する下り階段（2段）から転落し、死亡する事故が発生しました。

事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで38cm）しており、電動車いす使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落しました。

エレベーターかご内・出入口幅の寸法ならびにロビー広さは、バリアフリー法に基づく当時の移動等円滑化基準及び整備ガイドラインに記載された内容を満たしていました。

以上の事例を踏まえ、出入口の正面方向のみでなく、出入口の左右方向にも十分な広さの空間を確保する必要があります。出入口左右方向に下り段差や下り階段、下りスロープが設置されている場合、車いす使用者等が転倒・転落するおそれがあります。

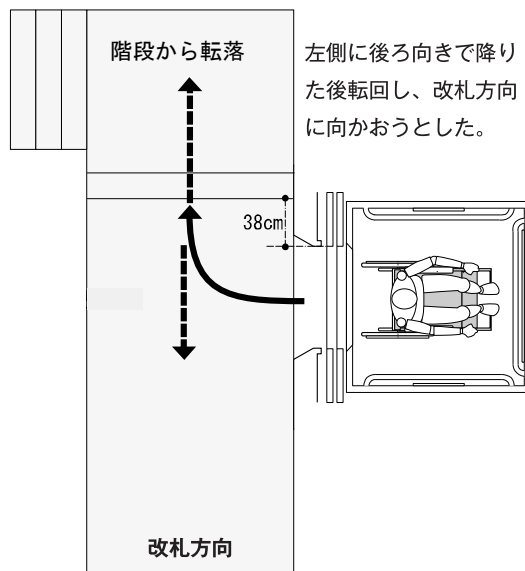


図8-5 制御装置の例

<エレベーターのかご及び昇降路寸法 [JIS A 4301-1983] 抜粋>

最大定員 (人)	かご内のり寸法 間口 (cm)	かご内のり寸法 奥行 (cm)	備考
11	140	135	
13	160	135	
15	160	150	
17	180	150	アクセシビリティ・ガイド ライン※における標準
	200	135	
20	180	170	
	200	150	
24	200	175	アクセシビリティ・ガイド ライン※における推奨
	215	160	

※アクセシビリティ・ガイドライン：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」

写真 大型エレベーターを設置した事例
新横浜駅 20名乗り
(車いす使用者が乗っている写真)

利用の状況を考慮したかごの大きさ

整備基準 8-(2)

- エレベーターを設置する場合には、当該公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数並びに、かごの幅及び奥行きを検討する。かごの大きさについてはJIS A 4301-1983を参考にし、設置するエレベーターのかごの幅及び奥行きを選定する。
- 緊急時の対応等に考慮し、可能な箇所にはストレッチャーを乗せることができる、奥行きのあるエレベーターを導入することが望ましい。

基本的な考え

使用時の利便性を考慮すると、エスカレーターのみによる段差解消の対応は好ましくなく、原則としてエレベーターで対応することが求められます。エスカレーターの構造・設備は高齢者、障害者等の利用に配慮したものとします。



指定施設整備基準



(1) エスカレーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

- ア 踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。
- ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。
- エ ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。
- オ 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。

(2) 1の項(2)ただし書の場合に設けるエスカレーターは、次に掲げるものでなければならない。

- ア (1)に定める構造とすること。
- イ 車椅子乗用ステップ付きエスカレーターとすること。
- ウ エスカレーターを操作する者を呼び出すための装置を設けること。
- エ 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。

参考

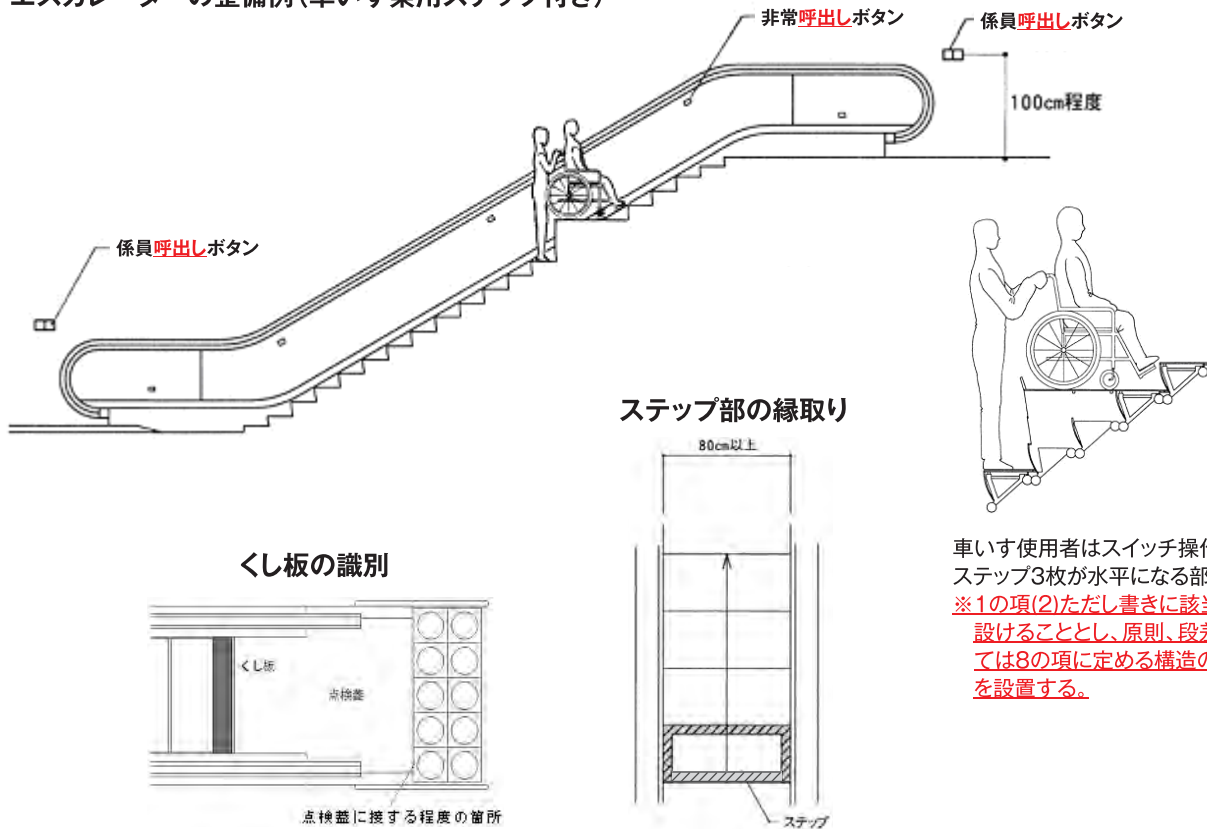
コラム

エスカレーターでの歩行への注意喚起

エスカレーターで歩行すると、転倒・転落、又は他の利用者との接触などの事故の原因となります。また、高齢者や**身体**の片側にマヒがある人、視覚障害者、子ども連れや介助者を伴っている人、補助犬を連れている人などが安心して利用できない要因となります。

図9-1 エスカレーターの整備例

エスカレーターの整備例(車いす乗用ステップ付き)



車いす使用者はスイッチ操作によりステップ3枚が水平になる部分に乗車する。
 ※1の項(2)ただし書きに該当する場合のみ設けることとし、原則、段差解消手段としては8の項に定める構造のエレベーターを設置する。

構造

整備基準 9-(1)

- ♥ 乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設置することが望ましい。
- ♥ 1以上のエスカレーターは30m/分以下で運転可能なものとすることが望ましい。

踏面

整備基準 9-(1)-ア

- 踏面及び床面の材質を滑りにくいものとする。
- 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの踏み段幅は80cm以上とする。ただし、複数のエスカレーターを隣接した位置に設ける場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。
- ♥ 踏み段幅100cm (S1000型) 程度とすることが望ましい。
- ♥ 乗降口のステップの水平部分は3枚とし、乗降時にはスピードが遅くなるものが望ましい。

くし板

整備基準 9-(1)-ウ

- 弱視者がくし板とステップ部分を識別しやすいものとする。

ステップの縁取り

整備基準 9-(1)-エ

- ♥ 踏み段の端部だけでなく、四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにすることが望ましい。

音声案内

整備基準 9-(1)-オ

- 進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置する。
- ♥ 上り専用又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近の分かりやすい位置(ゲートポスト等)において、当該エスカレーターへの侵入の可否を示す。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
- 音声案内装置の設置にあたっては、周囲の暗騒音と比較して十分に聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。
- ♥ 上下方向を案内する際に男女で声を分けることが望ましい。

車いす乗用ステップ付きエスカレーター

整備基準 9-(2)-イ

- 1の項(2)ただし書きに該当する場合のみ設ける。
- 車いす乗用ステップ付きエスカレーターは電動車いす(JIS T9203)による利用が可能なものとする。
- 車いす使用者が利用する際には、エスカレーターの運転・操作を行う介助者が必要なため、係員呼出しボタンを設置する。
- また、呼出しボタンと併せて車いす使用者が利用できることを示す案内表示を設ける。

基本的な考え

ホームは危険と隣り合わせの空間であることを十分認識し、安全を第一とすることが重要です。高齢者、障害者等の長距離移動、長時間立位が困難であること、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の乗降・移動を妨げないよう配慮しつつホーム上にベンチ等を設けます。

指定施設整備基準



鉄道の駅のホームは、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) ホームの両端には、転落防止のためのさくを設けること。
- (3) ホームと車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。
- (4) ホーム上の設置物は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。

参考

コラム

車両とホームの段差・すき間の目安値

駅のホームと車両の乗降口の段差・すき間が大きい場合、渡り板が必要になるため駅員等の介助が必要となり、車いす使用者が一人で乗り降りできないことがあります。車いす使用者が一人で円滑に乗り降りしやすいように、下記の目安値を参考に段差・すき間を小さくすることが望ましいです。

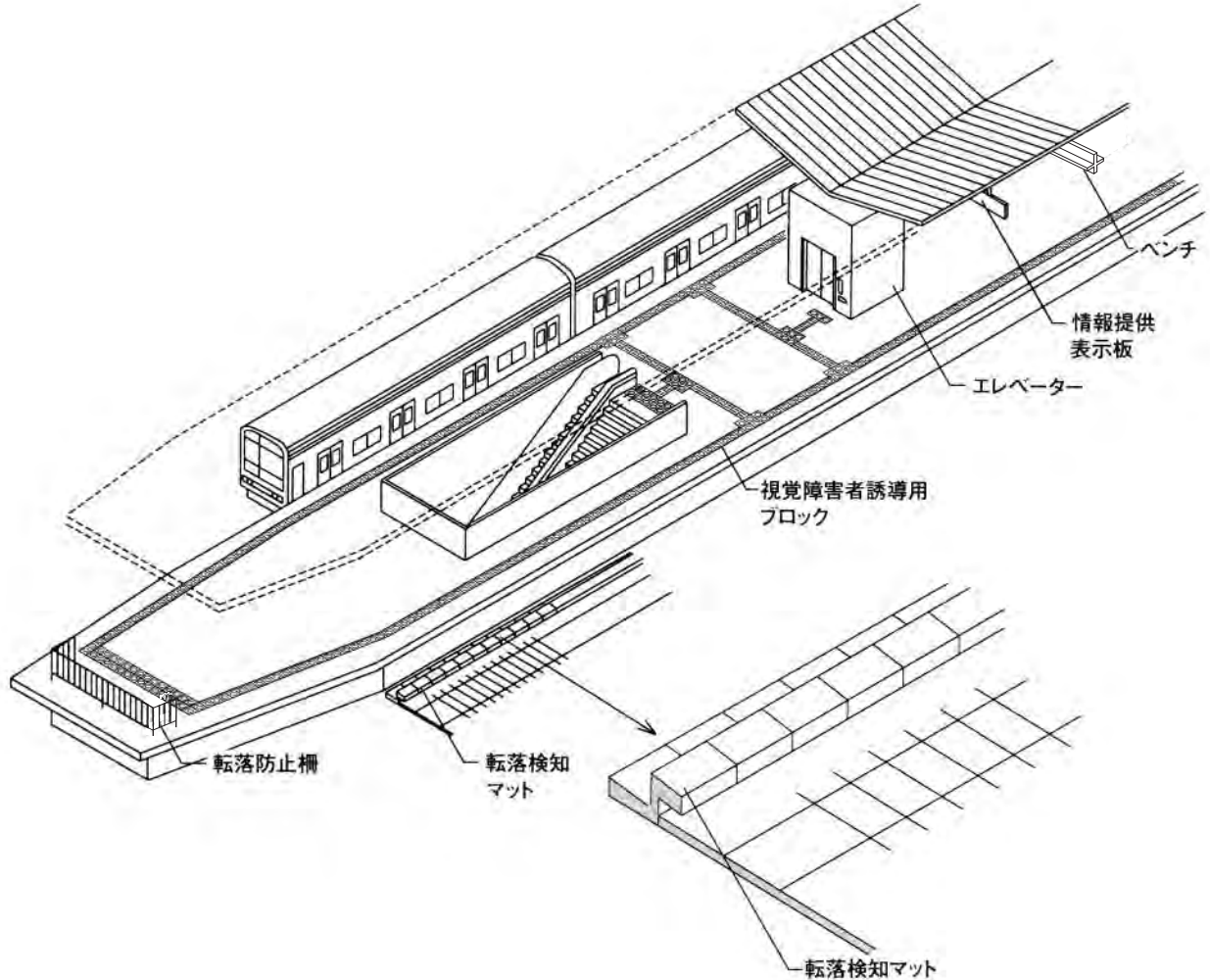
【段差・すき間の目安値】

- ・段差 3cm
- ・すき間 7cm

なお、より多くの車いす使用者が乗り降りできるよう、目安値に限らず、段差・すき間はできる限り小さくすることが望ましいです。

<出典>公共交通機関の移動等円滑化ガイドライン(旅客施設編)[令和2年3月版]

図10-1 ホームの整備例



床面の仕上げ

整備基準 10-(1)

- 滑りにくい材質とする。

転落防止柵

整備基準 10-(2)

- 転落防止柵の高さは110cm以上とする。
- ホームの線路側以外の端部を認識できるよう点状ブロックを敷設する。なお、敷設幅は60cm程度(少なくとも40cm程度)とする。
- ホームの線路側端部において、列車が停車することがない等乗降に支障のない箇所には、建築限界に支障しない範囲で高さ110cm以上の柵を設置する。
- ♥ ホーム上のエレベーターの出入口付近に傾斜がある場合は車いす使用者等の線路への転落防止のため、傾斜に関する注意喚起の掲示とともに柵を設置することが望ましい。

乗降口の表示

- ♥ ホームの床面等において、車いすスペースに近接する乗降口位置を表示することが望ましい。

ホームと車両のすき間

整備基準 10-(3)

- 鉄軌道車両とホームの段差又は隙間について、段差はできる限り平らに、隙間はできる限り小さいものとする。
- すき間及び段差が大きく危険な箇所には注意表示を行う。
- 車いす使用者の円滑な徐行のため十分な長さ、幅及び強度を有する渡り板等の設備を設ける。
- 渡り板は、速やかに使用できる場所に配備する。

ホーム上の設置物

整備基準 10-(4)

- 高齢者、障害者等の通行の支障にならないように配置する。
- ♥ ホーム上にはベンチを設け、高齢者、障害者等が利用しやすいようにすることが望ましい。
- ♥ ホームと車両の間にホームドアを設け転落を防止することが望ましい。
- ♥ ホームドアを設置する場合には可動部の開閉を音声や音響で知らせることが望ましい。
- ♥ ホーム上に待合室を設ける場合には、車いす使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、内部及び出入口前に直径150cm以上のスペースを設けることが望ましい。
- 壁面や柱などに取り付ける看板などは通行の支障にならないように設置する。

基本的な考え

路線バスは最も身近な公共交通機関です。障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる構造に配慮します。



指定施設整備基準



バスターミナルのバス停留所は、次に掲げるものでなければならない。

(1) バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内表示は、次に定める構造とすること。

- | | |
|---|---|
| ア | 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。 |
| イ | 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 |
| ウ | 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 |
| エ | 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 |
| オ | 案内表示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 |

(2) 上屋及びベンチを設けなければならない。

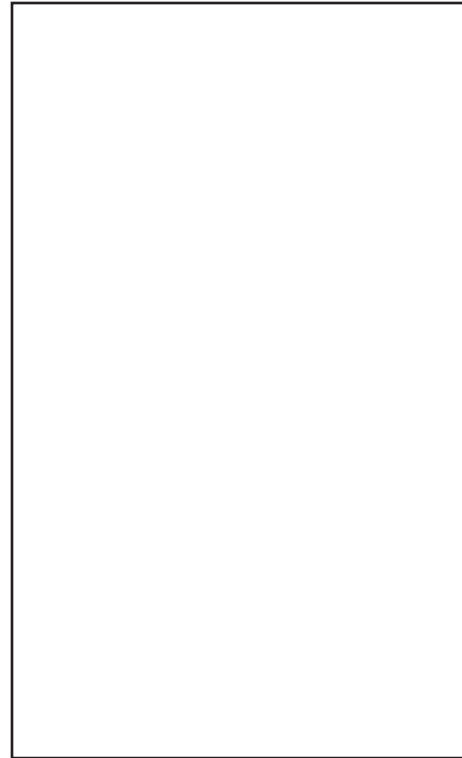
図11-1 バス停の整備例

点字表示のある行き先案内表示



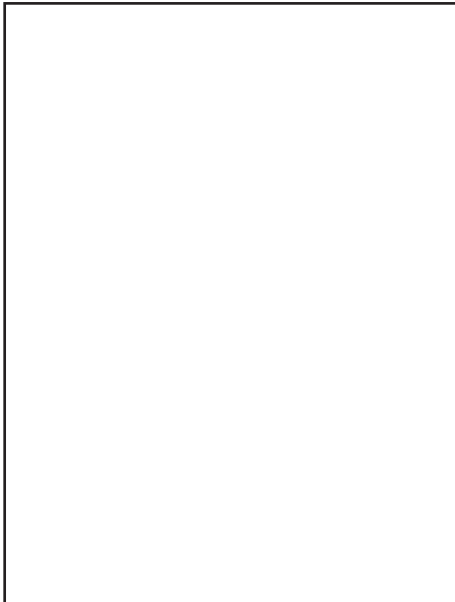
(上大岡バスターミナル)

バス接近システム



(地下鉄関内駅バス停留所)

バス案内システム



(横浜駅西口バスターミナル)

案内表示

整備基準 11-(1)

- 道路Ⅱの5の「案内表示」の項を参照。
- 案内表示には点字による表示を行う。
- ♥ バス接近表示システムを設け、バスの行き先、運行系統等を文字や音声で案内することが望ましい。
- ♥ 時刻表には、ノンステップバス等の運行時間を分かりやすく表示することが望ましい。

上屋及びベンチ

整備基準 11-(2)

- 高齢者、障害者等が風雨にさらされることなくバスを待つことができる空間を確保する。
- ♥ 風防付上屋を設けることが望ましい。

乗降場

整備基準 11-(2)

- ♥ 乗降場の高さは車道から15~20cm、乗降場の幅員は200cm以上とすることが望ましい。

一般のバス停

整備基準 11-(2)

- ♥ 一般のバス停についてもこの項に定めるバス停留所に準じる構造とすることが望ましい。

基本的な考え

すべての人が、安全かつ円滑に利用できる構造に配慮します。



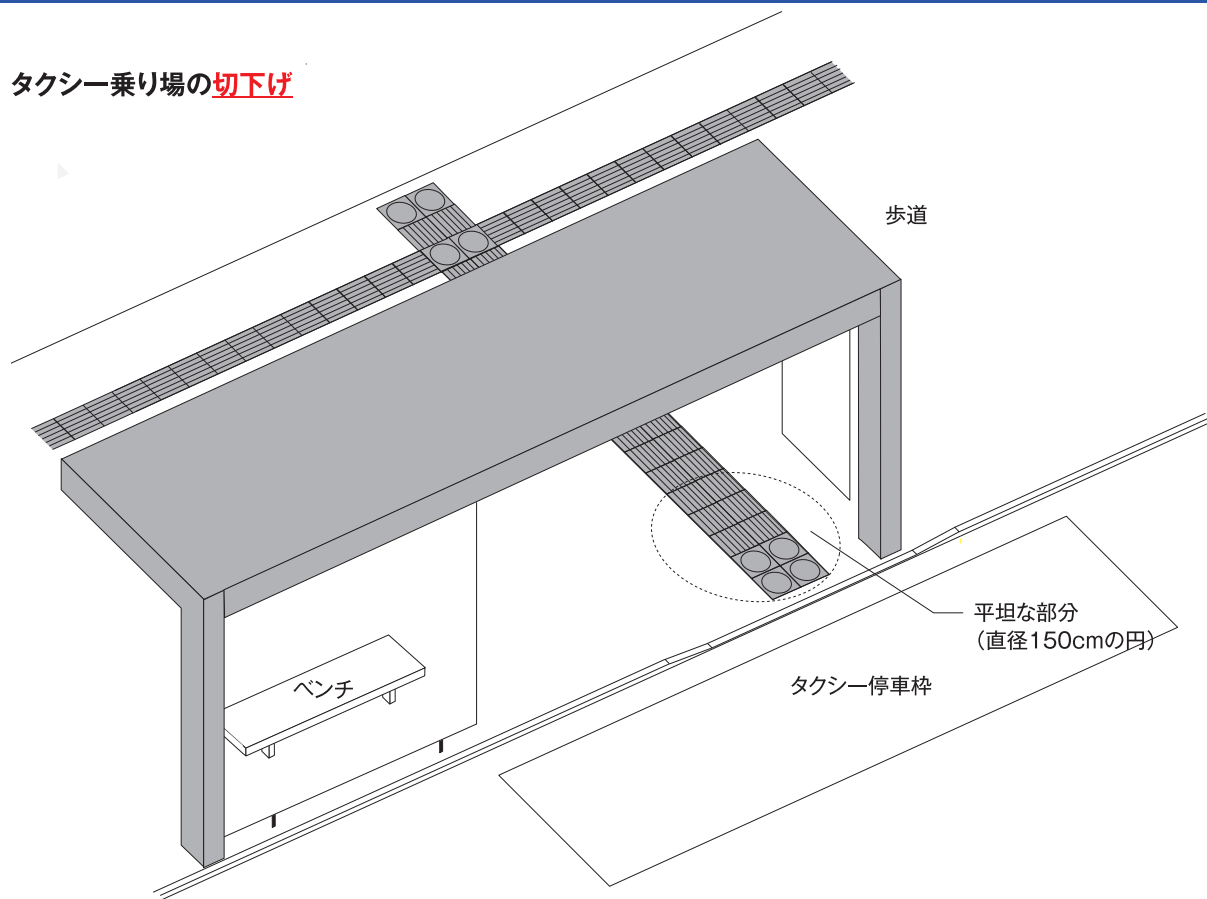
指定施設整備基準



タクシー乗り場は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) タクシー乗り場と車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。
- (2) すりつけこう配は、12分の1を標準とすること。
- (3) 上屋及びベンチを設けること。

図12-1 タクシー乗り場の整備例



車道との段差

整備基準 12-(1)

- 車いす使用者の利便性と視覚障害者の安全性の確保の双方を考慮し、歩車道の境界部分の段差を2cmを標準として最小限残すとともに面取り構造とする。

♥ 乗降場に雨水が滞ることがないように、排水溝を設けることが望ましい。

こう配

整備基準 12-(2)

- 切下げによって生じるこう配の方向は、歩行者の通行動線の方
向と一致させる。

• 乗降場は、車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できるよう、平坦な部分を確保する。

上屋及びベンチ

整備基準 11-(3)

- 高齢者、障害者等が風雨にさらされることなくタクシーを待つことができる空間を確保する。
- 上屋とともに、高齢者、障害者等に配慮しベンチを設ける。

基本的な考え

多様な利用者のニーズに対応するとともに、より使いやすい便所とするために、車いす使用者用便房、オストメイト対応設備を備えた便房の他に、乳幼児用の設備を有する便房の設置などを適切に配置する必要があります。特定の便房への利用者が集中することを避けるため、個別の機能ごとに便房を設置するなど、各種設備・機能を使所全体に適切に分散して配置することが重要です。また、近年では男女共用の便房設置に関するニーズが高まっており、異性介助による便所利用の場合など、利用者の状況に配慮した便所・便房の設計が求められています。



1. 全ての便所に関する基準

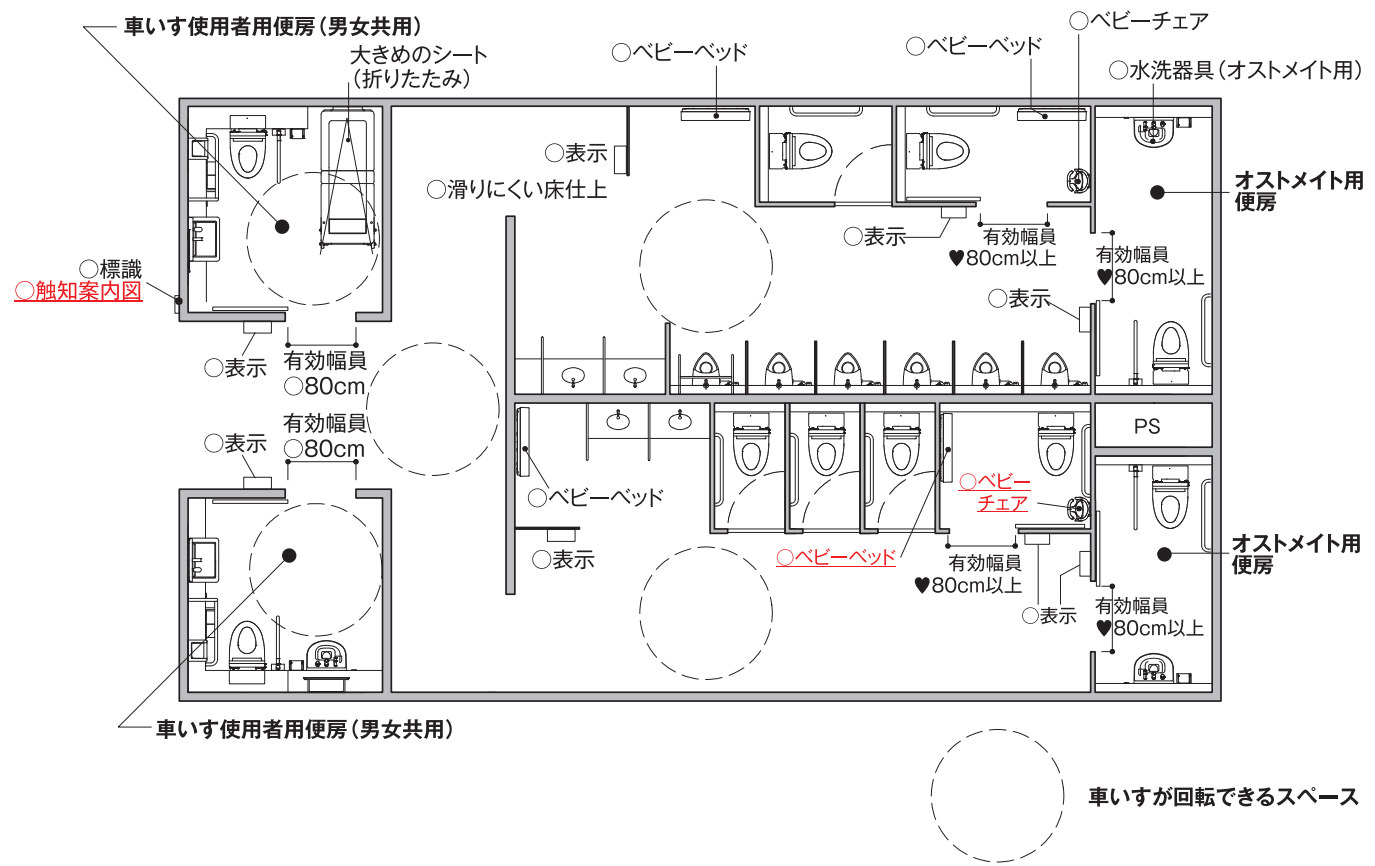
指定施設整備基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。

ア	便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	9-1
イ	便所の出入口に戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	
ウ	(2)アに定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便座及び手すりを有するものを1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	<u>9-1</u>
エ	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
オ	男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。	
カ	洗面台を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	
キ	便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所内部の主な構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。	
ク	便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	

図13-1 便所の配置例

仕様の異なる車いす使用者用便房用（男女共用）2か所など機能分散に配慮した便所の例



オストメイト用設備を備えた便房を1か所及び乳幼児連れに配慮した便房を男女別に配置した例

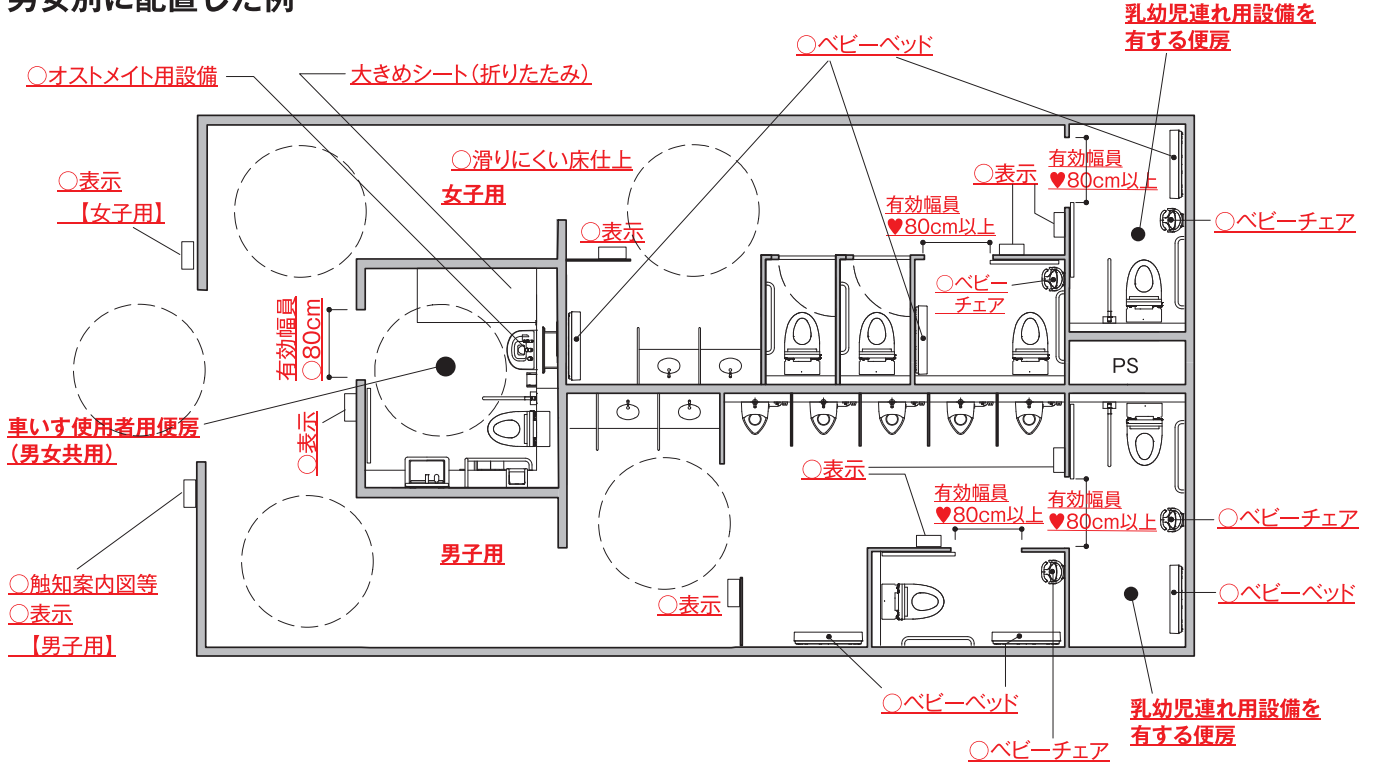
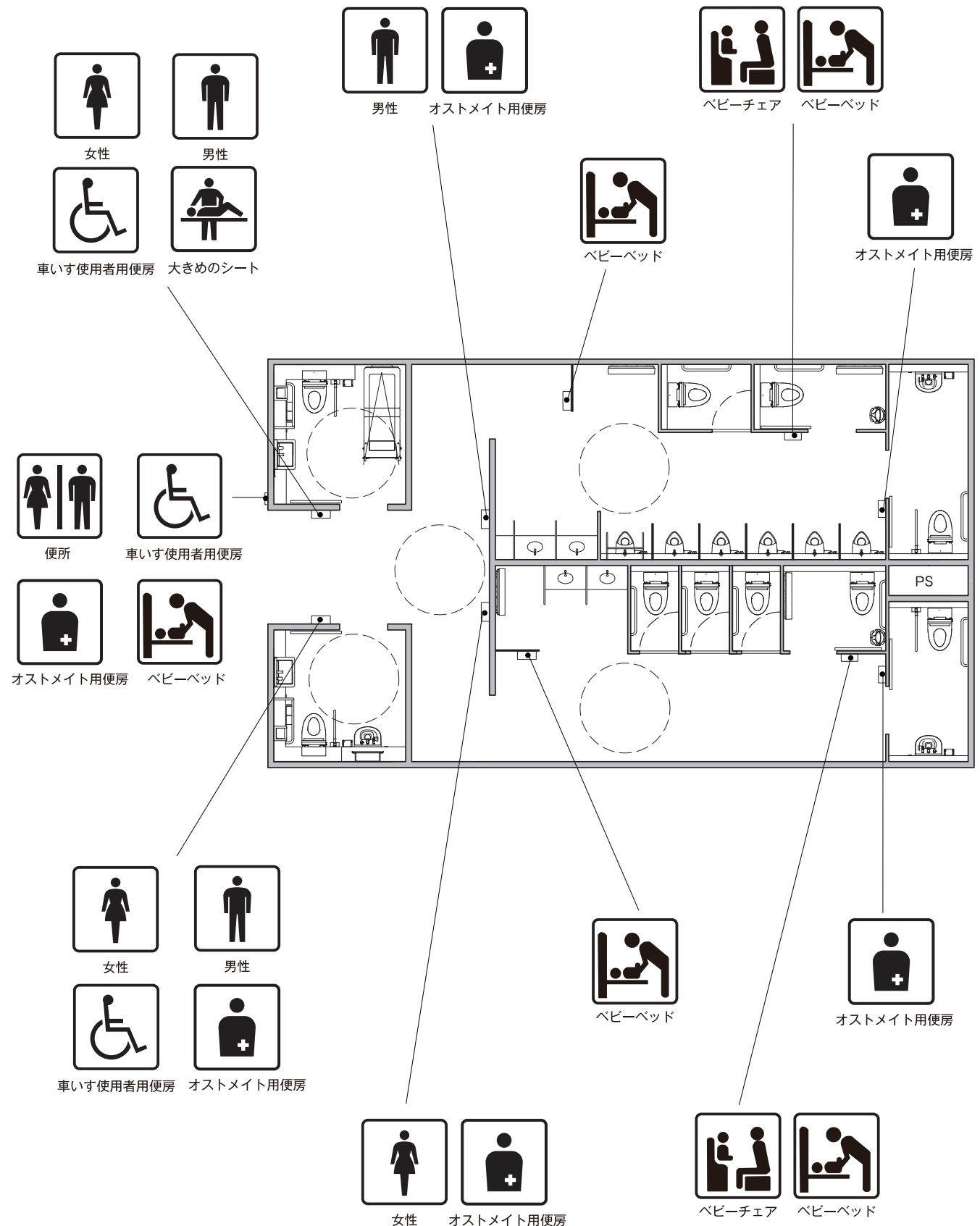


図13-2 便所の標識の整備例



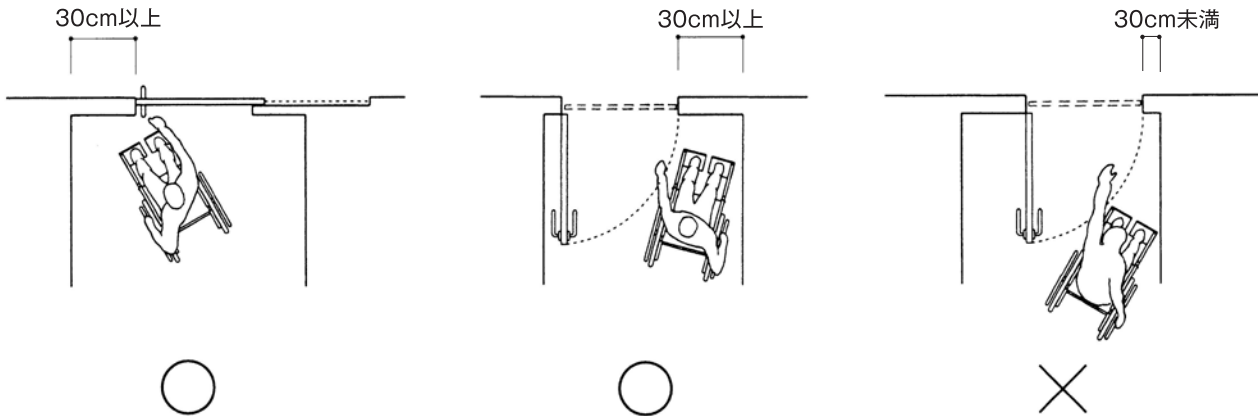
機能分散

車いす使用者用トイレの利用者集中を解消するため、多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応することができる設計を検討することが重要です。多機能トイレを否定するものではありませんが、車いす使用者用トイレの設置数を増やす、オストメイト対応設備を多機能トイレだけでなく、男女トイレにも設置する、乳幼児連れ用設備をトイレブースの外にも設置するなど、実際の利用者の状況を考慮し、利用者集中を解消できるように設計してください。

男女共用トイレ

図13-3 便所の出入口・便所の戸

戸の開閉時に必要なスペース



便所の出入口

整備基準 13-(1)-ア

- 80cmは、車いすで通過できる最低寸法である。

便所の戸

整備基準 13-(1)-イ

- 高齢者、障害者等にとって戸の開閉動作のしやすさでは、引き戸が開き戸よりも望ましく、一般的には自動引き戸がもっともよい。
- 取っ手は、高齢者、障害者等が使いやすい高さ（床面から90cm程度）に設ける。取っ手は、握り玉は操作が困難な人もいるので避け、レバー式又は棒状のものとする。
- 自動引き戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、高齢者、障害者等が利用しやすいように設定する。
- 手動引き戸を設ける場合は、軽く開閉できるものとする。
- 開き戸とする場合は、開閉速度を調節するためドアチェックを設けるとともに、袖壁(30cm以上)と開閉スペースを確保する。なお、ドアチェック(ドアクローザー)は開く際に大きな力を要しないものとする。

参考

コラム

大きめのシート

大きめのシートは、主に着替え、おむつ交換、排せつ（自己導尿等）を行う際に使用されます。車いす使用者（介助者が同伴している場合も含む）や高齢者、体の大きい子どもや大人でも利用することが可能なため、設置の要望が高い設備です。シートの大きさは、幅60cm以上×長さ125cm以上、高さ50cm程度です

横型タイプ（収納時の奥行き20cm程度）や縦型タイプ（収納時の奥行き30cm程度）があり、スペースやレイアウトに応じて選択できます。



横型タイプ

縦型タイプ

<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

車いす使用者用便房を複数設ける場合には、そのうち、1以上を大きめのシートを設けた便房とすることが望ましいです。

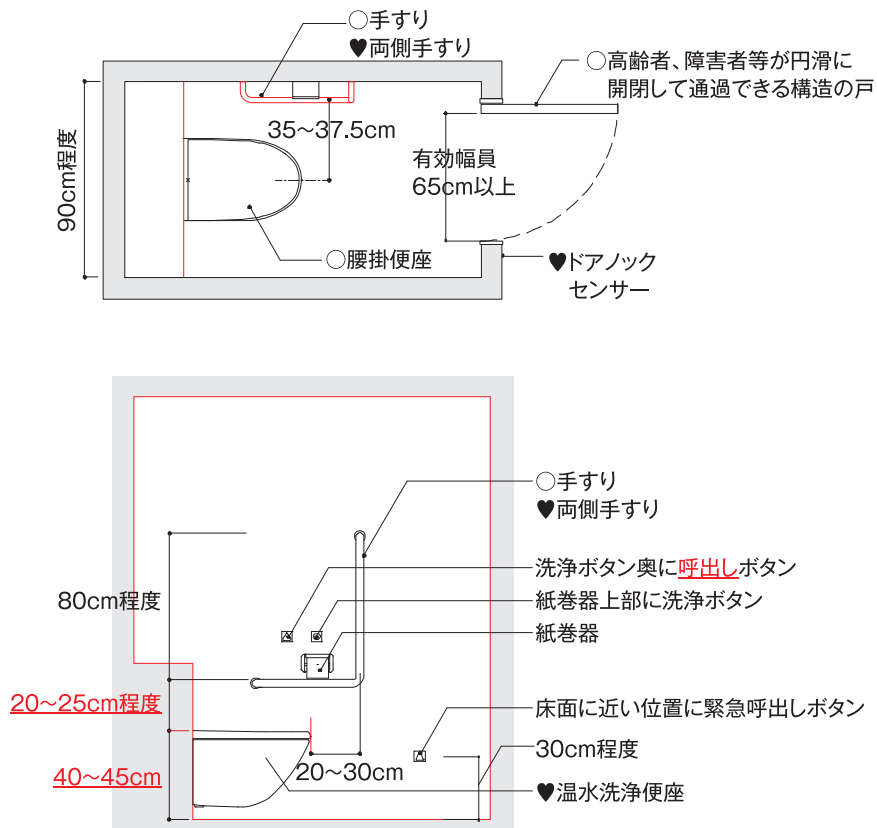
不特定かつ多数が利用する公共性の高い施設は、大きめのシートを設けた便房は男女が共用できる位置に配置し、その旨の表示を行うことが求められています。

車いす使用者の声

大人は車いすに座ったままのおむつ交換は難しいので、ベビーベッドだけでなく、大きめのシートも設置してほしいです。



図13-4 便所の構造



便所の戸

整備基準 13-(1)-ウ

- 開き戸とする場合は、便房内で人が倒れていると戸が開かなくなるため、外開き（当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮をする）や緊急時には外部から開けられる構造とすること。
- 手動引き戸を設ける場合は、軽い材質のものとしたり、取り付けを工夫するなどできるだけ小さな力で開閉できるようにする。
- 手動引き戸の取っ手は棒状とする。
- ♥ 便房の戸は引き戸（2枚式引き戸を含む）や折戸等を採用することが望ましい。
- 戸及び施錠装置は容易に操作できるものを使用し、それと連動して外側に色又は文字で使用可否の表示が出るようにする。
- ♥ 色相、明度、彩度に配慮したコントラストがつき、また、読みやすい字体とサイズの文字により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字表示も併記することが望ましい。
- ♥ 聴覚障害者がドアロックを感知できるよう、発光するドアロックセンサー等を設置することが望ましい。

床面

整備基準 13-(1)-工

- 滑りにくい床材を使用する。
- 排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないようにする。

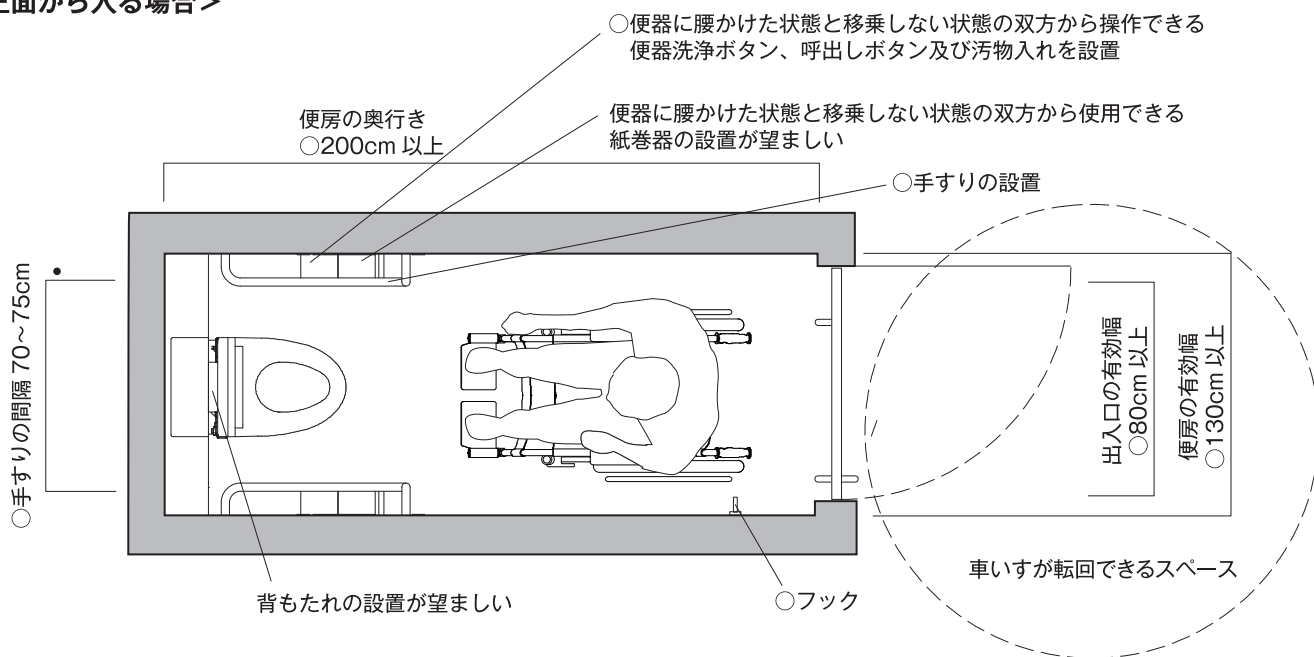
便房内の構造

整備基準 13-(1)-ウ

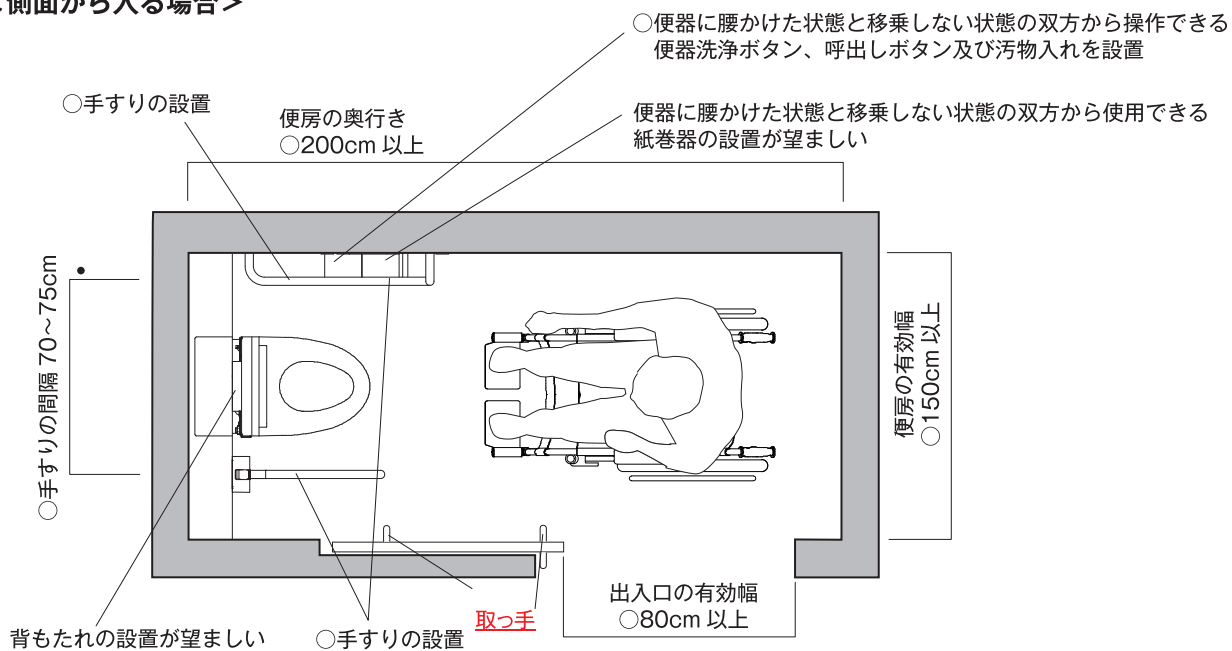
- 腰掛け式便器と手すりは、高齢者等の歩行困難者の立ち居を補助したり、用便中の姿勢を安定させるために必要である。
- 手すり、洗浄ボタン、紙巻器の位置を決める際は、手すりを優先する。配置については日本産業規格（JIS S0026）によるものとする。
- 洗浄ボタンと呼出しボタンの色と形状も、日本産業規格（JIS S0026）を参考とすること。（例：無彩色又は寒色系と暖色系。丸型と四角形又は三角形。）
- ♥ 手すりは両側に設けることが望ましい。
- ♥ 便房内には、杖や傘などを立てかけられるフック等を設けることが望ましい。
- ♥ 呼出しボタンを設けることが望ましい。

図13-5 広めの便所の整備例

<正面から入る場合>



<側面から入る場合>



広めの便房

整備基準 13-(1)-ウ

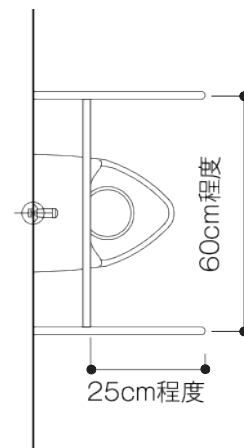
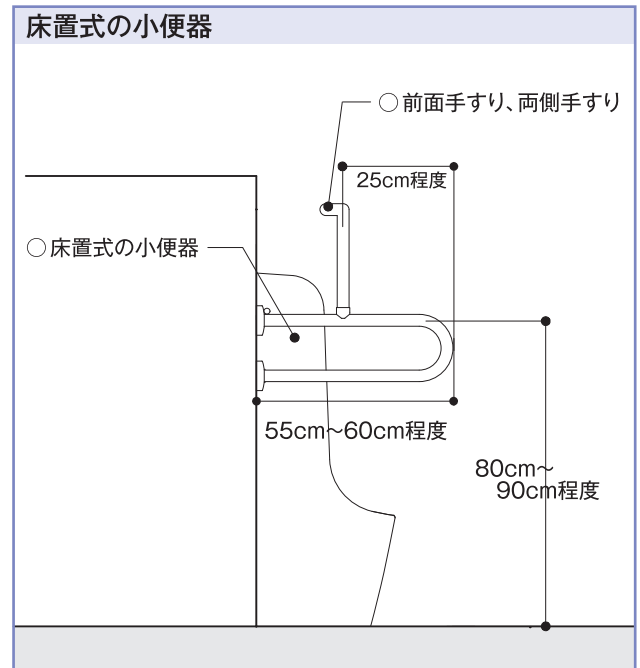
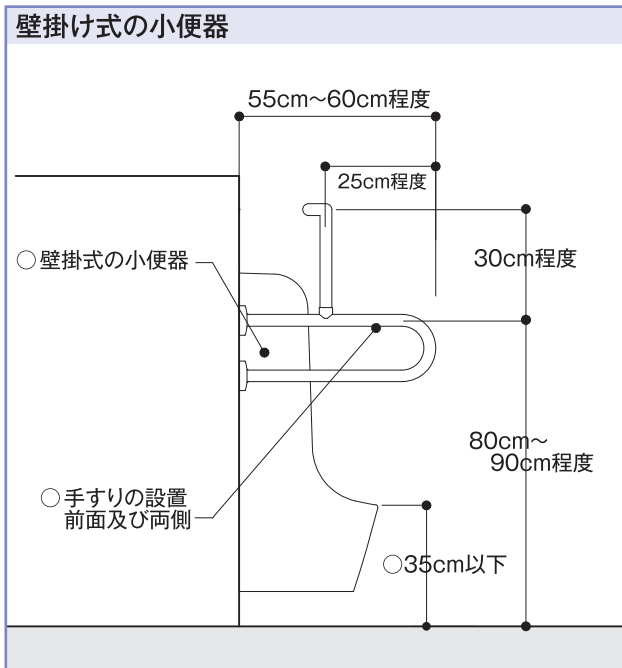
♥ 手動車いすの利用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する広め便房を設置することが望ましい。

♥ 戸の取っ手は引き戸の場合、戸の内側の左右両側に設置することが望ましい。

♥ 広めの便房は、小型の手動車いす（全長約85cm、全幅約60cmを想定）で利用可能なスペースを確保することが望ましい。

正面から入る場合：有効奥行き200cm以上、有効幅130cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口の確保
側面から入る場合：有効奥行き180cm以上、有効幅150cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口の確保

図13-6 小便器の例



<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

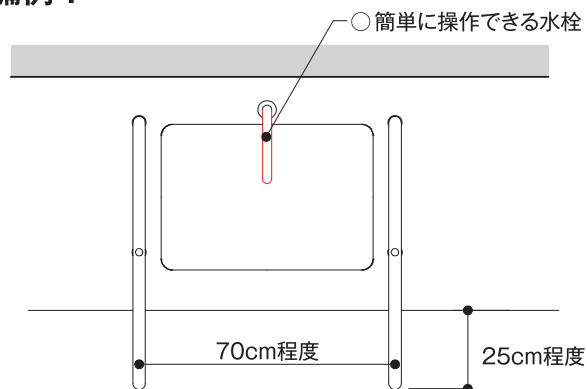
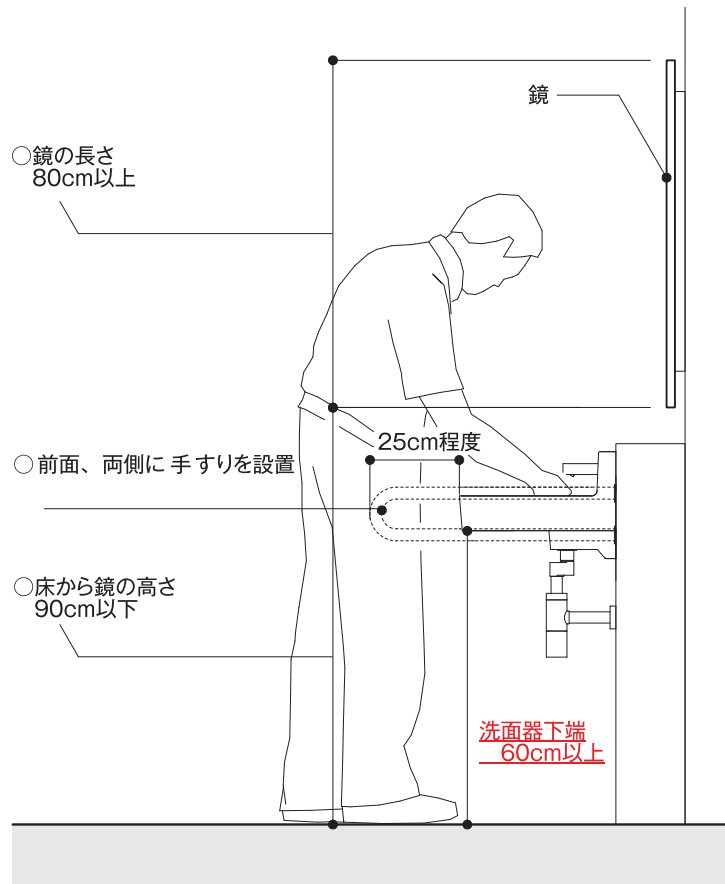
小便器

整備基準 13-(1)-オ

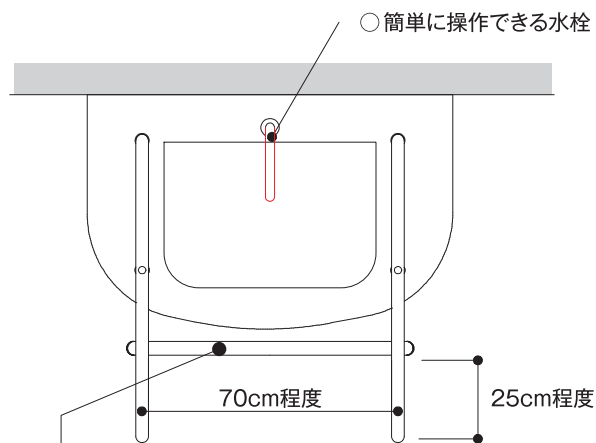
- 手すりは便所の入口から最も近い小便器に設置する。
- 小便器の手すりは杖使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な体を支えながら用を足せる構造が必要となる。胸あて用の手すりは小便器に十分近づけて取り付け。
- 小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。

図13-7 洗面台まわりの整備例

洗面器まわりの整備例1



洗面器まわりの整備例2



洗面器にもたれかかっても十分に耐えうる強度がある場合は、前面の手すりは不要

洗面台

整備基準 13-(1)-カ

- 洗面器は両側に手すりを設けること。当該洗面器は手すりが行の支障とならない箇所に設ける。
- 洗面器は荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができるものとする。ただし、当該洗面器の手前に手すりを設ける場合はこの限りではない。
- 水栓はレバー式・光感知式など簡単に操作できるものとする。
- 洗面器の下端の高さは車いす使用者のひざが入るよう60cm程度とし、上端は75~80cm以下とする。
- 車いす使用者が座った状態で映り、立位の利用者も立ったままで写るよう、洗面台の鏡は床上90cm以下の高さから上方へ垂直に80cm以上の長さで設ける。

♥ 洗面台まわりに石けん容器やハンドドライヤー等を設置する場合には、床上80~100cm程度の操作可能な高さで、洗面台中央から75cm程度の範囲で設置することが望ましい。

図 13-8 便所の案内設備

視覚障害者の声



- ・触知案内に鉄粉やほこりが付着して触れないことがあるので、音声による案内も充実させてほしいです。
- ・トイレ以外の色々な情報も音声で流れるため、音声を常に流す場合は音の種類や音質を変えたり、センサーで反応する設備があったりするとわかりやすいです。
- ・冷たい材質を避けるような配慮があると良いです。

音や点字による案内設備

整備基準 13-(1)-キ

- ・音や点字等による設備とは、以下に示すような設備である。
 - ・音響音声案内装置：音響または音声で設備等の位置・方向や車両等の運行・運航案内を示すもの
 - ・触知案内図等：点字や触知記号等で設備等の位置や方向を示すもの
 - ・点字表示：点字で経路の行先や運賃等を示すもの
- ♥ 出入口付近に、それぞれの箇所の移動方向にある主要な設備等の位置や方向を示す音声・音響案内を設置することが望ましい。
- ・現在位置や個室の位置が極めて簡略化された記載にならないよう、触知案内はわかりやすい案内とすること。
- ・触知案内図等は、床から中心までの高さが140cmから150cm程度となるよう設置する。

- ♥ 触知案内図等に、スピーカーを内蔵式押しボタンやセンサーによって作動する音声案内装置を設置することが望ましい。
- ♥ この装置を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後ろ、左、右」などわかりやすい言葉を用いて、簡明瞭に施設等の方向を指示することが望ましい。
- ♥ 太まかな位置を示す情報と、便所の個別の位置関係をつかむ情報は、異なる場所から別々に流すことが望ましい。
- ♥ 便所が点在している場合には、それぞれの出入口に音声案内又は触知案内を設けることが望ましい。また、点在している他方の便所の位置も併せて案内することが望ましい。

設置場所

整備基準 13-(1)-ク

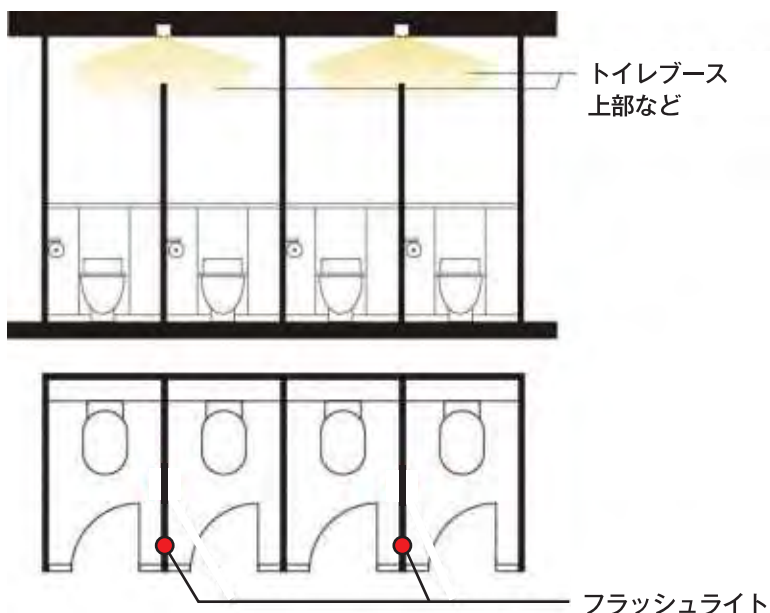
- ・高齢者、障害者等の利便性の向上及び普段の維持管理上の理由から、他の便所と一体で設置し、かつプライバシーに配慮し通路に直接面することは避ける。

参考

フラッシュライト

聴覚障害者に配慮し、緊急事態の情報を光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましいです。フラッシュライトを設置する場合は、トイレブース内の扉等にフラッシュライトの点滅が緊急事態を表す旨を表示することや、トイレブースの扉を閉じた状態で、すべてのトイレブース内から下を向いていてもその点滅が十分認識できる位置に設置する必要があります。

また、ドアノックセンサーとの違いが分かる配慮が必要です。

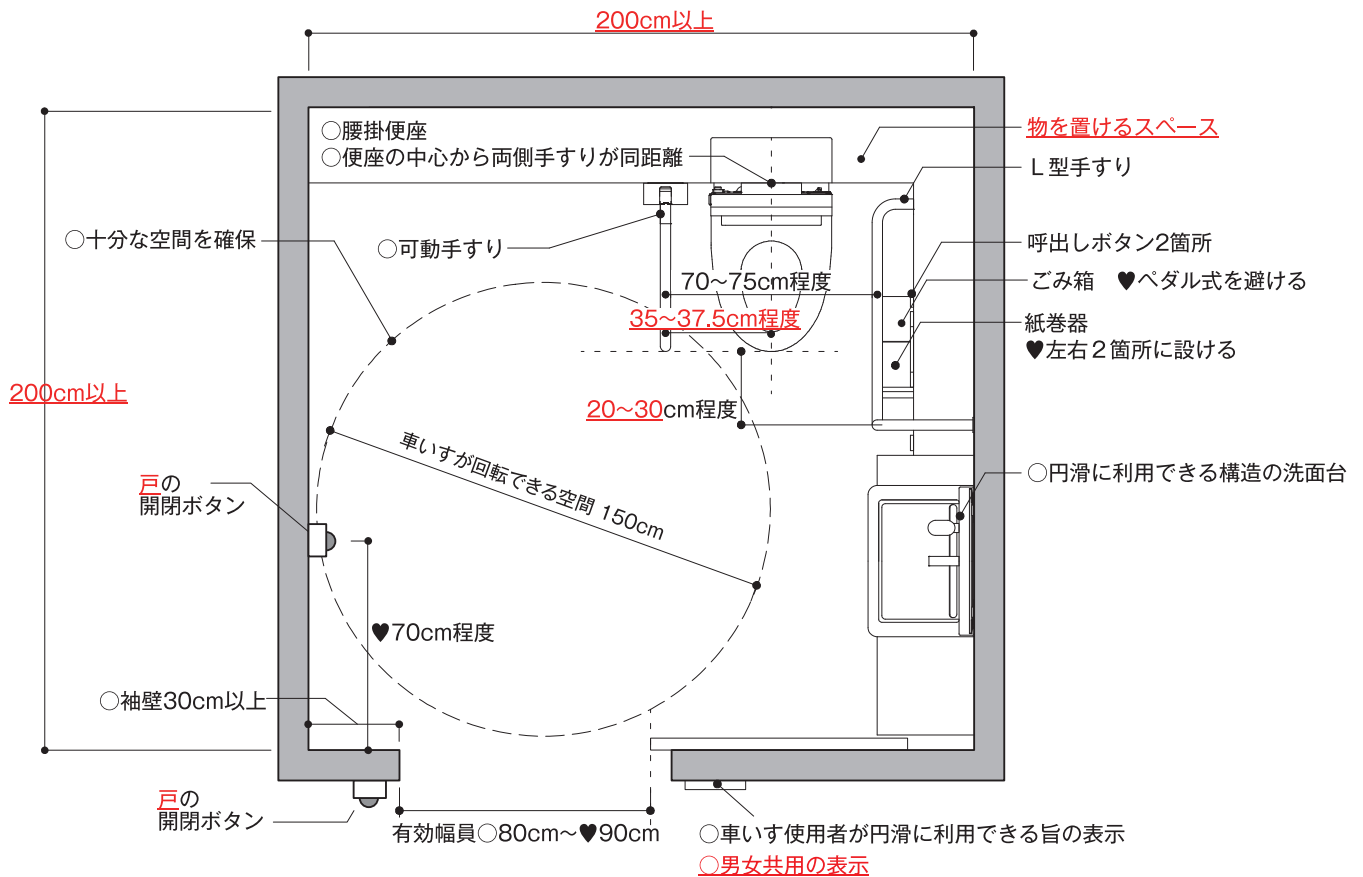


コラム

2-1.車いす使用者用便房に関する基準

指定施設整備基準		図
(2)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りではない。）は、次に掲げるものでなければならない。	
ア	便所及び便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、6の項に定める構造の傾斜路と併設した床面については、この限りでない。	
イ	便所内に、車いす使用者が円滑に利用することができる次に掲げる構造の便房を1以上設けること。	
(7)	便房の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	
(イ)	便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	
(ウ)	当該便房の出入口の戸又はその付近には、車いす使用者が円滑に利用することができる旨を表示すること。	
(I)	車いす使用者が円滑に利用することができる床面積を確保すること。	
(オ)	腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。	
(カ)	洗面台を1以上設け、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。	

図13-9 車いす使用者用便房整備例



段

整備基準 13-(2)-ア

- 便所は床面を水洗いする関係上、入口に数cm程度の段が生じる場合についても、高齢者、障害者等の通行の支障とならないよう、すりつけ等の工夫により段を処理する。

出入口の幅

整備基準 13-(2)-イ-(7)

- 80cmは、車いすで通過できる最低寸法である。
- ♥ 便所の出入口から便房の出入口までの通路の幅は、140cm以上確保することが望ましい。

便房内のスペース

整備基準 13-(2)-イ-(I)

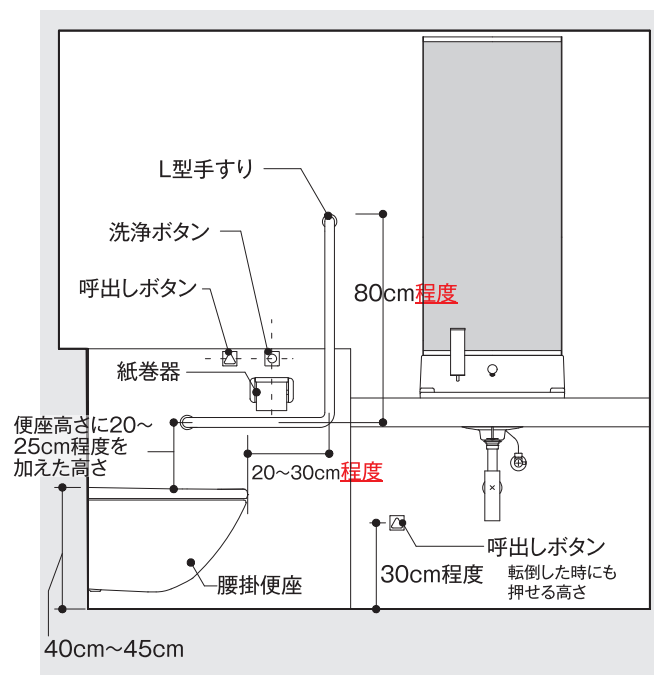
- ♥ 便器前方のスペースは車いすで正面からアプローチできるように、120cm以上確保することが望ましい。その際、正面からのアプローチを邪魔しないよう、洗面器の配置や納め方を工夫する。

戸の構造

整備基準 13-(2)-イ-(I)

- 開き戸は開閉が困難であるため避ける。
- ♥ 車いす使用者が通過しやすい構造の戸として、手動引き戸よりも自動引き戸が望ましい。
- ♥ 戸の開閉ボタンの設置高さは100cm程度とすることが望ましい。
- 手動引き戸を設ける場合は、軽い材質のものとしたり、取り付けを工夫するなどできるだけ小さな力で開閉できるようにする。
- 手動引き戸の取っ手は棒状とする。
- 施錠装置は、車いす使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さのものを使用し、非常時に外側から解錠できるものとする。また、外側に使用中ということが見やすい表示が出るようにする。
- 自動式の戸の場合、手かざしセンサー式が使いにくい人もいるため、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサーだけの設置は避ける。
- ♥ 便所の戸の前には、直径150cm以上のスペースを確保することが望ましい。

図13-10 便房内の設備の整備例



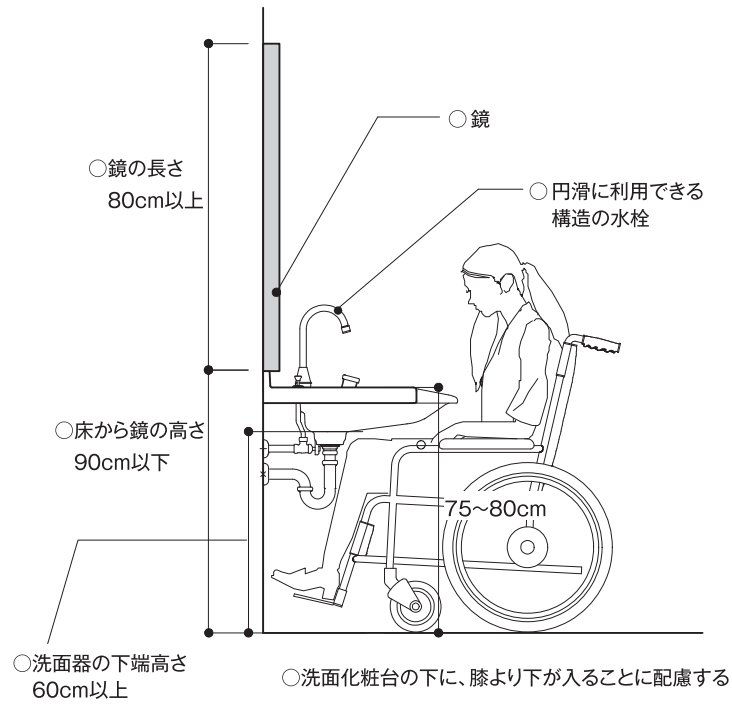
便房内の設備

整備基準 13-(2)-イ-(オ)

- 便房内のすべての付属器具は、車いすの行動空間に配慮し、ドアの開閉動作等の支障とならないよう、配置に留意する。
- 腰掛け式便器の座面の高さは車いすの座面の高さ（40～45cm）に合わせる。
- 便座には便蓋を設けない。
- ♥ 便器の背後に背もたれを設けることが望ましい。
- 紙巻器は便座から手の届く位置に設ける。
- ♥ 紙巻器は、便座から手の届く範囲に左右2か所に設けることが望ましい。
- 便器洗浄ボタンは手の届く位置に設け、大型の押しボタン、光感知式、くつべら式押しボタンなど操作のしやすい形状のものとする。
- 手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン等を併設する。

- 管理室等へ連絡できる呼出しボタンを便座から手の届く位置と、転倒した場合を想定した位置の2か所に設ける。また、呼出しボタンを押すとそれに連動してトイレ外に異常を示すランプを取り付ける。倒れた時の動作を考慮し、低い位置のボタンにはヒモを付ける必要がある。
- ♥ 呼出しボタンは、車いすから便器に移乗しない状態で操作できる位置にも設置することが望ましい。
- 手すり、洗浄ボタン、紙巻器の位置を決める際は手すりを優先とする。配置については日本産業規格（JIS S0026）によるものとする。
- 洗浄ボタンと呼出しボタンの色と形状も、日本産業規格（JIS S0026）を参考とすること。（例：無彩色又は寒色系と暖色系。丸型と四角形又は三角形。）
- 汚物入れはパウチ、おむつも捨てることを考慮した大きさのものを設置する。
- フックは高さ130cmと170cm程度の2か所設置し、1以上は車いす使用者が座った状態で使用できるものとする。また、立位者、車いす使用者の顔面の危険のない形状、位置とする。
- 物を置けるスペースとして棚を設ける。
- 小型手洗い器を便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置することが望ましく、蛇口は操作が容易なセンサー式、押しボタン式などとする。

図13-11 洗面台周りの整備例



洗面台

整備基準 13-(2)-イ-(カ)

- 水栓はレバー式・光感知式など簡単に操作できるものとする。

2-2.オストメイト用便房に関する基準

指定施設整備基準		図
ウ	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	9-10 9-11
(7)	専用の汚物流しその他水洗器具の利用に必要な設備を設けること。	9-10
(1)	当該便房の 出入口の戸又はその付近 には、水洗器具を設けた便房である旨を表示すること。	9-10 9-11

図13-12 オストメイト対応多目的便房整備例

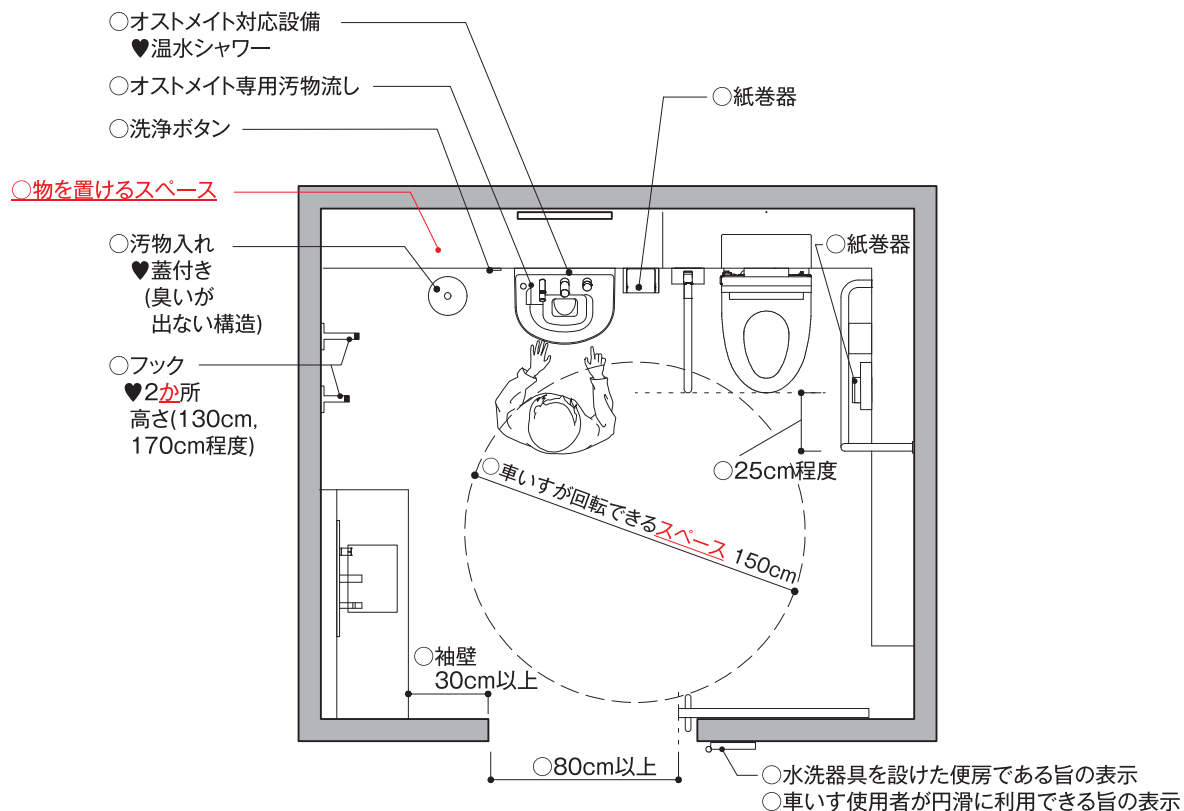
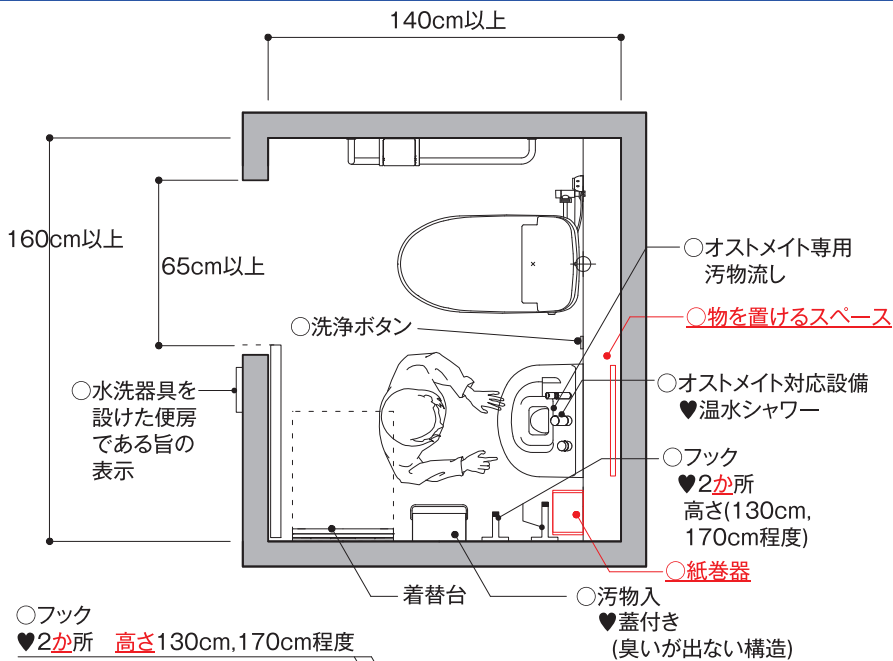
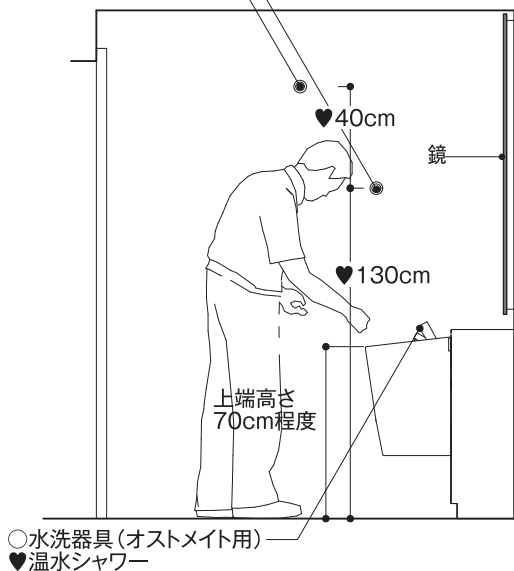


図13-13 オストメイト対応便房整備例



○フック
♥2か所 高さ130cm,170cm程度

○汚物入蓋付き
♥蓋付き (臭いが出ない構造)



オストメイトのための設備

整備基準 13-(2)-ウ-(7)

- 水栓:レバー式等簡単に操作できるもの
- 洗浄ボタン:押ボタン式、光感知式等簡単に操作できるもの
- 紙巻器:腹部等を拭くためのもの。汚物流しの近くに1か所設ける。
- 多機能フック:2か所(高さ130cmと170cm程度)を設置。汚物を流したりパウチを付け替える際に、衣服等を掛けるためのもの。汚物流しの近くに配置する。また、立位者、車いす使用者の顔面の危険のない形状、位置とする。
- 温水シャワー:パウチから汚物が漏れた場合や付け替える際、汚れた衣服や排泄口(ストーマ)を洗うためのもの
- 物を置けるスペース:汚物を流したり、パウチを付け替える際に専用小物を置くためのもの。
- 汚物入れ:使用済みパウチを捨てるためのもの。汚物流しの近くに設置する。
- ♥ 汚物入れは、臭いが出ないよう蓋付きの構造とすることが望ましい。
- 鏡(腹部が確認できるもの):パウチがきちんと装着しているかや、見だしなみを確認するためのもの。
- ♥ 姿見鏡(幅30×高さ120cm程度、床上50cm程度)が望ましい。
- ♥ 水洗器具の形式が便房外からわかる表示を設置することが望ましい。

汚物流し

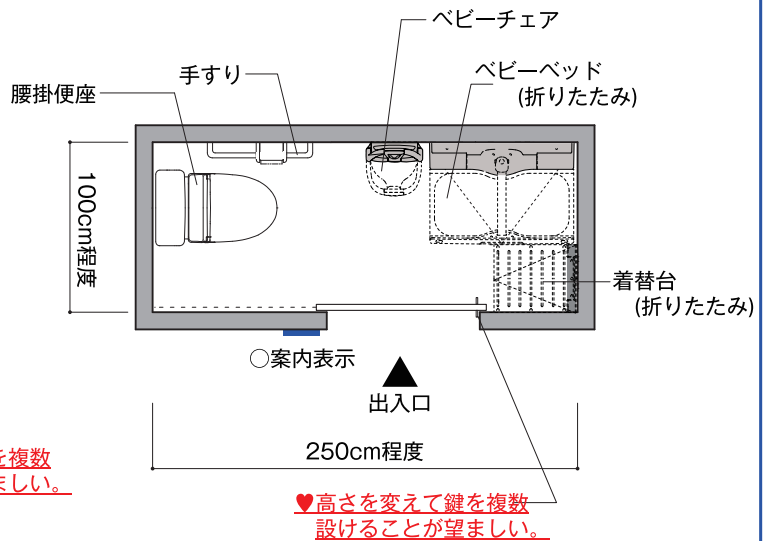
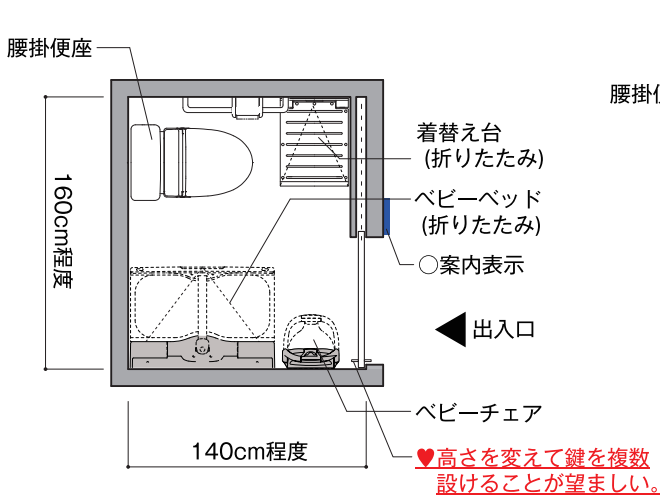
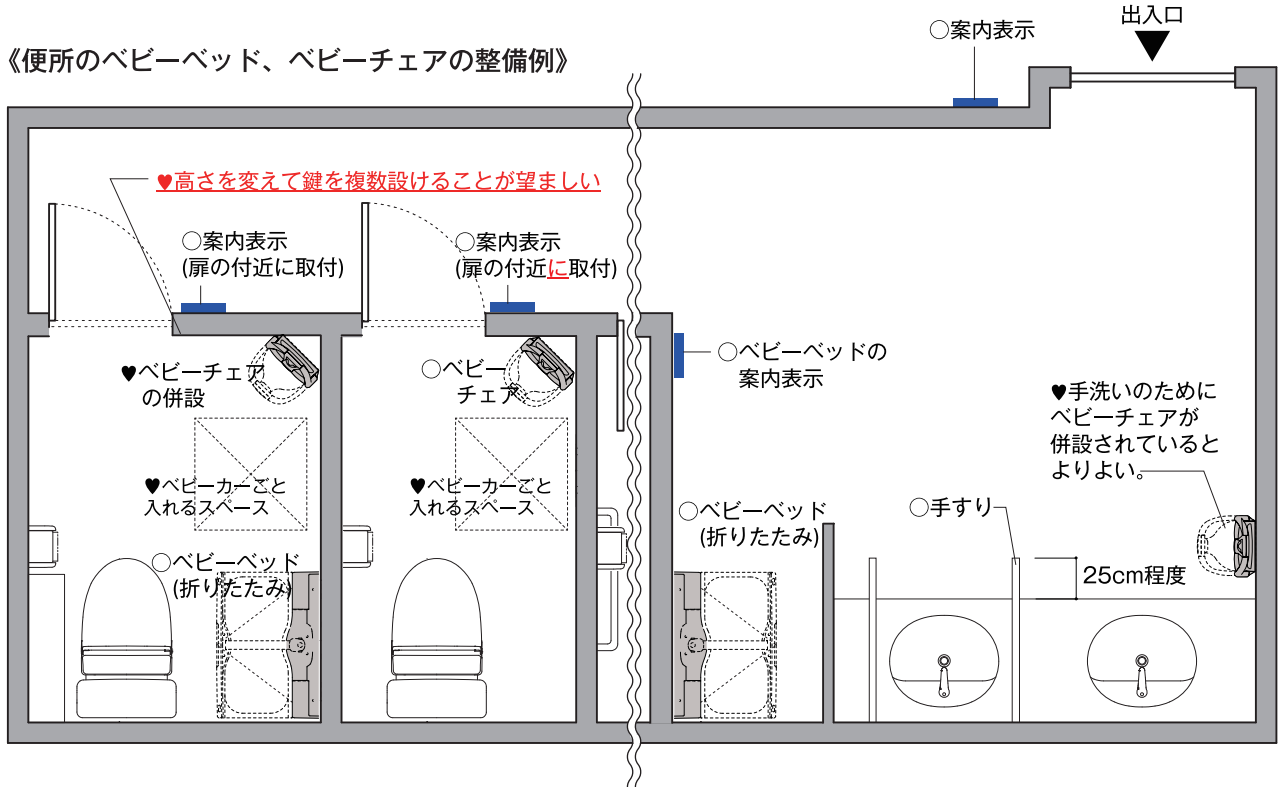
整備基準 13-(2)-ウ-(7)

- オストメイトの利用に配慮してパウチ(排泄物をためておく袋)や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し。

3.ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準

指定施設整備基準		図
(2)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りではない。）は、次に掲げるものでなければならない。	9-10 9-11
ア	便所内に、次に掲げる構造の便房を1以上設けること。	
	(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けること。	
	(1) 当該便房の出入口の戸又はその付近には、(ア)に規定する設備がある旨を表示すること。	
イ	乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口の戸又はその付近には、当該設備がある旨を表示すること。	

図13-14 乳幼児連れ利用者に配慮した便所の整備例



ベビーベッド

整備基準 9-(3)-イ

- 便房内にベビーベッドを設ける場合は、当該便房の出入口の戸にベビーベッドがある便房であることを表示し、開き戸の場合は、戸の横の壁に表示する。
- ベビーベッドには、手ばさみ事故防止や転落防止のための固定用ベルトを設けるなど安全性に配慮する。必要に応じて、手ばさみや転落の危険がある旨の表示をする。
- ♥ ベビーベッドの付近には、荷物置き場やベビーチェアを置く場所を確保することが望ましい。
- ♥ ベビーベッド及びベビーチェアは車いす使用者用便房以外の便房に設けることが望ましい。

ベビーチェア

整備基準 9-(3)-ア

- ベビーチェアは、ガード等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。当該便房の出入口の戸にベビーチェアがある便房であることを表示し、開き戸の場合は、戸の横の壁に表示する。
- 戸の付近や壁との距離など、使用時の幼児の手ばさみ事故が生じないように設置を工夫すること。
- ♥ ベビーチェアを設けた便房を複数(男女別の場合は各複数)設けることが望ましい。
- ♥ ベビーチェアを設けた便房は、ベビーカーごと入れるよう配慮することが望ましい。

基本的な考え

案内表示等は、車いす使用者、視覚障害者、高齢者、知的障害者等の利用に配慮した構造とします。出入口等の表示は、施設の総合案内として主要な設備を示すとともに、高齢者、障害者等が利用可能な設備の位置の表示を行う必要があります。

指定施設整備基準

- | | |
|-----|---|
| (1) | 公共交通機関の車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 |
| (2) | （エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下この表において「主要な設備」という。）又は(4)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。 |
| (3) | 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあつては、当該出入口又は改札口。以下この項において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 |
| (4) | 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 |
| ア | 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。 |
| イ | 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 |
| ウ | 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 |
| エ | 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 |
| オ | 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 |

図14-1 標識（ピクトグラム）の例



運行情報提供設備

整備基準 14-(1)

- 文字情報による設備には発光ダイオードや液晶等の電光表示板がある。
- 平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行に関する情報（運行開始後に変更される場合はその変更後のものを含む）とする。
- 車両等の運行に異常が生じた場合は、遅延状況、遅延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供する。
- 電光掲示板による変更内容の提供が困難な場合には、手書きの文字情報板が必要である。
- 聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返し等して放送する。
- ♥ 運休・遅延の別や運行障害発生の原因等の情報を提供することが望ましい。

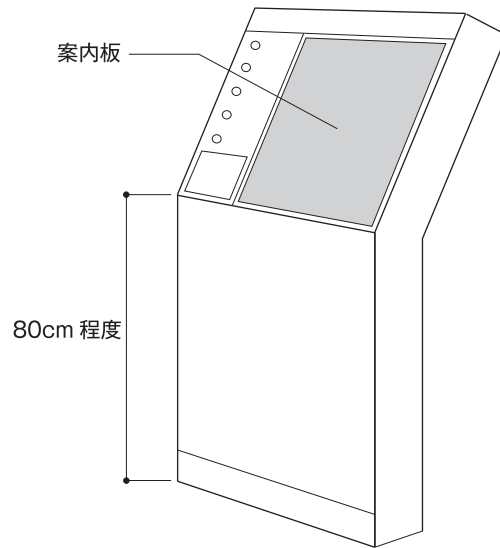
標識（ピクトグラム）

整備基準 14-(2)

- 標識（ピクトグラム）はJIS Z8210に適合するものとする。
- 標識（ピクトグラム）の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。
- ♥ 隣接する他社線、公共空間とは連続的に案内サインが繰り返し配置されることが望ましい。この場合、サイン計画にあたっては、施設設置管理者間で協議・調整のうえ、表示する情報内容を統一し、案内サインが途切れないよう留意すること。また、関係者が多岐にわたる等の場合においては協議会等を設置して検討する。

⇒18 ページコラム「センター北、センター南の案内サイン事例」を参照

図14-2 音声触知案内板の設置例



視覚障害者に示すための設備

整備基準 14-(3)

- 点字により表示する場合は、JIS T0921に適合したものとする。
- その他の方法により視覚障害者に示すための設備とは、JIS T0922に適合する触知案内板等をいう。
- ♥ 触知案内図等には、スピーカーを内蔵し押しボタンやセンサーによって作動する音声案内装置を設置することが望ましい。
- ♥ 音声案内装置等を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後ろ、左、右」など分かりやすい言葉を用いて、簡単明瞭に施設等の方向を指示することが望ましい。

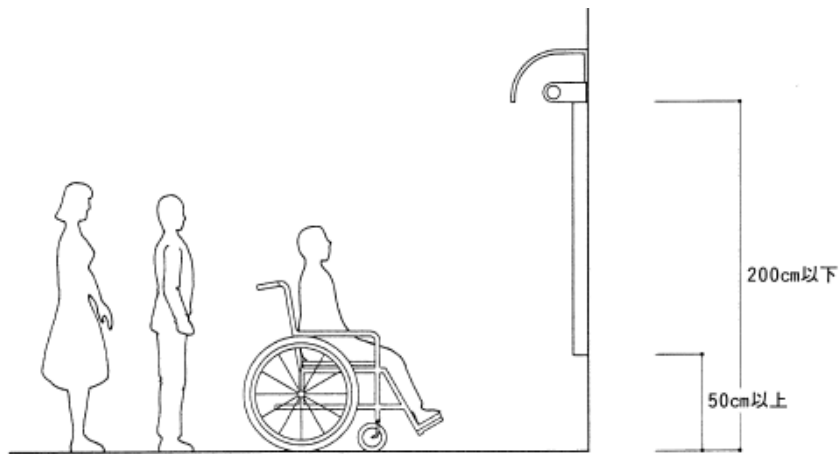
- 職員等が不在となる時間帯がある改札口や無人の旅客施設においては、触知案内図もしくは通話装置（インターホン等）、または両方の位置を知らせる音声案内装置を設置するものとする。

参考

コラム

やさしい日本語

図14-3 案内表示の設置例



案内板面の中心は目線の高さ（140cm程度）とする。

文字

整備基準 14-(4)

- 記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。
- 出入口名など主要な用語には、英語を併記する。英訳できない固有名詞にはヘボン式ローマ字つづりを使用する。
- ♥ 地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。
- ♥ 書体は視認性の優れた角ゴシック体が望ましい。

設置位置

整備基準 14-(2)

- 通路等に設置する場合は、通行の支障とならないように通路の幅に配慮して設置する。

高さ

整備基準 14-(2)

- 立位の利用者と車いす利用者が共通に見やすい範囲に掲出する際の高さは、床面から中心までの高さが140cm程度である。この寸法は利用者が板面から100cm程度の距離から見ることを想定している。

照明

整備基準 14-(2)

- 夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際、反射による判読性の低下に注意する。
- 案内表示の前には車いす使用者が転回できるスペースを設ける。

基本的な考え

視覚障害者誘導用ブロックは、平面計画等を考慮し、視覚障害者が安全に歩行しやすいよう敷設します。敷設にあたっては、あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう配慮する必要があります。また、視覚障害者誘導用ブロックを識別しやすいよう、周囲の床材の仕上げにも配慮する必要があります。視覚障害者の誘導手法として、視覚障害者誘導用ブロックだけでなく、音声・音響によって案内することも重要です。

指定施設整備基準



(1) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|--|
| ア | 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。 |
| イ | 色は、原則として黄色とすること。 |
| ウ | 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。 |
| エ | 形状は、次のとおりとすること。 |
| (ア) | 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。 |
| (イ) | 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。 |
| (ウ) | 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。 |

(2) 次に定める場所には、(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。

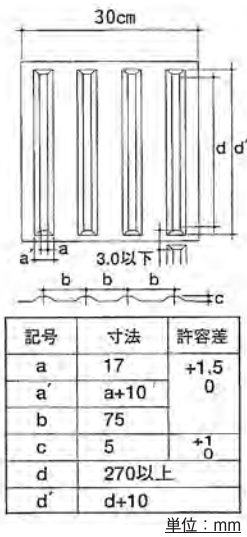
- | | |
|---|---|
| ア | 出入口から主要な通路、エレベーター、券売機、出札口、改札口又は乗降場に至る連続した経路 |
| イ | 階段、段及びエスカレーターの始末端部に近接した床面等の縦断勾配が急激に変化する場所 |
| ウ | 鉄道の駅のホームの縁端及び両端 |
| エ | 券売機、便所及び点字案内板の正面に至る経路 |
| オ | バス停留所及びタクシー乗り場の乗車口 |

(3) 4の項に定める構造の改札口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する

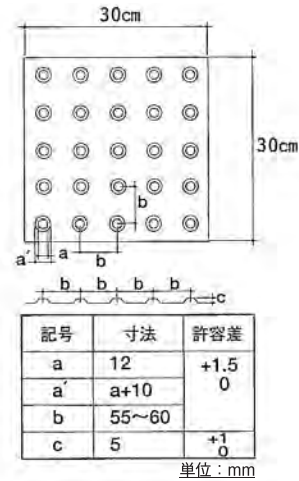
図15-1 視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法-1

30cm角視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法

<線状ブロック>

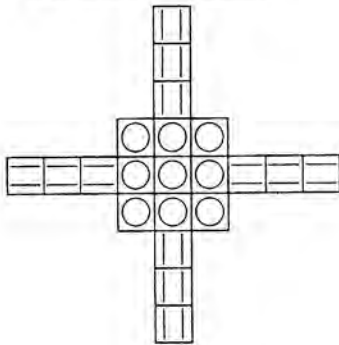


<点状ブロック>

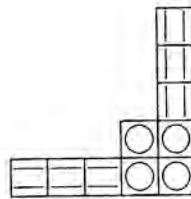


JISによる突起の形状・寸法及びその配列

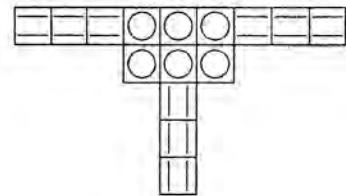
<十字の場合>



<直角に曲がる場合>



<丁字の場合>



構造

整備基準 15-(1)

- JIS T9251に合わせたものとする。

大きさ

整備基準 15-(1)-ア

- 視覚障害者の歩行間隔を担保する最低限の大きさとして、縦横それぞれ30cmとする。
- ♥ 歩道等の屋外をある程度の速度で連続して円滑に歩行する場合には、多少の振れ幅を考慮して、縦横それぞれ40cmの大きさが望ましい。
- 敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。

材質

整備基準 15-(1)-ウ

- 材質の選定にあたっては、鋳製のものは滑りやすく、抜け落ちやすいため使用しない。また、ゴム製のものは耐久性に欠けるため使用しない。

色彩

整備基準 15-(1)-イ

- 視覚障害者誘導用ブロックが路面の色彩と類似する場合には、周囲の路面との輝度比2.0程度確保することにより、容易に識別できるようにする必要がある。
- また、利用者が混乱しないよう連続した経路に関しては統一された色を使用する。

視覚障害者の声

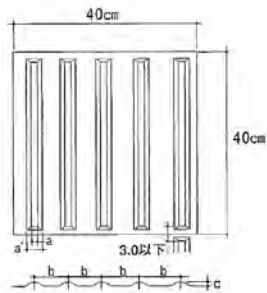
形状の違う誘導用ブロックが混ざって敷設されていると戸惑うことがあります。



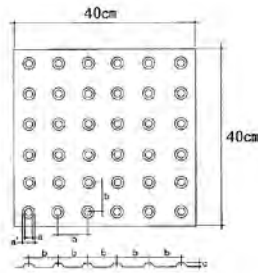
図15-2 視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法-2

40cm角視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法

<線状ブロック>

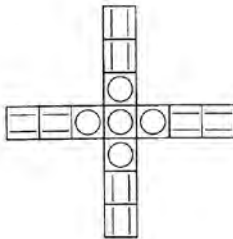


<点状ブロック>

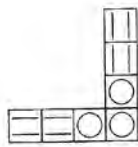


JISによる突起の形状・寸法及びその配列

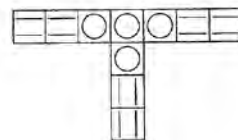
<十字の場合>



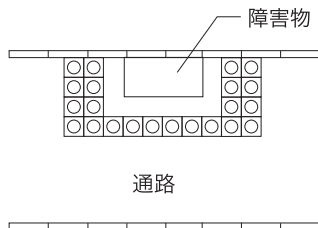
<直角に曲がる場合>



<丁字の場合>



障害物回避の敷設例



形状

整備基準 15-(1)-工

- 歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示す。また、置き看板等で通行に支障を及ぼす恐れがある場合には、PRシートを貼り付けるなど視覚
- 障害者が円滑に通行できるよう配慮する。
注意・警告すべき位置や誘導対象施設等の位置は、点状突起によって示す。

敷設の考え方

整備基準 15-(2)-ア

- 駅舎等の出入口から乗降口の正面まで、視覚障害者が安全かつ確実に到達できるよう連続して誘導を行う。
- 線状ブロックの敷設は、一般動線に沿うことに考慮しつつ可能な限り最短経路により敷設する。
- 線状ブロックは、構造上やむを得ない場合等を除き、旅客の動線と交錯しないよう配慮し、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな動作線上に連続的に敷設する。
- 他の事業者の公共交通機関の施設、公共用通路等と連続した誘導経路となるよう、誘導動線、形状、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）などを統一的連続的に敷設することが望ましい。
- また、歩行できるスペースが確保できるよう、可能な限り壁面、柱や床置きもの等から適度に離れた位置に敷設する。
- 視覚障害者誘導用ブロックが識別しやすいよう周辺の床材をレンガやインターロッキング等とする場合、目地部にも段差が生じないように施工する。
- コインロッカー、公衆電話、自動販売機等は視覚障害者誘導用ブロックに支障のない場所に設置することが望ましい。

PRシートの例

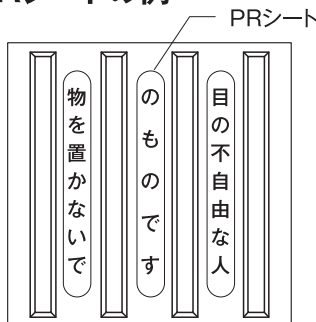
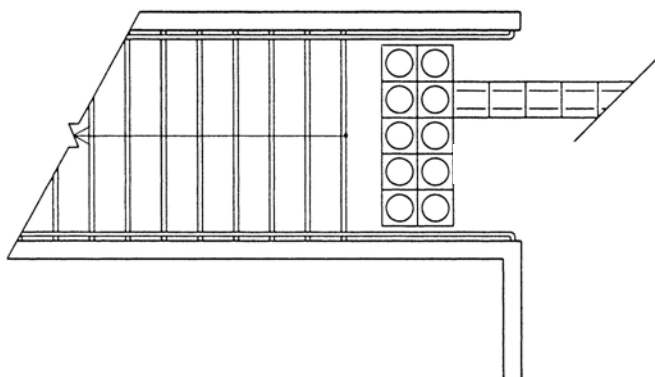
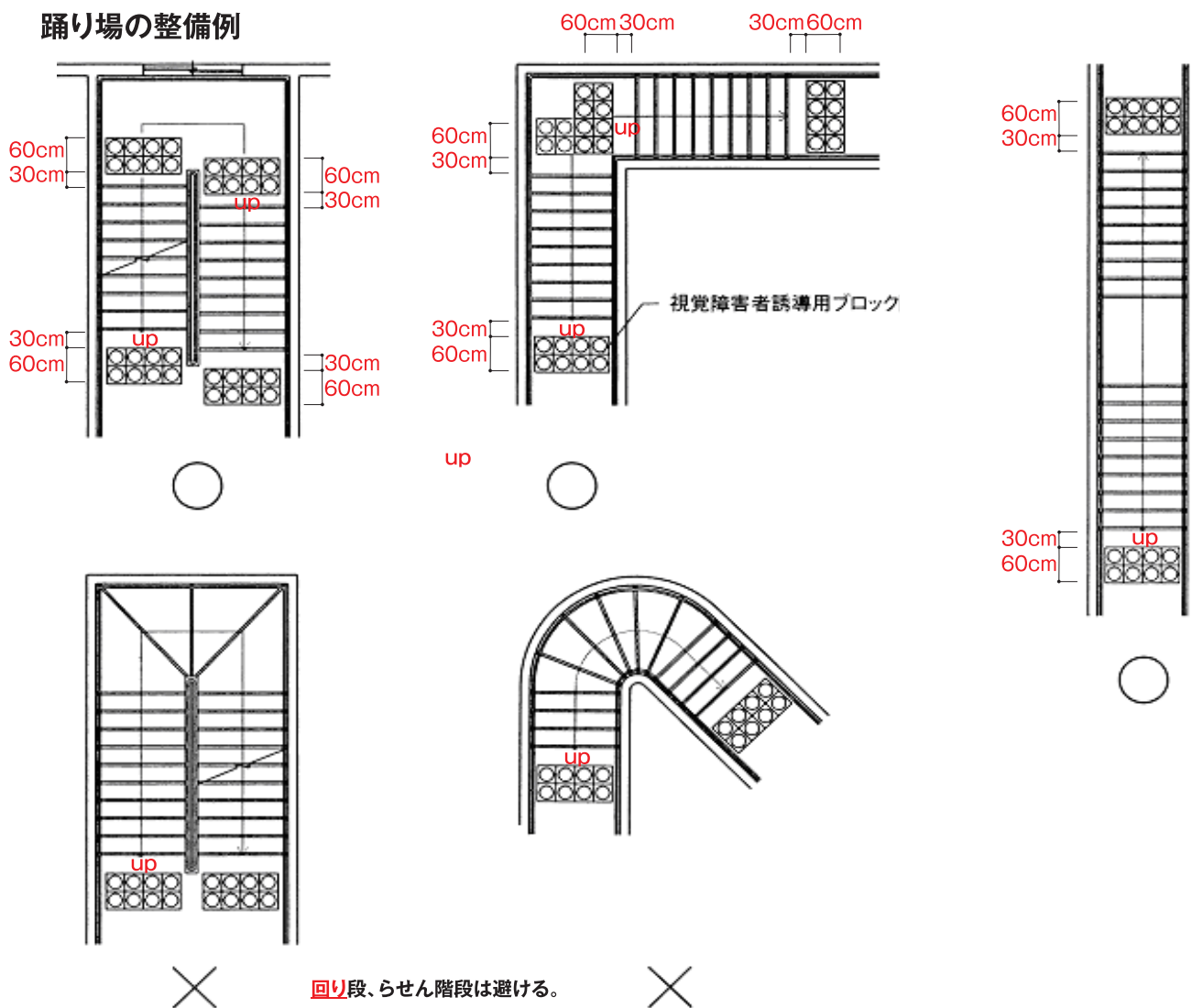


図15-3 階段まわりの敷設方法

階段まわりの敷設例



踊り場の整備例



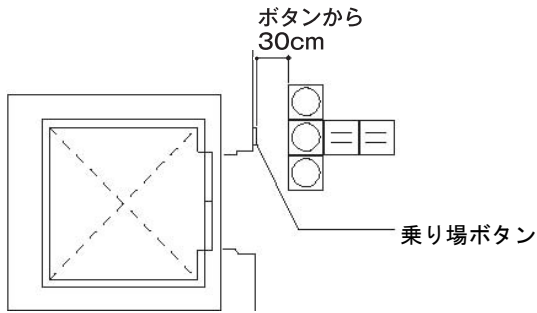
階段まわりの敷設方法

整備基準 15-(2)-イ

- 階段の上端及び下端に近接する通路等に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30cm離れた箇所に60cm程度の奥行きで全幅にわたって敷設する。
- 敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設幅を確保する。

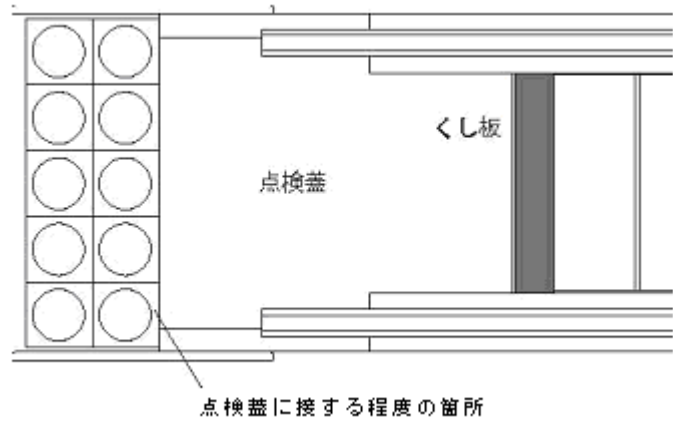
図15-4 エレベーター、エスカレーター、傾斜路まわりの敷設方法

エレベーターまわりの敷設例

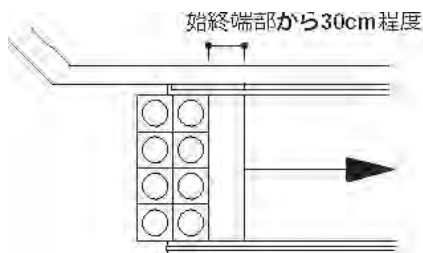


乗り場ボタンには、点字表示をあわせて行う。

エスカレーターまわりの敷設例



傾斜路まわりの敷設例



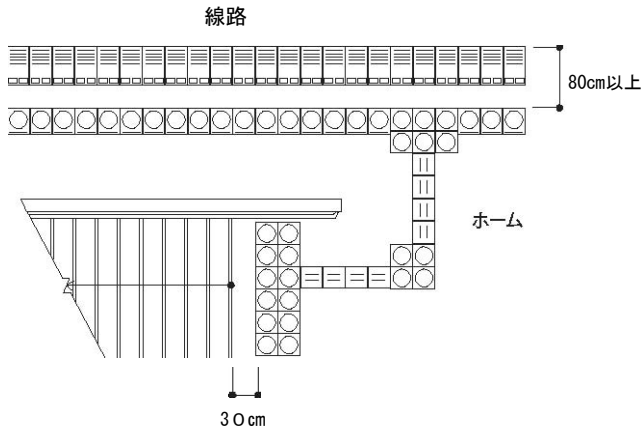
エレベーター、エスカレーターまわりの敷設方法

整備基準 15-(2)

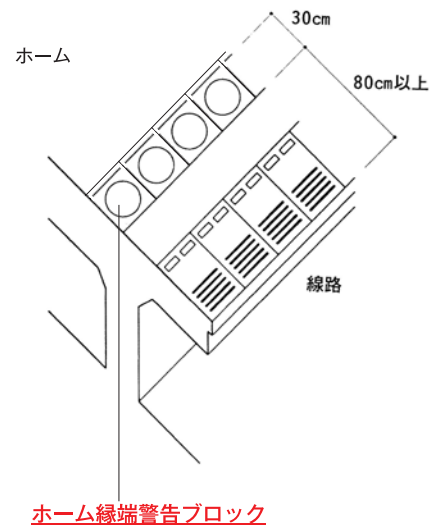
- ・ 連続した経路にエレベーターがある場合は、乗降ロビーの乗り場ボタン前に敷設する。
- ・ 通路等が傾斜路のみで構成される場合には線状ブロックを敷設する。
- ・ エスカレーターに誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。
 - ・ 乗り口方向のみに敷設する。
 - ・ 時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設する。
 - ・ 乗り口方向には運行方向を示す音声案内を設置する。

図15-5 ホーム縁端部の敷設例

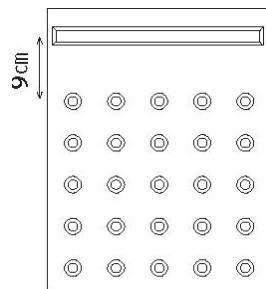
ホーム縁端警告ブロックの敷設例



ホーム縁端の敷設例



ホーム縁端警告用内方表示ブロック (ホーム縁端警告ブロック) の構造



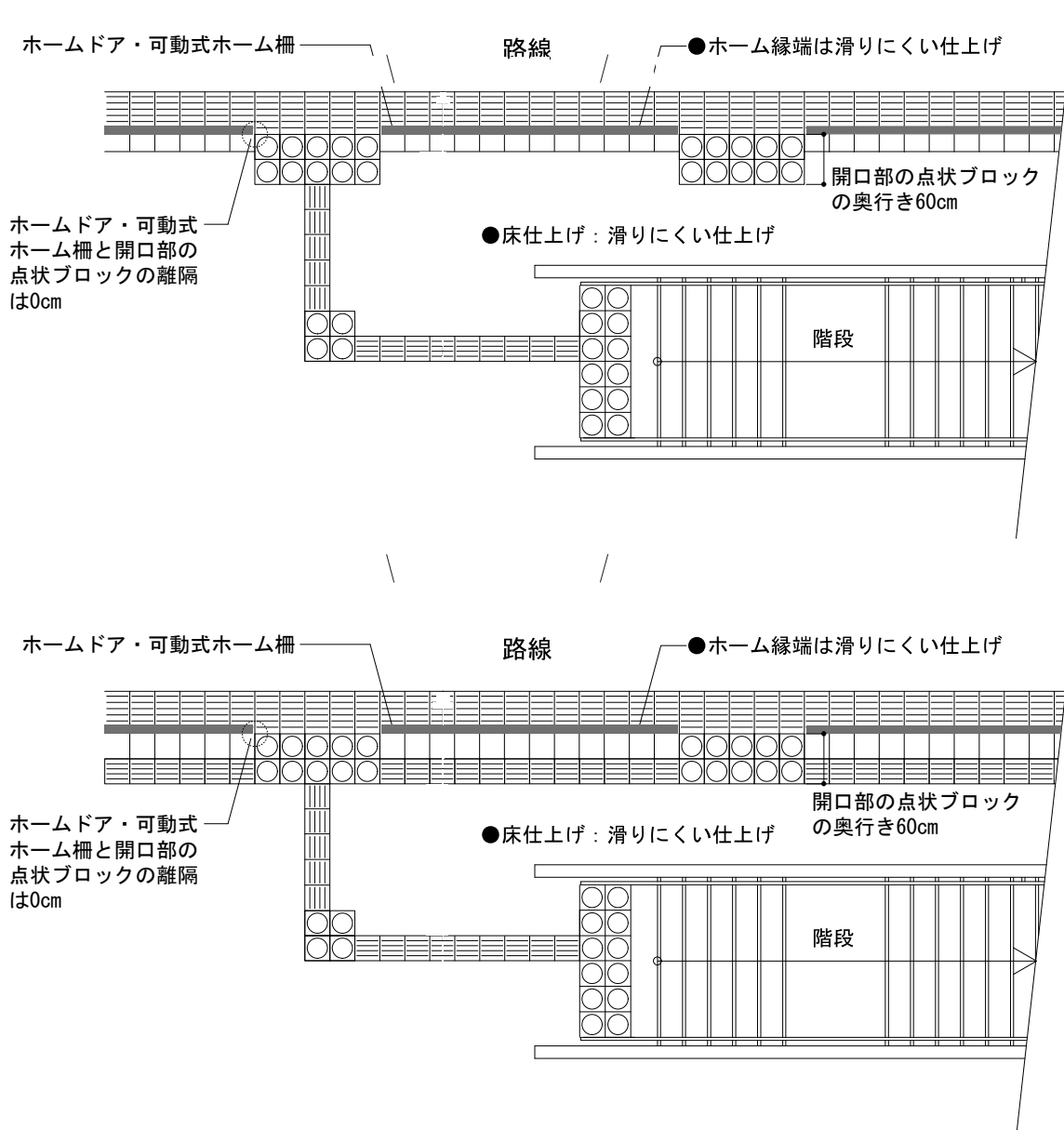
- ・点状突起の形状・寸法及び配置は、JIS T9251 規格に準じる。
- ・内方線の形状及び寸法は、JIS T9251 規格の線状ブロックの線状突起に準じる。
- ・内方線の中心と点状突起の中心との間隔は、原則として、9cm 程度とする。

ホーム縁端部の敷設方法

整備基準 15-(2)

- ・ ホーム縁端警告ブロックは、ホームの線路側の縁端部を警告するために敷設するものであり、ホーム上における、これ以外の場所には敷設しない。

図15-6 ホームドア・可動式ホーム柵の開口部の敷設例



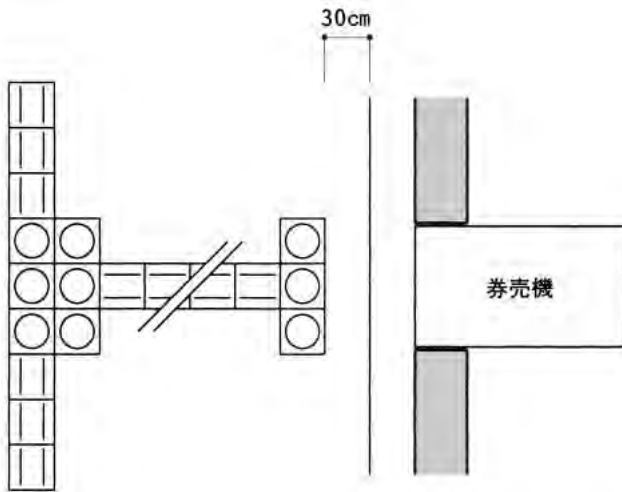
ホームドアを設置する場合の敷設方法

整備基準 15-(2)

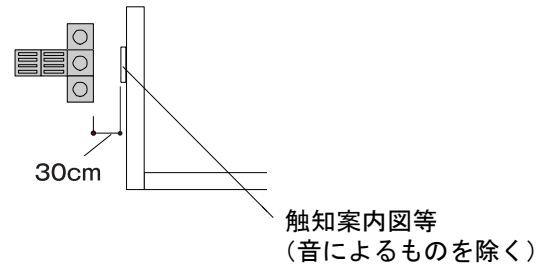
- ホームドアを設置する場合には、開閉が行われる各開口部の全幅にわたって奥行き60cm程度の点状ブロックを敷設する。
 ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても30cm以下とする。

図15-7 券売機、便所、触知案内図、バス停まわりの敷設例

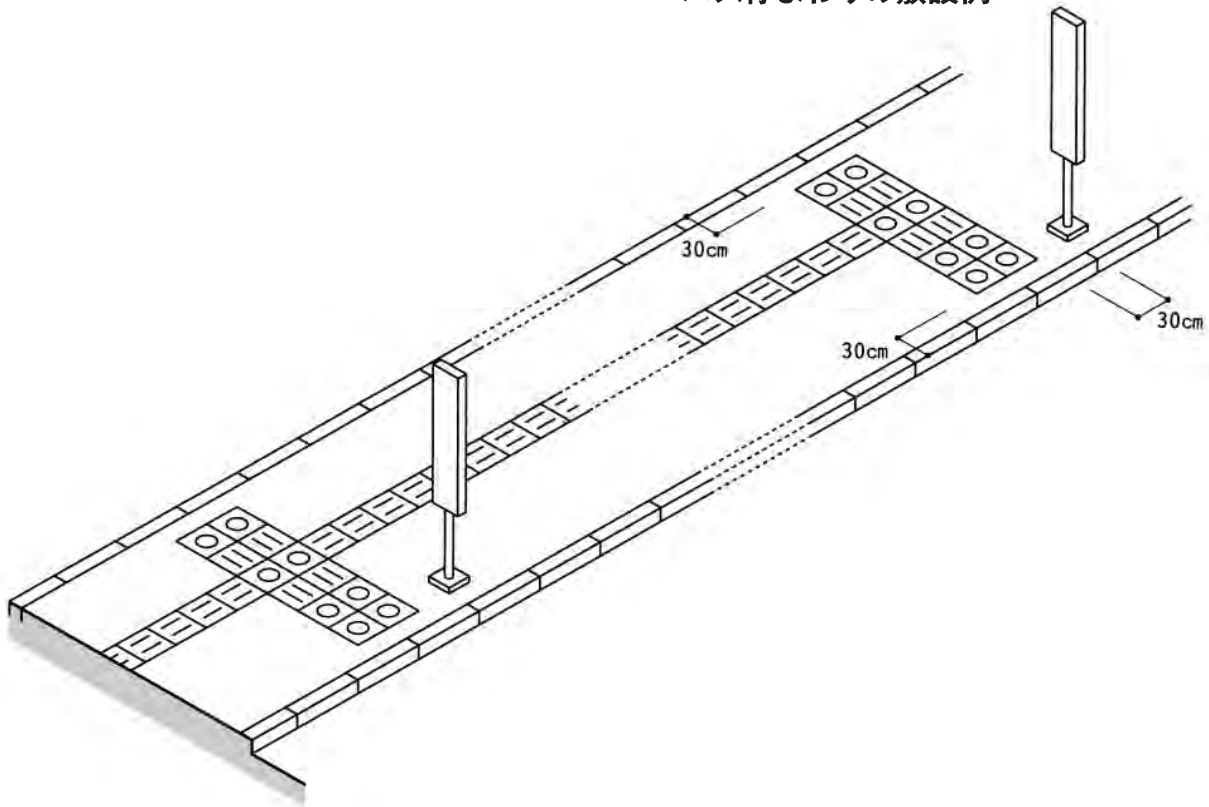
券売機まわりの敷設例



触知案内図まわりの敷設例



バス停まわりの敷設例



券売機、触知案内図その他の施設まわりの敷設方法

整備基準 15-(2)

- 券売機、便所、触知案内図の正面に至る経路に連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
- 券売機その他の乗車券等販売所への線状ブロックの敷設経路は、点字運賃表及び点字表示のある券売機の位置とする。
- ♥ 上記の券売機その他の乗車券販売所は、改札口に近い券売機その他の乗車券等販売所とすることが望ましい。
- 便所への線状ブロックの敷設経路は、便所出入口の壁面にある触知案内図等の位置とする。
- 触知案内図等への線状ブロックの敷設経路は、出入口付近又は改札口付近に設置した案内図の正面の位置とする。

音による誘導装置

整備基準 15-(3)

- 誘導鈴等に用いられる断続音は、遠方から駅入口の位置・方向を認知するために有効であり、改札口に誘導鈴等を設けることにより円滑に誘導することができる。
- ♥ 1の項に定める出入口のうち1以上は誘導鈴や音による誘導装置を設けることが望ましい。
- ♥ 音声により、駅名等を示すことが望ましい。

基本的な考え

聴覚障害者等が駅舎等構内の施設を支障なく利用できるよう、案内設備等に配慮します。文字情報を表示するための設備には、発光ダイオードや液晶等の電光掲示板があります。また、事故等の非常時に改札口や乗降場で、その内容を知らせる手書きの文字情報板が必要です。

指定施設整備基準



主要な通路、乗降場及び出札口、案内所等のカウンターには、それぞれ1以上文字により情報を表示するための設備を設けなければならない。

図16-1 整備例

改札口の電光掲示板



(みなとみらい線 馬車道駅)

ホームの電光掲示板



(みなとみらい線 馬車道駅ホーム)

手書きの文字情報板の例



ホワイトボードや黒板などで事故や緊急の情報を掲示する。

電話機

整備基準 16

- ♥ 電話機を設置する場合は聴覚障害者用音量増幅器を取り付けることが望ましい。この場合、見やすい位置にその旨を表示する。
- ♥ 公衆ファクシミリを設置することや、携帯電話等が利用できる環境とすることが望ましい。

緊急時の案内用設備

整備基準 16

- ♥ 聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を文字表示によって提供できる設備を備えることが望ましい。

基本的な考え

高齢者、障害者等が施設を利用できるよう整備することに止まらず、非常時における情報伝達のあり方にも配慮します。特に警報設備及び避難口誘導灯については、視覚と聴覚による情報伝達が行えるよう十分配慮する必要があります。

指定施設整備基準

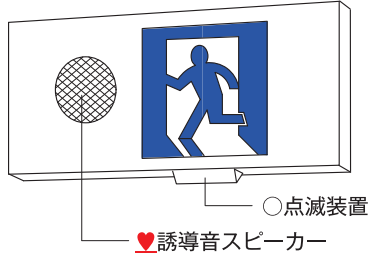


(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。

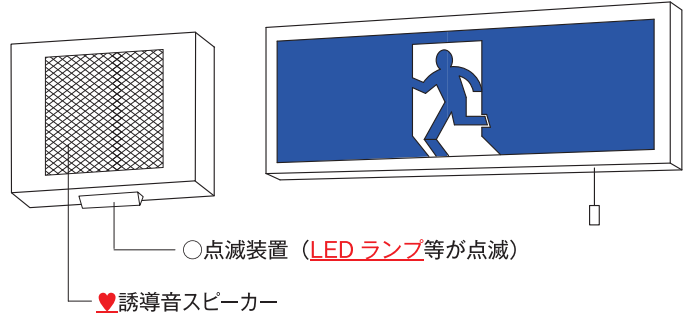
(2) 屋外へ通ずる出入口には、点滅型誘導灯を設けなければならない。

図17-1 避難口誘導灯の例

<誘導音付点滅型誘導灯の例>



<既存誘導灯に追加取付した例>



音響装置

整備基準 17-(1)

- 音によって非常事態の発生を知らせる装置である。
- ♥ 一斉放送できる設備を設けることが望ましい。

点滅型誘導灯

整備基準 17-(2)

- 非常時に点滅し、利用者を適切に誘導することができるような設備である。

避難誘導灯

整備基準 17-(2)

- ♥ 避難誘導灯には、聴覚障害者への情報伝達を考慮し、非常放送設備と連動した事態の状況を文字により知らせる文字表示装置を設けることが望ましい。

参考

コラム

多様な利用者に配慮した情報提供

基本的な考え

券売機は、高齢者、障害者等が利用する際に操作方法が簡易で分かりやすい装置と**します**。公衆電話を設置する**場合**は、車いす利用者等が**円滑に**利用すること**の**できる公衆電話を分かりやすい場所に設置**します**。水飲み、ベンチ、構内売店は**できる**だけ計画的に配置し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造と**します**。

指定施設整備基準



(1) 券売機を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。

ア 前面には、車**いす**使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。

イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。

ウ 操作ボタンは、点字による表示を行うこと。

(2) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車**いす**使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。

(3) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。

ア (1)に定める構造とすること。

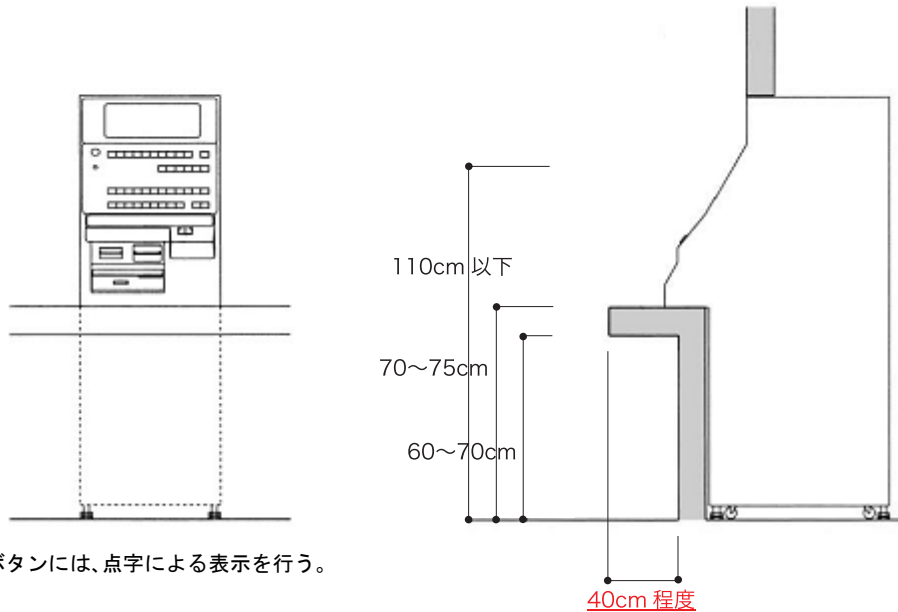
(4) 自動販売機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。

ア 前面には、車**いす**使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。

イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。

(5) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるものを2以上設けなければならない。

図18-1 券売機の整備例



操作ボタンには、点字による表示を行う。

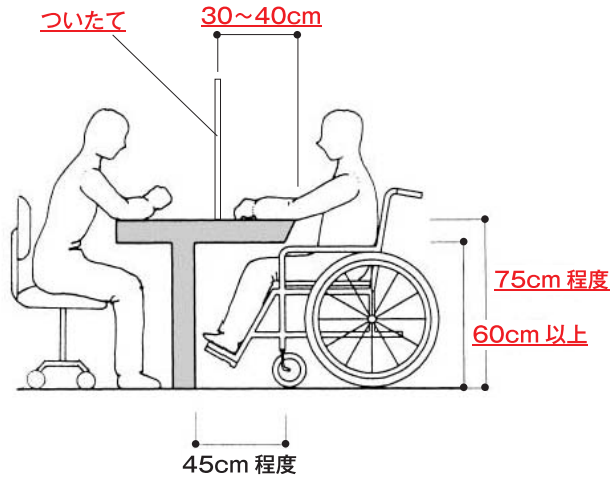
券売機

整備基準 18-(1)

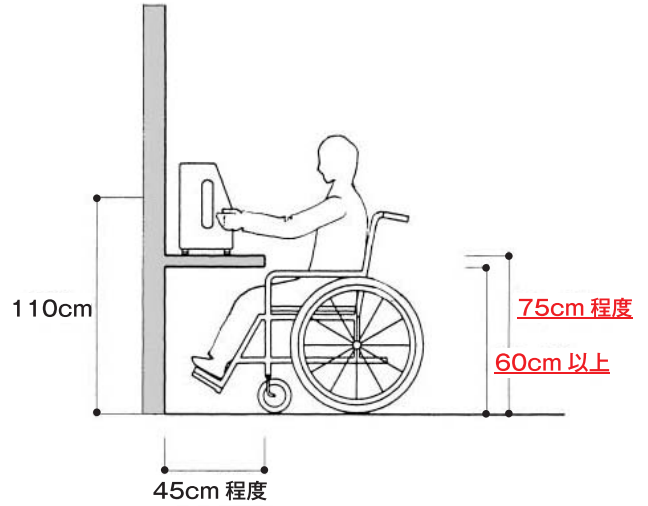
- 金銭投入口及び運賃ボタン、取消ボタン、**呼出し**ボタン等の高さは110cm以下とする。
- 券売機のカウンター下部は車いす使用者が利用しやすいように、下端60~70cm程度、上端70~75cm程度、**奥行40cm程度の蹴込み**を設ける。
- ♥ **緊急時や故障時、問合せが必要な時に、駅係員に連絡できるよう、インターホン又は呼出しボタンを設けることが望ましい。**
- 操作ボタンの点字表示とあわせ、点字の料金表を券売機から手の届く範囲に設置する。
- **タッチパネル式の場合は、視覚障害者が利用できるよう、点字表示付きのテンキーを設置する。**

図18-2 カウンター、記載台等の整備例

カウンター、記載台の整備例



電話台の整備例



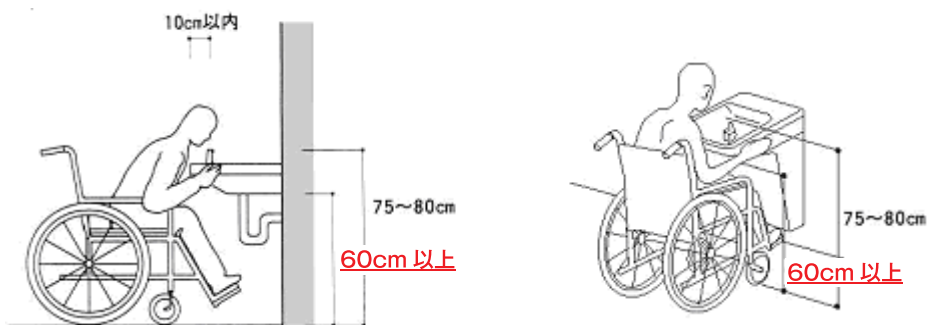
カウンター

整備基準 18-(2)

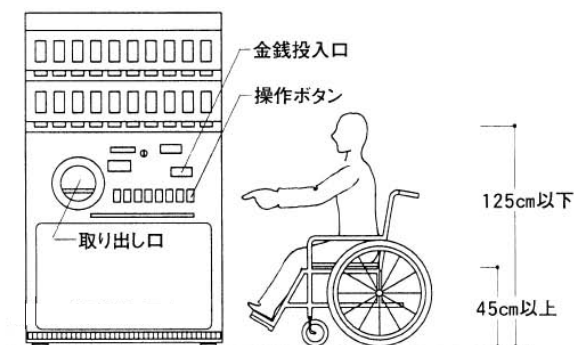
- 下部に車いすのフットレスト及び膝が入るよう、下端60cm以上、上端75cm程度、奥行き45cm程度とする。
- カウンターのついたてまでの奥行きは、車いす使用者との対話に配慮して30cm~40cmとする。
- ♥ 言葉（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103に適合する絵記号等によるコミュニケーションボードを備えることが望ましい。

図18-3 水飲み、自動販売機の整備例

水飲みの整備例



自動販売機の整備例



水飲み

整備基準 18-(3)

- 水飲みの寸法は、下部に車いすのフットレスト及び膝が入るよう、下端60cm以上、奥行き45cm程度とする。
- 飲み口は高さ75~80cm程度とし、縁から10cm以内の位置に取り付ける。
- 水栓は上肢障害者にとっても扱いやすい形式とする。

自動販売機

整備基準 18-(4)

- 自動販売機を設置する場合は、段やその他の障害物がないよう配慮する。
- 自動販売機の操作ボタン、金銭投入口及び取出口等の高さは床面から45~125cm程度の範囲にする。
- 金銭投入口は大きくし、高齢者、障害者等が扱いやすい形式とする。

現金自動預入・支払い機

整備基準 18-(4)

- 現金自動預入・支払い機の操作ボタン、金銭投入口及び取出口等の高さは床面から80~110cm程度の範囲にする。
- ♥ 操作内容及び状況を音声で知らせる装置を設けることが望ましい。
- 肢体不自由者や高齢者等に配慮（立位から座位、座位から立位への動作のしやすさ）した構造とする。